

# 第二次東松山市 地域福祉計画

～地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山～

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月  
東松山市

はじめに

本市では、「暮らしを支えあい 幸せを育むまち 東松山」を基本理念として、平成 27 年 3 月に「東松山市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

少子高齢化や核家族化の進展、プライバシー意識の高まりなどにより、隣近所に関心を寄せることや、地域の中でつながりを持つ機会、ご近所・地域同士の助け合いの意識が希薄になりつつあることから、こうした課題に対応するために取組を進めてまいりましたが、地域福祉の課題の複雑化や新たな課題に対応していくには公的な制度やサービスだけでは困難になっており、地域の中で助け合うことが重要になっています。



このような中、支え手側と受け手側が分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会の実現」に向け、各般の取組を推進するため、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行されました。

このたび策定した「第二次東松山市地域福祉計画」は、現在の本市の状況を踏まえ、基本理念及び基本目標の見直しを図り、引き続き市民、団体、事業者と市が連携して地域福祉の推進に取り組む事項を明確にしています。

また、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等に対する権利擁護の一環として「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するなど、多様な課題に対応する内容としており、今後はこれまで以上に市民の皆様や関係機関等との連携を深め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様や関係団体の方々、貴重なご意見やご提言をいただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

東松山市長 森田 光一

## 目 次

第1章 地域福祉計画の役割と位置付け .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 地域福祉と地域共生社会 .....	3
(1) 地域福祉とは .....	3
(2) 地域共生社会とは .....	4
3 計画の位置付け .....	6
(1) 行政計画における地域福祉計画の位置付け .....	6
(2) 地域福祉活動計画との連携 .....	6
4 計画の期間 .....	7
5 計画の策定体制 .....	8
(1) 策定委員会の設置 .....	8
(2) 地域福祉計画への市民意見の反映 .....	8
6 地域の範囲 .....	9
第2章 東松山市の現状分析 .....	11
1 統計データからみる東松山市の現状 .....	11
(1) 総人口及び世帯状況 .....	11
(2) 労働力状態 .....	13
(3) 高齢者の状況 .....	14
(4) 障害者の状況 .....	16
(5) 児童の状況 .....	17
(6) 生活困窮の状況 .....	19
(7) その他の相談等の状況 .....	20
(8) 地域福祉を支える組織の活動状況 .....	21
2 各地区の現状 .....	24
(1) 松山地区 .....	24
(2) 大岡地区 .....	25
(3) 唐子地区 .....	26
(4) 高坂地区 .....	27
(5) 野本地区 .....	28
(6) 高坂丘陵地区 .....	29
(7) 平野地区 .....	30
3 アンケート調査からうかがえる市の地域福祉の状況 .....	31
(1) 調査の概要 .....	31
(2) 調査結果の概要 .....	31
4 団体アンケート調査からうかがえる市の地域福祉の状況 .....	43
(1) 調査の概要 .....	43
(2) 調査の結果 .....	43
5 地区懇話会からうかがえる市の地域福祉の状況 .....	44
(1) 調査の概要 .....	44
(2) 調査の結果 .....	44

6 課題の整理.....	46
(1) 市全体の状況 .....	46
(2) 各地区の状況 .....	50
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>51</b>
1 基本理念 .....	51
2 基本目標 .....	52
3 施策の体系.....	54
<b>第4章 基本目標と施策の展開 .....</b>	<b>55</b>
基本目標1 地域社会の多様な主体をつなげる.....	56
(1) 地域力の支援体制の整備 .....	56
(2) 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携強化.....	58
(3) 地域づくりに携わる団体の連携・協働.....	60
(4) 社会福祉法人の地域貢献の促進.....	62
基本目標2 多様性を尊重しながら支え合う .....	64
(1) 地域活動等への市民参加の促進 .....	64
(2) 支え合い・見守り活動の充実.....	66
(3) 地域における介護予防・健康づくり活動の充実.....	68
(4) 市民の活躍の場の充実.....	70
(5) 災害・犯罪に備えたまちづくりの推進.....	71
基本目標3 地域福祉活動の担い手を育てる .....	73
(1) 互いに尊重し、支え合う意識の醸成.....	73
(2) 地域福祉を支える人材の確保と育成.....	75
(3) 地域福祉を推進する人材の確保と育成.....	76
基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く .....	77
(1) 福祉サービスの充実.....	77
(2) 生活困窮者等への支援体制の充実 .....	79
(3) 包括的な相談支援体制の整備.....	81
(4) 情報アクセスやコミュニケーション支援の充実.....	84
(5) 権利擁護支援のための体制の充実 .....	85
(6) 虐待防止に向けた体制の充実.....	88
(7) 人にやさしいまちづくりの推進.....	90
<b>第5章 計画の推進体制 .....</b>	<b>92</b>
1 計画の周知及び利用促進.....	92
2 関係機関等との連携.....	92
(1) 市民等との協働.....	92
(2) 東松山市社会福祉協議会との連携 .....	92
(3) 関係機関との連携.....	92
(4) 庁内の関係部署との連携・情報共有.....	93
3 計画の実施状況の点検・評価 .....	93
<b>資料編 .....</b>	<b>94</b>
1 計画の策定経過 .....	94
2 調査概要 .....	95
3 計画策定委員会 .....	96



## 第1章 地域福祉計画の役割と位置付け

### 1 計画策定の背景

我が国では、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化が進む中、平成12年に社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へ改正され、地域福祉の推進が同法の目的の一つとして掲げられました。

しかし、その後も地域福祉に関わる課題は多様化、複雑化しており、介護と育児の問題を同時に抱える等の複合的な課題や、既存の支援制度では対応の難しい制度の狭間の問題なども増えています。また、東日本大震災をはじめとする大規模災害が近年は相次いで発生し、住民同士の支え合いの重要性なども改めて認識されているところです。

本市においても、令和元年10月に発生した台風第19号では河川の氾濫に伴う家屋の損壊・浸水や道路の冠水など、未だかつて経験したことのない災害が発生しました。このような大規模災害では、公助による支援だけでなく避難や災害復旧活動などにおいて、住民同士の支え合いの重要性が改めて認識されることとなりました。こうした緊急時への対応は、日頃から住民同士のつながりや、住民自身の主体的な活動の積み重ねが重要となります。

そのため、日頃から地域に関心を持ち、地域に暮らす個人や家庭が抱える様々な課題に包括的に対応できるように、地域を基盤とした支え合いの体制や、地域の多様な主体が協力して課題を解決する力の向上など、地域福祉の一層の推進が必要となっています。

国においては、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指しており、平成30年に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



## 第1章 地域福祉計画の役割と位置付け

この地域共生社会の実現に向けて、「地域における住民主体の課題解決力の強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ（平成 29 年 9 月 12 日）」では、地域福祉の推進において重視すべき5つの視点が示されています。

- ① それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦【共生文化】
  - ② すべての地域の構成員の参加・協働【参加・協働】
  - ③ 重層的なセーフティネットの構築【予防的福祉の推進】
  - ④ 包括的な支援体制の整備【包括的支援体制】
  - ⑤ 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造【多様な場の創造】
- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ（平成 29 年 9 月 12 日）」より

埼玉県においても、分野別の個別の相談支援体制が困難なケースや、制度の狭間にあるケース（以下、「複合課題」という。）への取組等を充実するため、平成 30 年度から令和 2 年度までを計画期間とする第5期埼玉県地域福祉支援計画を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援する方向性が示されました。

また、国連サミットでは、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択され、貧困、健康、教育など様々な社会問題の解決に向けて国、自治体、民間企業、団体、市民等の関係者が協調的なパートナーシップの下で行動することが必要とされました。

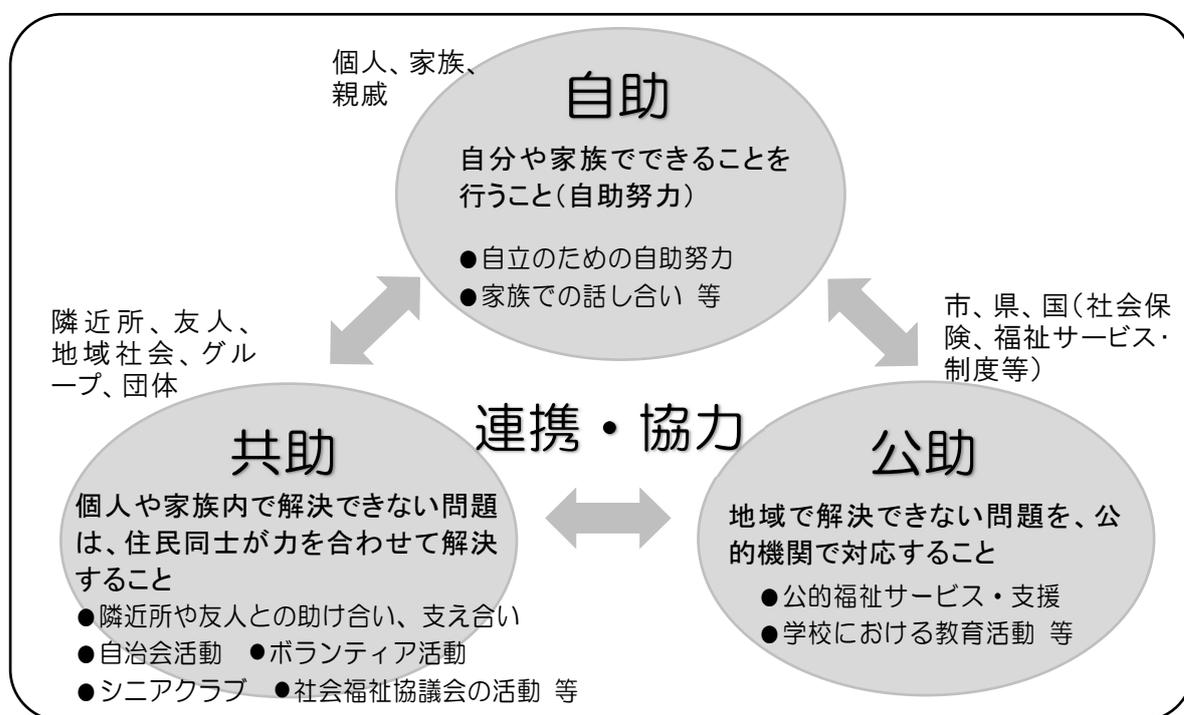
本市においても、第一次東松山市地域福祉計画（平成 27 年度～令和元年度）の下に、「暮らしを支えあい 幸せを育むまち 東松山」の実現を目指して、地域福祉の推進に取り組んできましたが、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、地域福祉の重要性は増しています。そのため、より身近な地域から、地区、市全域と重層的に多様な主体が協力し、地域の様々な生活課題の解決や地域づくりに取り組んでいけるように地域包括ケアシステムを推進し、地域共生社会の実現を目指して、本計画を策定します。

## 2 地域福祉と地域共生社会

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者など、多様な主体が協力し合い、暮らしのあらゆる場面において起こり得る生活課題の解決に取り組んでいくことであり、地域の活性化にも「還元」されていくと考えられています。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助・支え合い（共助）、公的な福祉サービス・支援（公助）が、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力していく関係を築くことが必要です。



また、国の社会保障審議会福祉部会では、地域福祉推進の理念及び基本目標が以下のとおり示されています。

地域福祉推進の理念
(1) 住民参加の必要性
(2) 共に生きる社会づくり
(3) 男女共同参画
(4) 福祉文化の創造

地域福祉推進の基本目標
(1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加
(2) 利用者主体のサービスの実現
(3) サービスの総合化の確立
(4) 生活関連分野との連携

本計画では、これらの地域福祉推進の理念及び基本目標を踏まえ、地域福祉の取組を通じて、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

平成 29 年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より

人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など多岐にわたるため、本人や世帯を包括的に支えていくことが必要です。

そこで、国は、個人や世帯が抱える課題を地域で包括的に支援していける地域共生社会の実現を目指し、法制度の改正を進め、社会福祉法の一部も改正されました。(平成 30 年4月施行)

この法律では、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進などが新たに規定されました。

社会福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）の概要

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定（第4条関係）

○地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

○地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題\*について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第 106 条の3関係）

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実（第 107 条関係）

○市町村が地域福祉計画の策定の努力義務化

○計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること

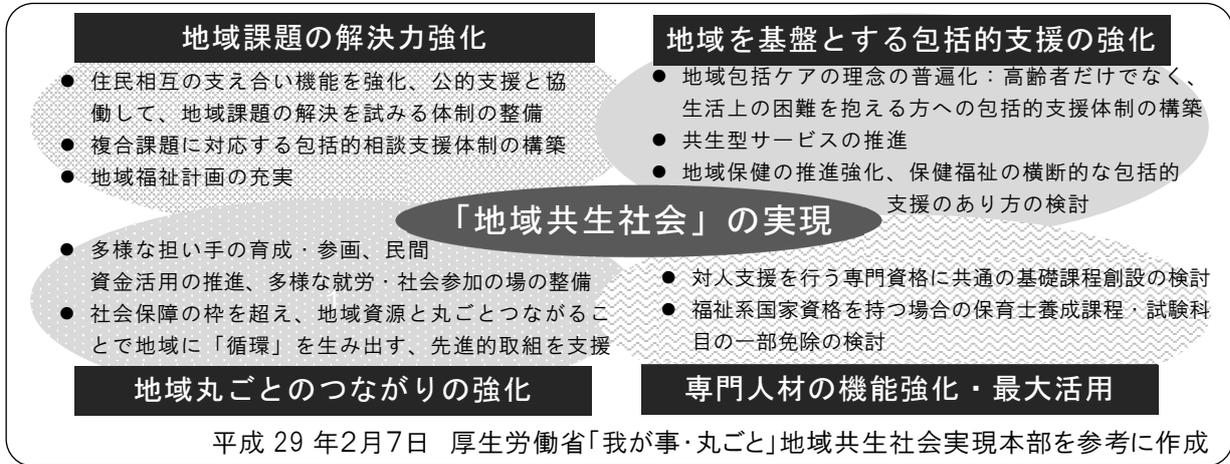
○高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載すること

\*福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

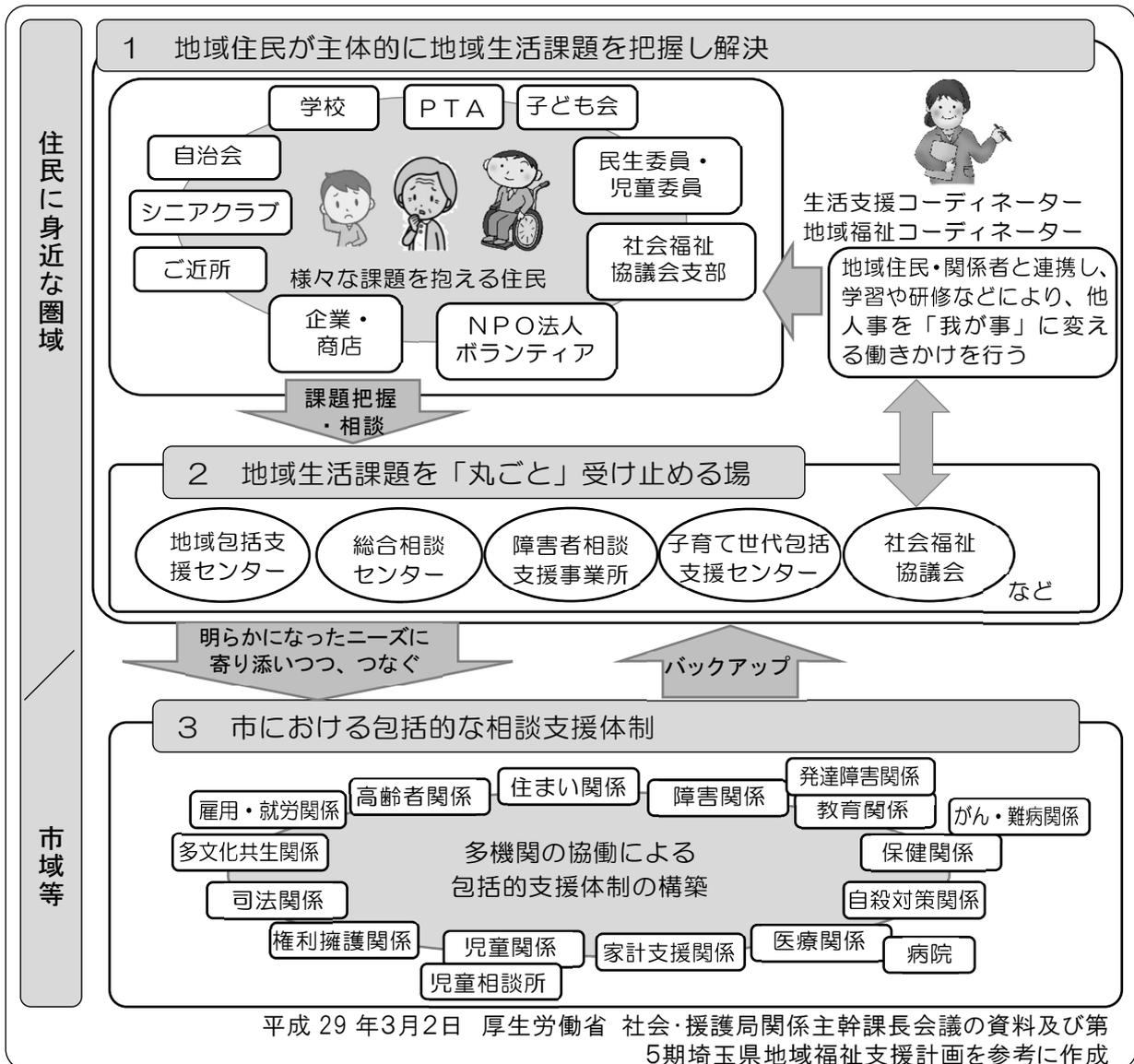
これまで、高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方を、障害者、子どもなどへの支援や、複合的な課題に広げ、多様な課題への対応ができる体制をつくるのが、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていきます。

そのため、地域包括ケアシステムをはじめとする福祉や災害対策、地域づくりにおいて取り組んできた自助・共助・公助を、持続可能な地域包括ケアの仕組みに発展させる地域福祉活動の展開を目指します。

【国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格】



【「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的支援体制のイメージ】



### 3 計画の位置付け

#### (1) 行政計画における地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置付けられます。また、本市全体の指針となる第五次東松山市総合計画を上位計画としています。

なお、平成29年4月の改正社会福祉法では、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置付けられました。

そのため、本計画は各法を根拠とする保健福祉の分野別計画との整合を図りながら、包括的な支援体制の整備など、本市の福祉施策の基盤となる全体の方向性を示しています。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）第23条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含したものとなっています。

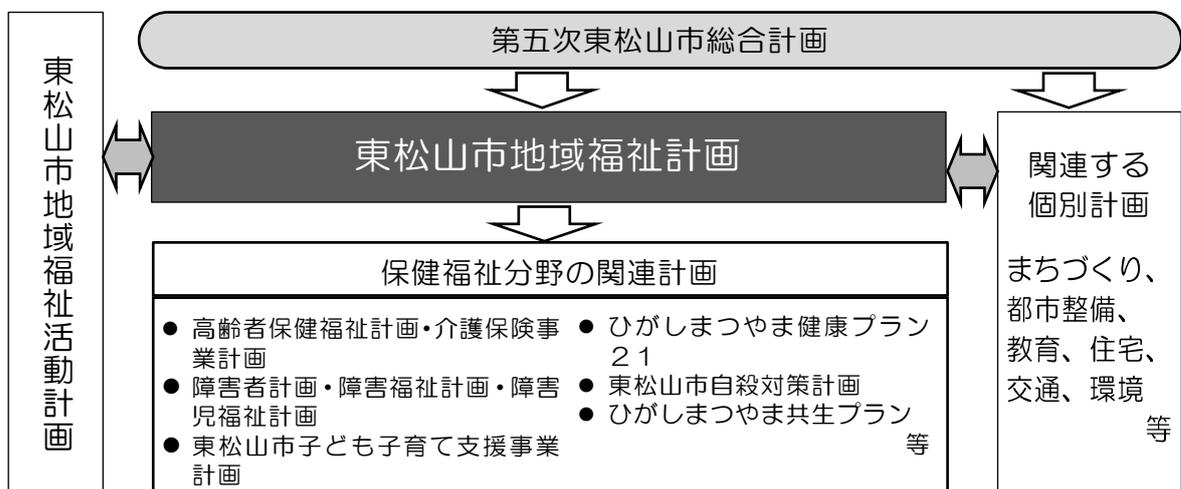
#### (2) 地域福祉活動計画との連携

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画です。

地域福祉の推進に当たっては、地域の様々なヒトやモノ、コトを結びつけ、地域福祉への住民参加を促すことが期待されています。

そのため、「地域福祉活動計画」と行政計画である「地域福祉計画」は基本理念及び基本目標を共有し、地域福祉活動計画では、住民一人ひとりや地域で活動する諸団体の取組や活動について示しています。また、より地域住民のつながりや共助を強める計画とするため、市内7つの福祉圏域（9～10ページ参照）ごとに地区別プランを策定しています。

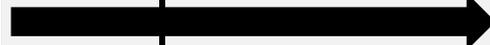
したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は東松山市における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置付けられ、ともに連携・協働を図りながら計画を推進します。



## 4 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

計画名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第五次東松山市総合計画									令和7年度まで
東松山市地域福祉計画	第一次 H27～	第二次					第三次		
東松山市地域福祉活動計画・ 地区別プラン	第一次 H28～	第二次					第三次		
東松山市 第7期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画							令和3年（第8期）		
東松山市 第三次市民福祉プラン （障害者計画）									令和8年度まで
東松山市 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画							令和3年（第6期）		
東松山市 子ども夢プラン （子ども・子育て支援事業計画）	第1期	第2期					第3期		
第2次ひがしまつやま健康プラン 21（健康増進計画）			令和5年度まで						

## 5 計画の策定体制

### (1) 策定委員会の設置

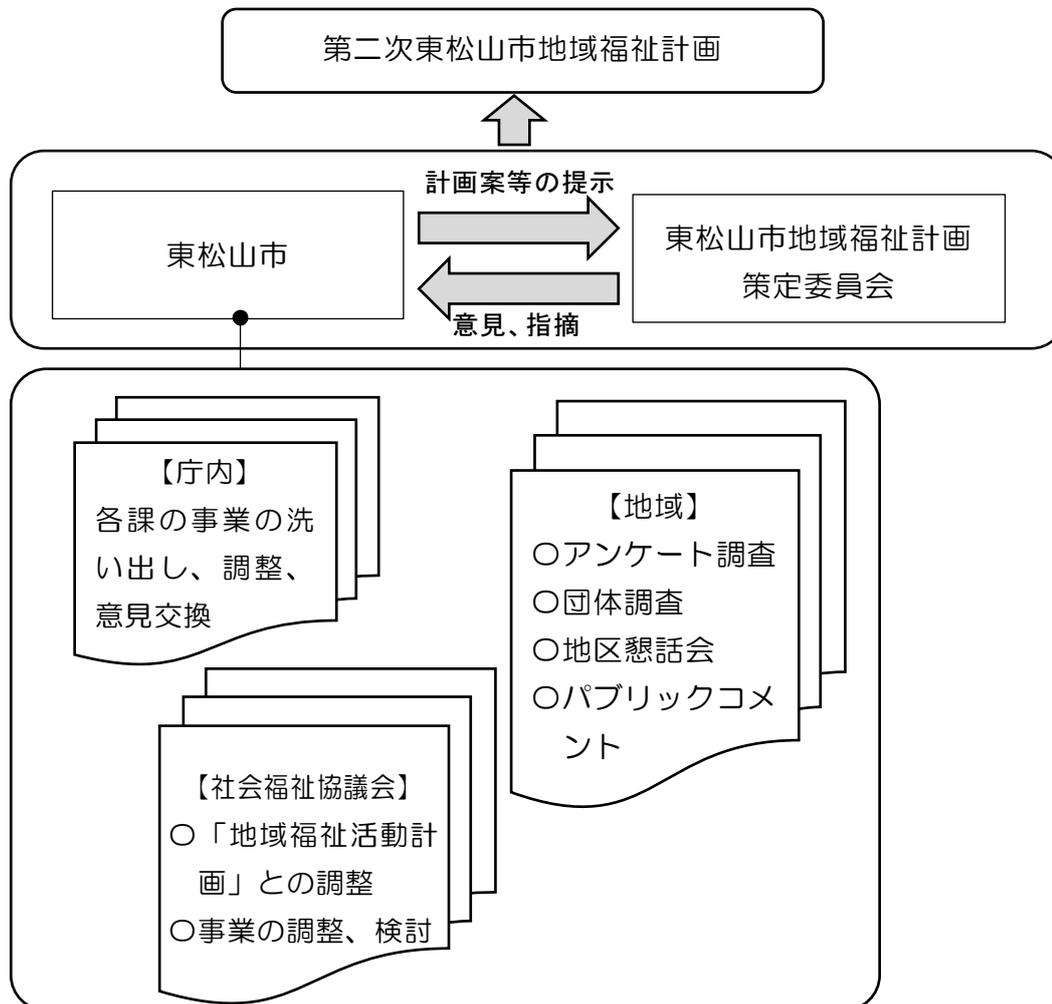
東松山市地域福祉計画の策定にあたり、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出した委員で構成する「東松山市地域福祉計画策定委員会」を設置し、基本理念、基本目標から施策について検討を重ねました。

### (2) 地域福祉計画への市民意見の反映

計画の策定にあたり、本市における地域福祉の現状や課題を把握するために地域福祉に関する市民アンケート調査及び団体アンケート調査を実施し、調査結果を集計・分析のうえ、計画の基本目標の基礎資料としました。続いて、7地区における地区懇話会を開催し、アンケート調査の結果、基本目標に対する意見、地域における課題等について伺いました。

また、第二次東松山市地域福祉計画の策定前に市民、関係団体等の意見を把握するため、令和元年11月25日から12月16日まで、パブリックコメントを実施しました。

#### ■計画の策定体制

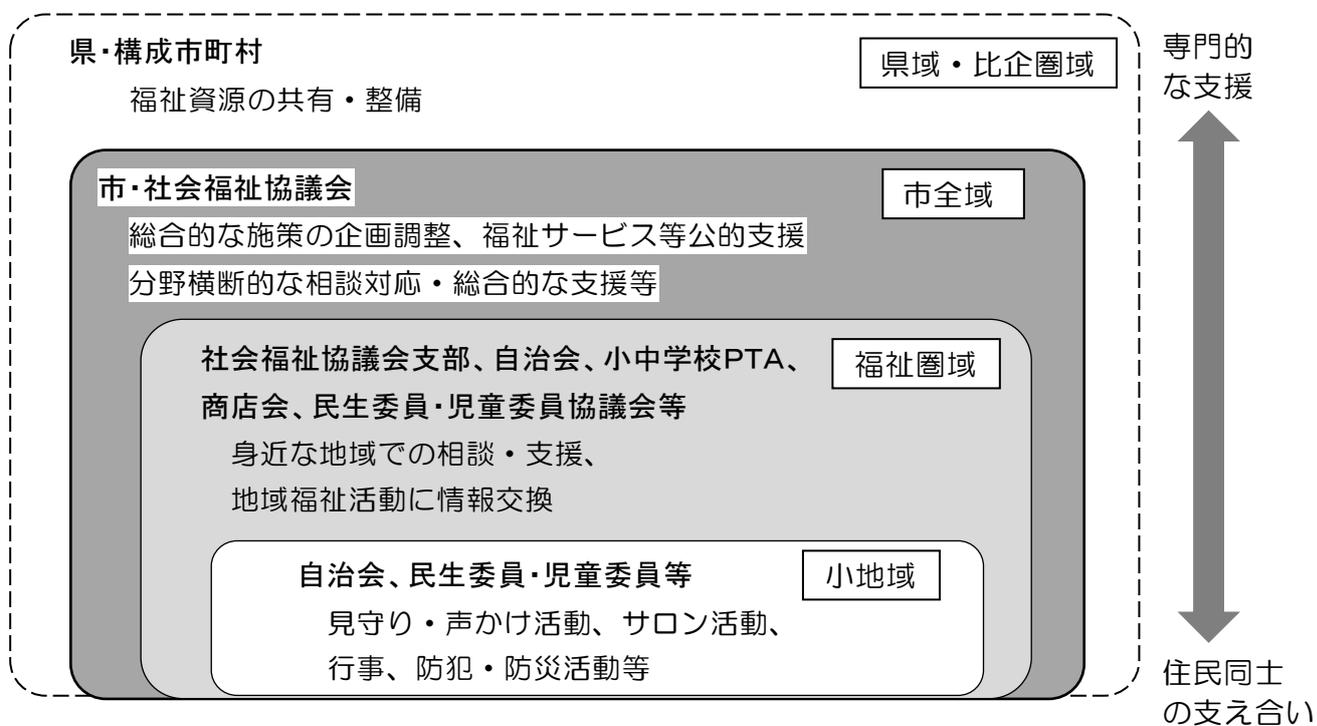


## 6 地域の範囲

地域福祉を効果的に推進するためには、「隣近所による相互の助け合い」や「自治会などによる地域活動」、「市全域を対象とした総合的なサービス提供」など、身近な生活圏域（小地域）から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制の整備が重要となります。

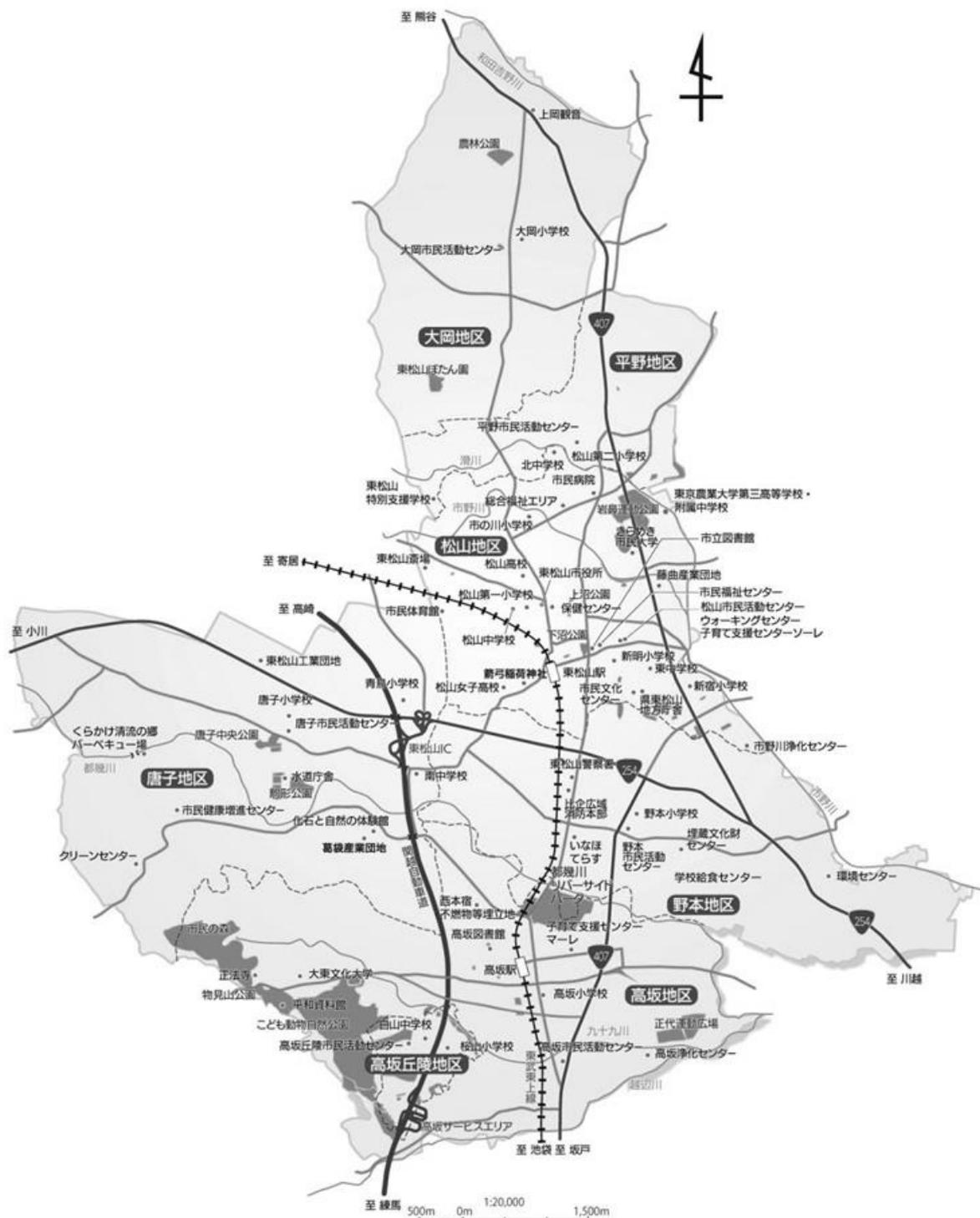
本計画では、市内の7地区を福祉圏域の基礎単位と位置付けており、さらに、身近な生活圏域における地域住民等の主体的な参画が進むように、地域活動の拠点づくりや地域活動の組織化の支援、ネットワークの構築など、社会福祉協議会とともに検討し、整備していくこととします。

### ■圏域のイメージ図



# 第1章 地域福祉計画の役割と位置付け

## ■ 7つの地区（福祉圏域）範囲図



## 第2章 東松山市の現状分析

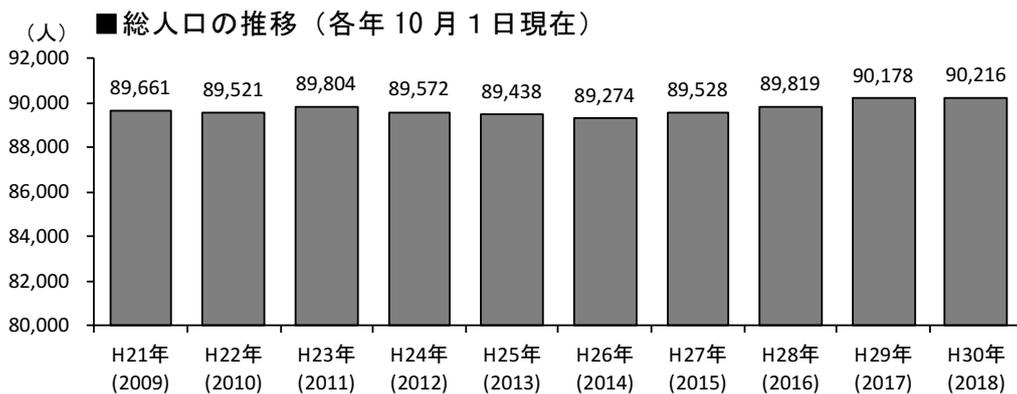
### 1 統計データからみる東松山市の現状

#### (1) 総人口及び世帯状況

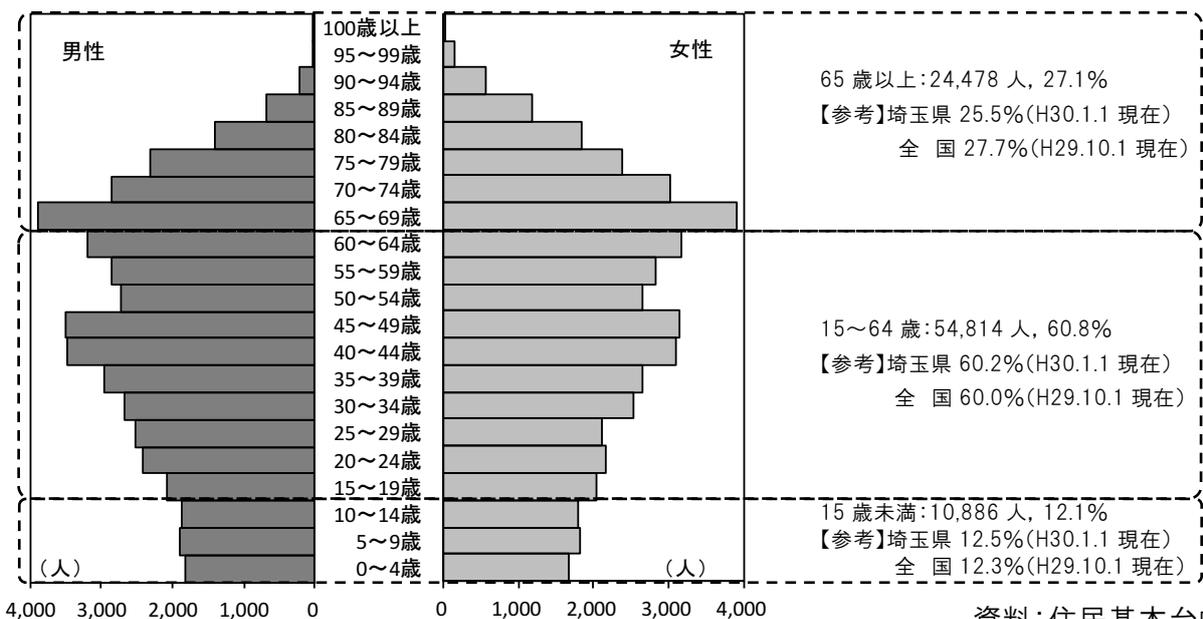
##### ① 総人口の推移及び年齢構成

総人口は平成 23 年から平成 26 年にかけて減少したものの、以降は緩やかに増加し、平成 30 年は 90,216 人と平成 21 年よりも 0.6%増加しています。

平成 29 年の年齢構成を表す人口ピラミッドは、65～69 歳の年齢階層が最も多く、65 歳以上の高齢者人口は 24,478 人、高齢化率は 27.1%となり、埼玉県を若干上回っています。15～64 歳の生産年齢人口は 54,814 人で 60.8%となり、埼玉県・全国を上回っています。15 歳未満の年少人口は 10,886 人で 12.1%となり、埼玉県・全国を下回り、ピラミッドの底辺にあたる 0～4 歳の幅が狭く、少子化が懸念されます。



■人口ピラミッド（平成 29 年 10 月 1 日現在）

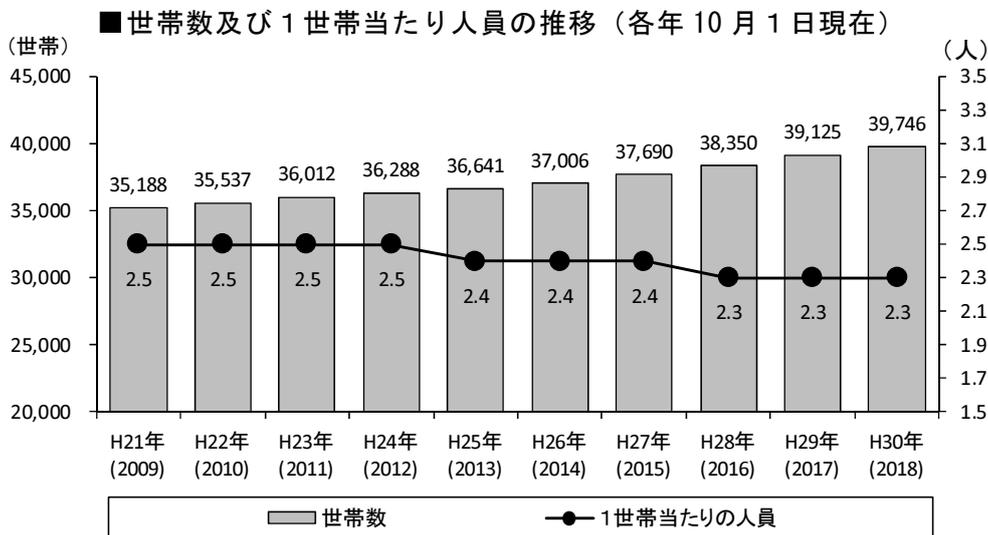


資料：住民基本台帳

## 第2章 東松山市の現状分析

### ② 世帯数等

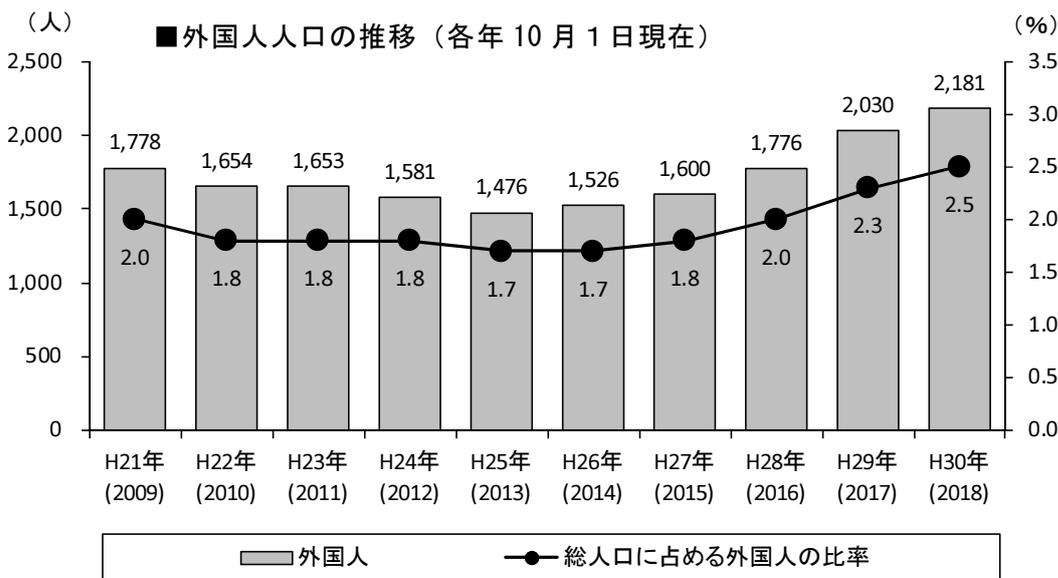
世帯数は増加が続いており、平成30年は39,746世帯と平成21年から13.0%増加しています。世帯数は人口の増加率を上回っているため、1世帯当たり人員は減少し、平成30年は2.3人となっています。



資料：住民基本台帳

### ③ 外国人人口の推移

外国人人口は、平成21年から平成25年にかけて減少したものの、平成26年以降は増加し、平成30年は2,181人となり、総人口に占める割合は2.5%となっています。国籍別ではブラジル人が最も多く、次いで中国人、ベトナム人となっています。



※平成24年度中に制度が変わり、「外国人登録」がなくなりました。

資料：市民課

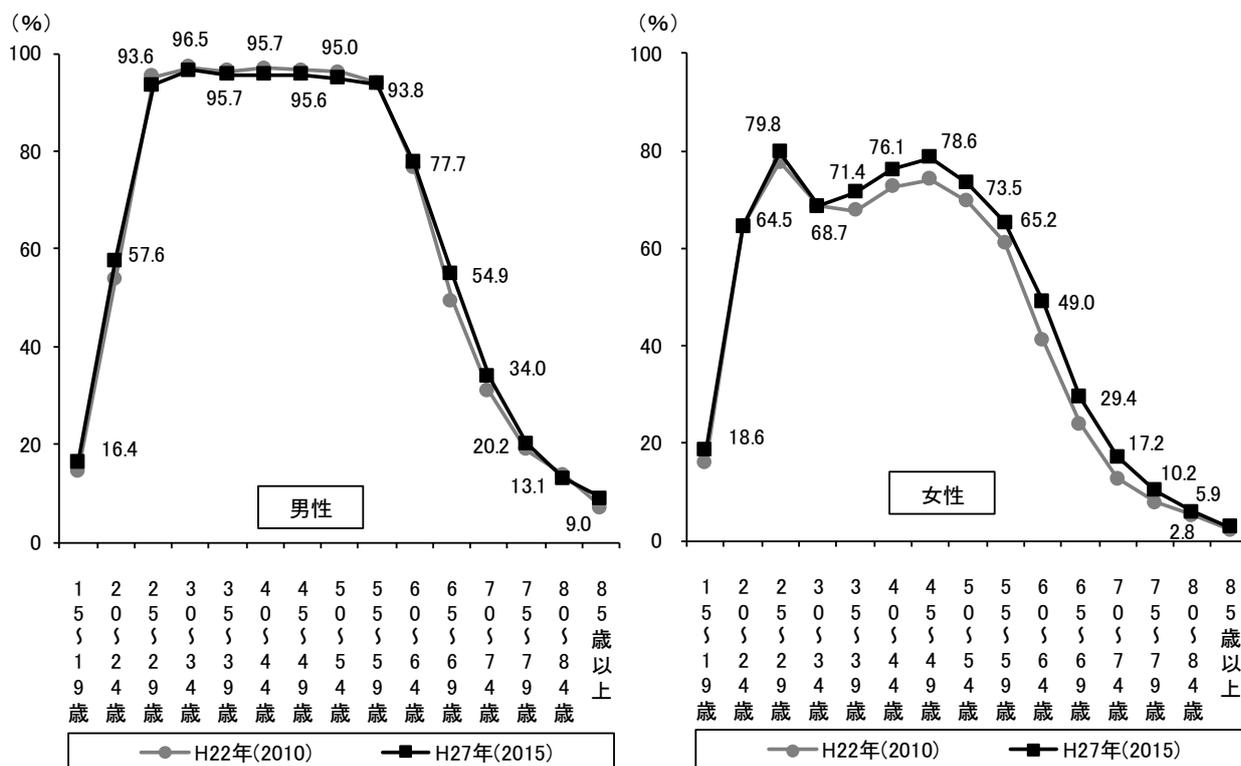
(2) 労働力状態

平成 27 年の労働力率※をみると、男性は 20 歳代後半から 50 歳代は 9 割台でほぼ平行線を描き、台形に近い形となっています。ただし、平成 22 年と比較すると、65～69 歳及び 70～74 歳は平成 22 年よりも 3～5 ポイント強高くなっています。

女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる 30 歳代で一旦低下し、その後再び上昇する M 字カーブを形成しています。しかし、平成 22 年と比較すると、M 字の谷の部分からの戻りが 30 歳代後半と早くなっています。また、60 歳代は 5～8 ポイント上昇するなど、女性は概ね全年齢で労働力率が上昇しており、女性の社会進出が進んでいる状況がうかがえます。

※労働力率：15 歳以上の人口の内、働く意思のある労働が可能な人口（「就業者」及び「完全失業者」の合計）の割合です。

■労働力率（平成 22 年及び平成 27 年）



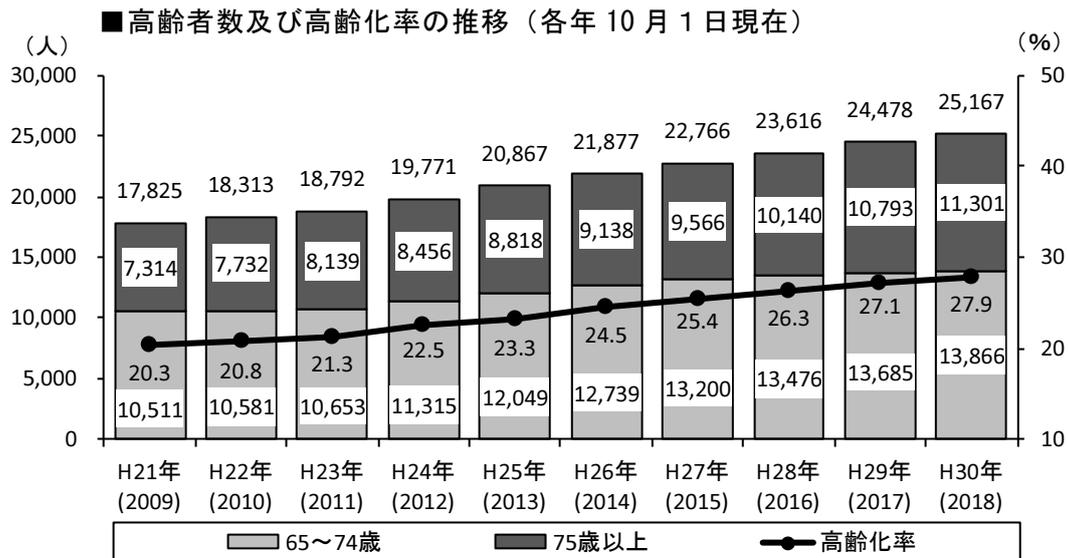
資料：国勢調査

## 第2章 東松山市の現状分析

### (3) 高齢者の状況

#### ① 高齢者数の推移

高齢者数は増加しており、平成30年は25,167人、高齢化率は27.9%に上ります。内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は13,866人で平成21年からの増加率は31.9%、75歳以上の後期高齢者は11,301人で増加率は54.5%となり、後期高齢者が大きく増加しています。令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上になるため、後期高齢者のさらなる増加が見込まれます。

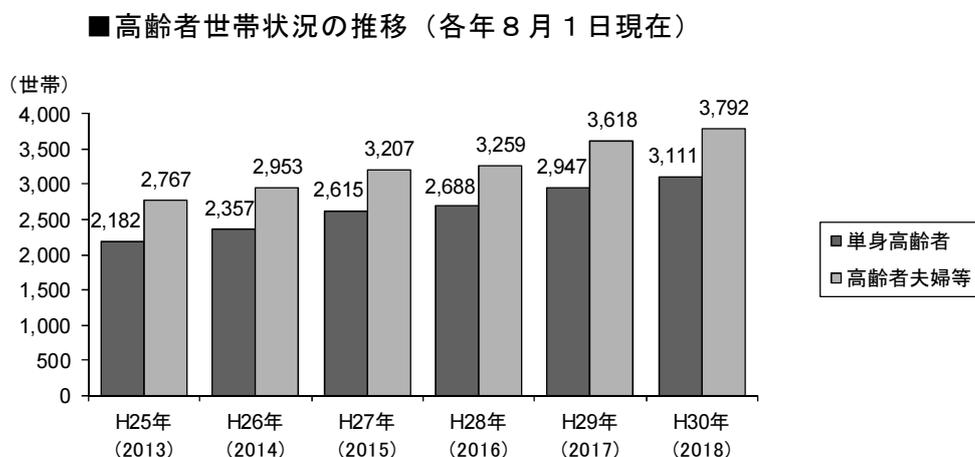


資料：住民基本台帳

#### ② 高齢者世帯

高齢者の一人暮らし世帯は増加が続き、平成30年は3,111世帯となり、平成25年よりも42.6%増加しています。

高齢者夫婦世帯も増加しており、平成30年は3,792世帯となり、平成25年よりも37.0%増加しています。

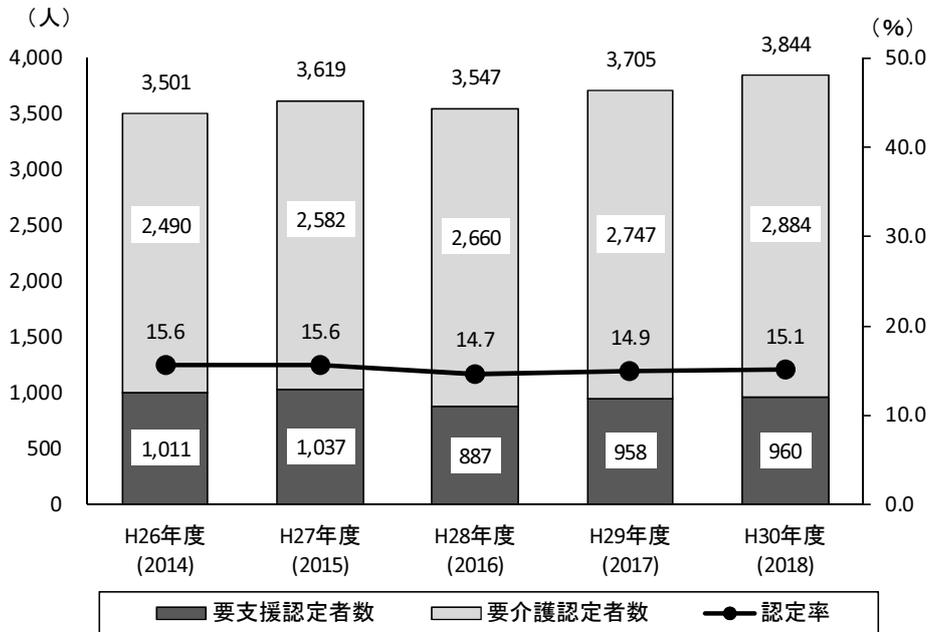


資料：高齢者世帯調査

③ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、平成 30 年度は要支援認定者が 960 人、要介護認定者が 2,884 人、合計 3,844 人となっています。しかし、高齢者総数に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す認定率は平成 26 年度より低くなっており、介護予防事業をはじめとする各種施策の成果によるものと考えられます。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移（各年度末現在）



資料：高齢介護課

④ 高齢者に関連する相談状況

地域包括支援センターの年間実相談人数は、平成 30 年度は 2,233 人で前年度と同程度となっていますが、年間延相談件数は増加が続き、8,456 件となっています。

■高齢者に関連する相談（地域包括支援センター）各年度末現在

	年間実相談人数(人)	年間延相談件数(件)
H26(2014)年度	2,234	7,175
H27(2015)年度	2,312	7,273
H28(2016)年度	2,592	8,166
H29(2017)年度	2,591	8,319
H30(2018)年度	2,233	8,456

※総合相談のみ

権利擁護に関する相談、介護事業所等からの相談含まず

資料：高齢介護課

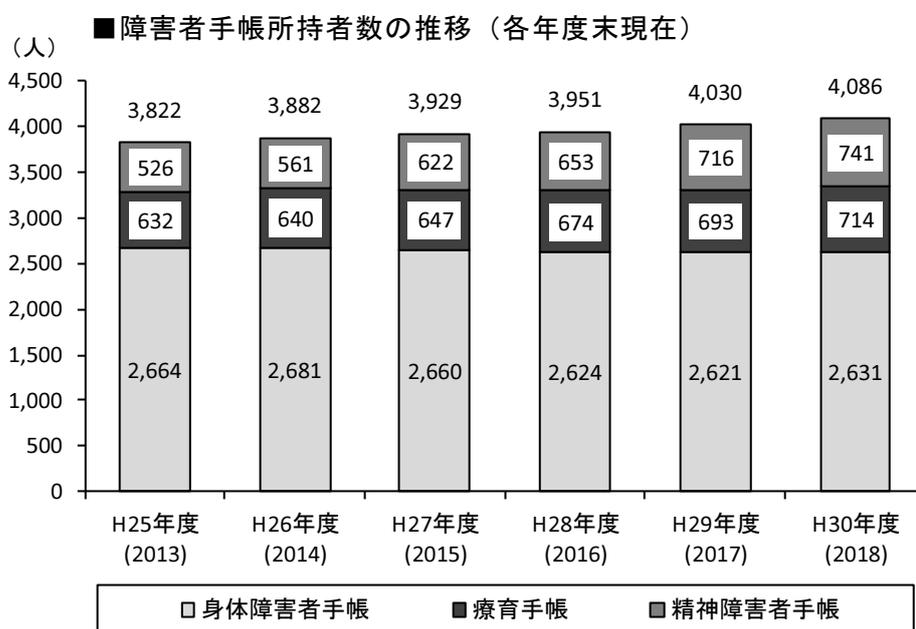
(4) 障害者の状況

障害者手帳所持者数は増加しており、平成 30 年度は 4,086 人となり、平成 25 年度と比較すると 6.9%増加しています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は大きな増減はみられず、平成 30 年度は 2,631 人で平成 25 年度から 1.2%減少しています。障害の程度別では重度の 1 級が最も多くなっています。

療育手帳所持者は増加しており、平成 30 年度は 714 人となり、平成 25 年度から 13.0%増加しています。障害の程度別では中度が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加率が最も高く、平成 30 年度は 741 人となり、平成 25 年度から 40.9%増加しています。障害の程度別では 2 級が最も多くなっています。



■ 身体障害者手帳所持者の状況（平成 30 年度末現在）

	総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
人数(人)	2,631	900	394	394	636	136	171
比率(%)	100	34.2	15.0	15.0	24.2	5.2	6.5

■ 療育手帳所持者の状況（平成 30 年度末現在）

	総数	最重度 (マルA)	重度 (A)	中度 (B)	軽度 (C)
人数(人)	714	160	172	218	164
比率(%)	100	22.4	24.1	30.5	23.0

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（平成 30 年度末現在）

	総数	1 級	2 級	3 級
人数(人)	741	73	471	197
比率(%)	100	9.9	63.6	26.6

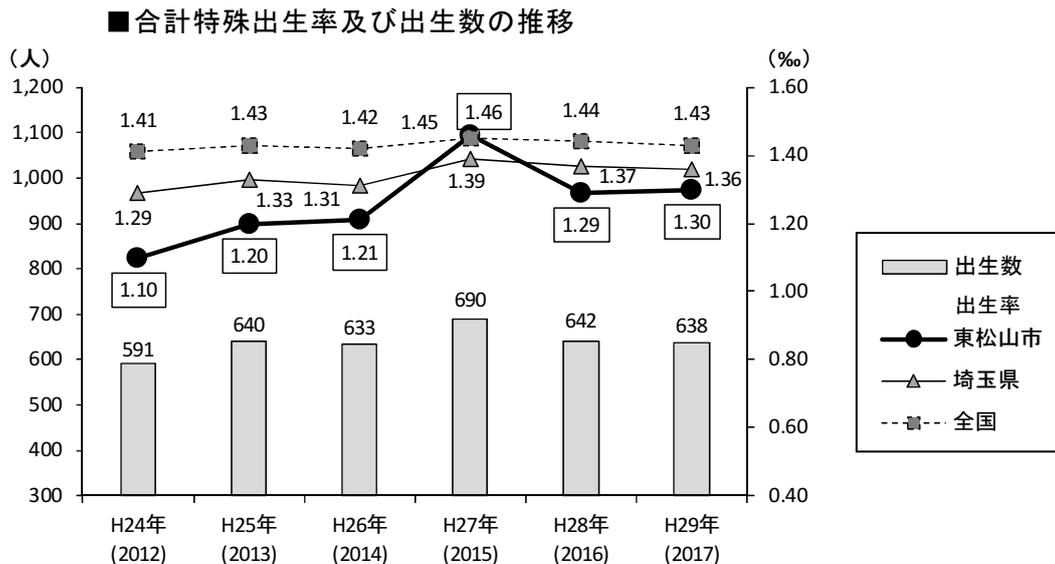
資料：障害者福祉課

(5) 児童の状況

① 出生数

出生数は概ね 630 人台で推移しており、平成 29 年は 638 人となっています。合計特殊出生率は、平成 27 年に 1.46 と大きく伸び、翌年は低下したものの平成 29 年は 1.30 と、改善の傾向がみられます。

ただし、市、全国、県のいずれも人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準「人口置換水準」(平成 27 年 2.07) を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

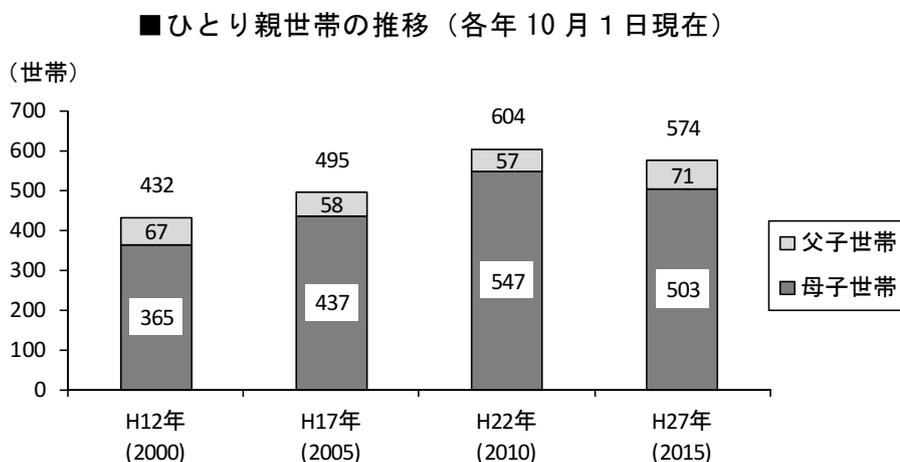


資料: 埼玉県保健統計年報

② ひとり親世帯

ひとり親世帯は、平成 12 年から平成 22 年にかけて増加したものの、平成 27 年は減少して 574 世帯となっています。

内訳をみると、母子世帯は平成 27 年は 503 世帯と平成 22 年から減少したものの、平成 12 年からは 37.8%増加しています。父子世帯は平成 22 年までは減少傾向にあったものの、平成 27 年は増加して 71 世帯となっています。



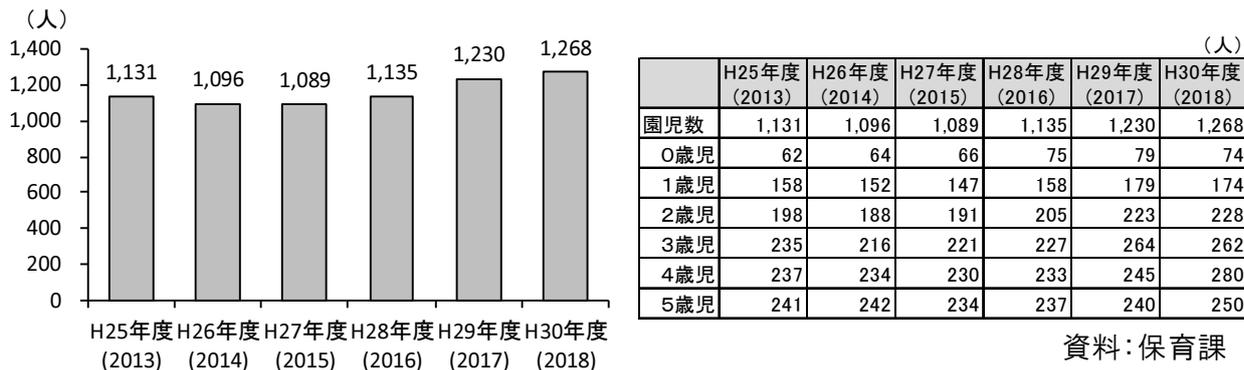
資料: 国勢調査

## 第2章 東松山市の現状分析

### ③ 幼稚園・保育園の状況

保育園園児数は、若干の増減はあるものの漸増しており、平成30年度は1,268人となります。年齢別にみると、0歳児は前年度からやや減少しているものの、平成25年度から19.4%増加して74人となっています。(2)の労働力状態(13ページ参照)では、女性の労働力率が下がるM字の谷の部分からの戻りが平成27年は5年前よりも早く、0歳児保育の増加との関連性がうかがえます。

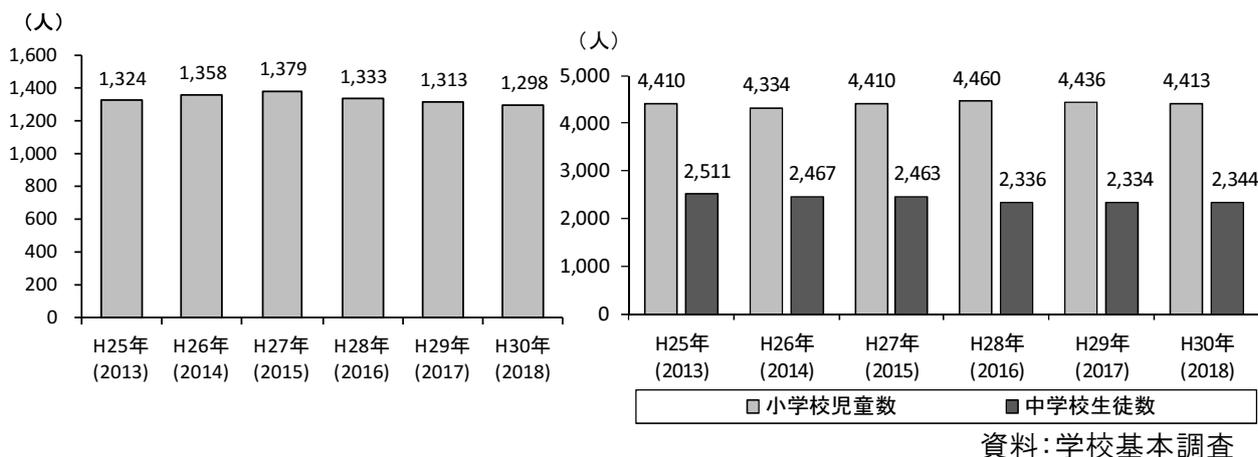
■ 保育園園児数の推移 (各年度4月1日現在)



幼稚園園児数は、平成27年以降は減少し、平成30年は1,298人で平成25年から2.0%減少しています。

児童生徒数は、小学校児童数については大きな変化はみられず、平成30年は4,413人で平成25年から0.1%増加しています。中学校生徒数は平成30年は2,344人で6.7%減少しています。

■ 幼稚園園児数の推移 (各年5月1日現在) ■ 児童生徒数の推移 (各年5月1日現在)



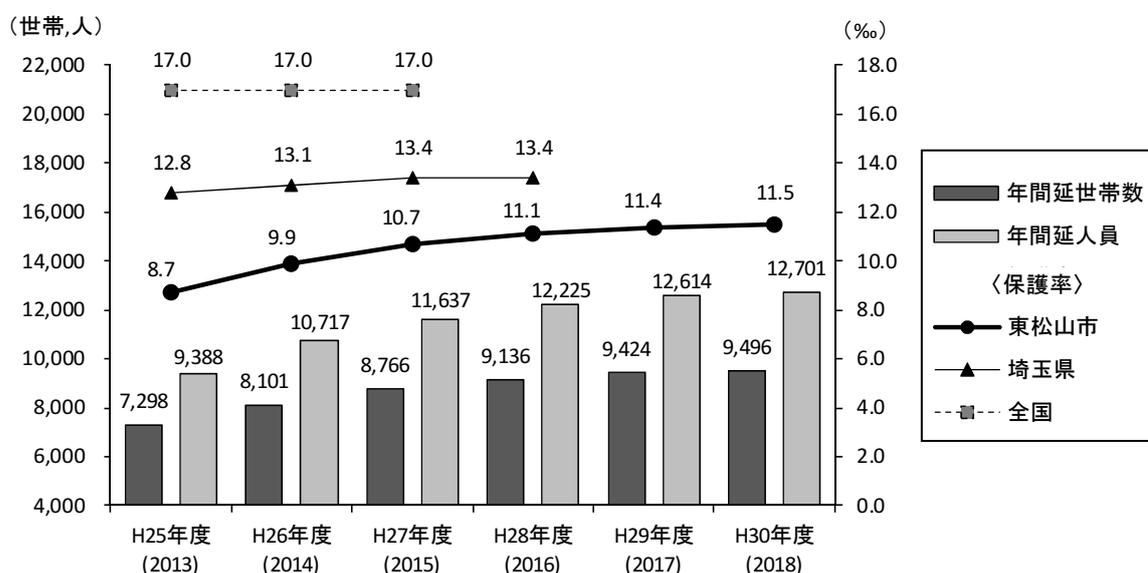
(6) 生活困窮の状況

生活保護については、平成30年度は年間延世帯数が9,496世帯で平成25年度から30.1%増加、年間延人員は12,701人で35.3%増加となっています。総人口に占める保護率(千分比)は全国・県よりも低い水準にあるものの上昇が続いており、平成30年度は11.5‰となっています。

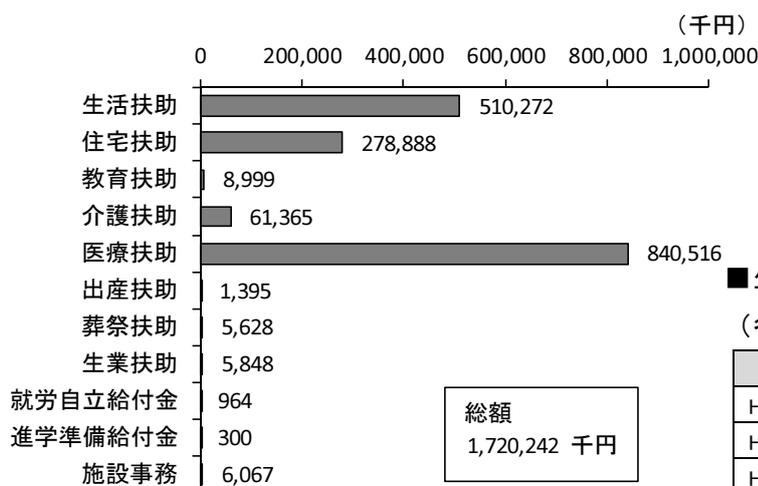
生活保護費の支給額は、平成30年度は総額1,720,242千円となり、保護の種類は医療扶助が840,516千円と最も多く、48.9%を占めています。

また、生活保護に至る前の生活困窮者への支援強化として、市は平成27年度から生活困窮者の自立に向けた相談窓口を設けており、平成30年度の相談件数は98件、就労開始件数は56件となっています。

■生活保護受給者数等の推移(各年度末現在)



■生活保護費(保護の種類別)支給額(平成30年度末現在)



■生活困窮相談件数等の推移

年度	相談件数	就労開始件数
H27(2015)年度	92	15
H28(2016)年度	52	25
H29(2017)年度	63	24
H30(2018)年度	98	56

資料:社会福祉課

第2章 東松山市の現状分析

(7) その他の相談等の状況

DV等の女性相談は年度ごとに変動があり、平成30年度は相談件数が130件、うちDV相談は70件となっています。

児童虐待件数は、平成30年度は、平成26年度と比べ3倍強となっています。

ひきこもりの相談は12件となり、その多くは本人・家族からの相談となっています。

自殺者は、減少傾向にあります。男性が女性を上回る推移を示しています。

■DV等の女性相談（各年度末現在） (件)

	相談件数	うちDV相談
H26(2014)年度	117	77
H27(2015)年度	187	145
H28(2016)年度	230	174
H29(2017)年度	173	124
H30(2018)年度	130	70

資料:人権推進課

■児童虐待件数（各年度末現在）(件)

	児童虐待件数
H26(2014)年度	58
H27(2015)年度	86
H28(2016)年度	141
H29(2017)年度	106
H30(2018)年度	196

資料:子育て支援課

■高齢者虐待件数（各年度末現在）(件)

	高齢者虐待件数
H26(2014)年度	50
H27(2015)年度	33
H28(2016)年度	53
H29(2017)年度	43
H30(2018)年度	48

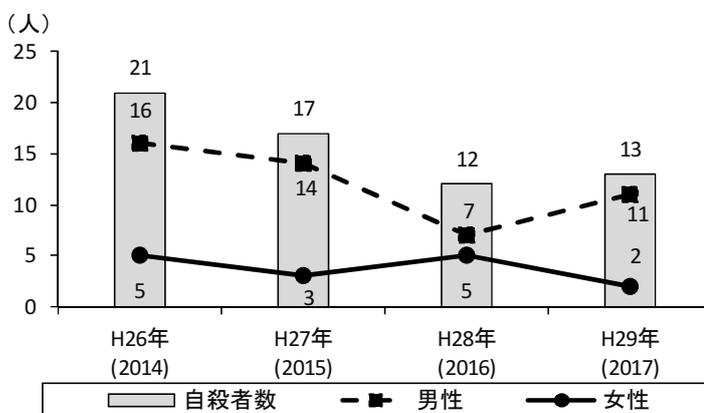
資料:高齢介護課

■ひきこもり相談（年度末現在） (件)

	相談件数	相談経路			
		本人・家族	支援者	職員	その他
H30(2018)年度	12	6	4	1	1

資料:障害者福祉課

■自殺者数の推移（各年12月末現在）



資料:東松山市自殺対策計画

(8) 地域福祉を支える組織の活動状況

① 東松山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けが明確にされている民間団体です。

東松山市社会福祉協議会では、地域福祉が市民により身近なものとなり、また地域福祉の充実が図れるように、市内7地区に社協支部を設置しています。各支部は、地域の特色を生かした事業や活動等を実施しています。

■各支部の平成30年度の主な事業

松山支部	… ふれあいの集い(10月)、挨拶励行のポスター作成と地域への周知(通年)
平野支部	… 子育てサロン「ぶらんこ」(毎月)、夕涼み会(8月)
大岡支部	… シニアフェスティバル(10月)、一人暮らしのお年寄りの交流会(3月)
唐子支部	… 夏のわくわく体験(7月)、落語「天唐亭」(12月)
高坂支部	… 落語「九十九亭」(7月)、健康講座(2月)
高坂丘陵支部	… 福祉まつり・敬老会(10月)、「虹のかけはし」発行(年4回)
野本支部	… 挨拶励行のポスター募集と地域への周知(通年)、健康講座(12月)

② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域住民の相談支援など、福祉増進に努めており、市内には158人、うち14人が子ども福祉のことを専門的に担当する主任児童委員として活動しています。(令和元年11月30日現在)

活動実績については、平成30年度は総活動日数が27,692日となり、平成28年度から3.3%増加となっています。

活動状況別では、相談支援が増加しており、平成30年度は2,811件で平成28年度から13.2%増加しています。相談内容としては、子どもの地域生活の増加が著しく、分野別で見ると子ども関連の増加率が大きくなっています。

その他の活動については、要保護児童の発見の通告・介入が平成30年度は82件と件数としては多くはないものの、増加率が134.3%と極めて高くなっています。

第2章 東松山市の現状分析

■ 民生委員・児童委員の活動状況（各年度末現在） （件）

相談支援		H28(2016)年度	H 29(2017)年度	H 30(2018)年度	
相談支援 件数	内容別	在宅福祉	245	142	123
		介護保険	102	117	109
		健康・保健医療	209	148	209
		子育て・母子保健	155	170	141
		子どもの地域生活	152	328	427
		子どもの教育・学校生活	233	237	365
		生活費	64	59	35
		年金・保険	15	13	8
		仕事	4	20	9
		家族関係	161	101	128
		住居	35	23	54
		生活環境	171	188	203
		日常的な支援	485	548	496
		その他	453	598	504
		計	2,484	2,692	2,811
	分野別	高齢者に関すること	1,365	1,251	1,249
		障害者に関すること	116	136	109
		子どもに関すること	549	689	910
		その他	454	616	543
		計	2,484	2,692	2,811
その他の活動 件数	調査・実態把握	12,445	9,970	9,769	
	行事・事業・会議への参加協力	5,658	6,431	6,631	
	地域福祉活動・自主活動	12,589	11,590	11,942	
	民児協運営・研修	6,616	6,271	6,111	
	証明事務	302	242	297	
	要保護児童の発見の通告・介入	35	34	82	
訪問回数	訪問連絡活動	15,074	16,631	17,239	
	その他	12,662	15,070	13,453	
連絡調整 回数	委員相互	12,327	11,356	11,532	
	その他の関係機関	6,198	6,008	6,131	
総活動日数		26,804	27,156	27,692	

資料：社会福祉課

③ ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）

東松山市社会福祉協議会のボランティアグループに登録している団体数は、平成30年度は118団体と増加しています。登録者数は横ばいで72人となっています。夏ボランティアの参加者数は477人となっています。

NPO法人は38団体で、多種多様に展開され、福祉分野においても多岐にわたる活動をしています。

■ ボランティア・NPO法人登録状況（各年度末現在）

	ボランティア			NPO法人(法人)
	団体数(団体)	登録者数(人)	夏ボランティア(人)	
H27(2015)年度	102	79	491	—
H28(2016)年度	103	63	516	—
H29(2017)年度	112	63	538	—
H30(2018)年度	118	72	477	38

資料：東松山市社会福祉協議会

埼玉県 NPO 情報ステーション(埼玉県共助社会づくり課)

## ④ 自治会加入世帯数

世帯数は増加する一方、自治会加入世帯数は横ばい状態が続いているため加入率は低下し、平成30年は68.5%となっています。

## ■自治（町内）会加入世帯数

	世帯数(世帯)	加入世帯数(世帯)	加入率(%)
H26(2014)年	36,265	26,060	71.9
H27(2015)年	36,894	26,042	70.6
H28(2016)年	37,400	26,419	70.6
H29(2017)年	37,920	26,151	68.9
H30(2018)年	38,418	26,315	68.5

資料：地域支援課

## ⑤ シルバー人材センター

高齢者の就業機会の増大及び高齢者の生活支援の充実を目指して、高齢者の就労を斡旋しています。平成30年度の年度末会員数は682人、就業延人員は98,698人、受託件数は4,297件と減少傾向にあります。

## ■シルバー人材センター事業の推移（各年度末現在）

	年度末会員数(人)	就業延人員(人)	受託件数(件)
H26(2014)年度	656	102,743	4,556
H27(2015)年度	683	104,163	4,761
H28(2016)年度	694	104,643	4,626
H29(2017)年度	695	104,542	4,553
H30(2018)年度	682	98,698	4,297

資料：シルバー人材センター

## 2 各地区の現状

### (1) 松山地区

市の中央部に位置し、比企地域の中心都市として行政機関をはじめ様々な施設が集積しています。地域の中心に東松山駅があり、それを取り巻くように住宅地が広がり、駅を起点としたバス路線があります。

平成 31 年 1 月 現在					平成 26 年	
人口	高齢者人口 ・比率	生産年齢 人口・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口	高齢者人口 ・比率
39,907 人	10,321 人 25.9%	24,933 人 62.5%	4,653 人 11.7%	1,510 人 3.8%	39,595 人	8,928 人 22.5%

年齢(歳)	男	女	人数(人)	比率
105~				
100~104				
95~99				
90~94				
85~89				
80~84				
75~79				
70~74				
65~69				
60~64				
55~59				
50~54				
45~49				
40~44				
35~39				
30~34				
25~29				
20~24				
15~19				
10~14				
5~9				
0~4				

保 健 福 祉 等 に 関 する 社 会 資 源				
高齢者分野	居宅介護支援	12 事業者	通所介護	5 事業者
	訪問介護	10 事業者	グループホーム	3 事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1 事業者
障害者分野	訪問系事業所	19 事業者	日中活動系事業所	7 事業者
	入所施設	—	グループホーム	18 事業者
子育て分野	保育所※	4 か所	定員 244 人	利用者数 282 人
	幼稚園	3 か所	定員 745 人	利用者数 360 人
	放課後児童クラブ	6 か所	定員 349 人	利用者数 363 人
その他資源	公園	45 か所 (270,880 ㎡)		
	民生委員・児童委員数	75 人	地域福祉協力員	6 人
	病院・診療所	34 施設		

地 域 の 指 標			
一人暮らし高齢者数	2,201 人	シニアクラブ設置数	28 か所
高齢者世帯数	1,767 世帯	シニアクラブ会員数	1,470 人
自治会加入世帯数	11,721 世帯	シルバー人材センター登録者数	261 人
高齢者サロン数	21 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	228 人
支え合いサポーター登録者数	53 人		
要支援認定者数	455 人	要介護認定者数	1,198 人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	1,225 人	354 人	331 人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

(2) 大岡地区

市の北部に位置し、西側に丘陵地があり、角川や和田吉野川沿いは田園地帯となっています。国道407号沿いにバス路線がありますが、多くの住民は自動車を主要な移動手段としています。

平成31年1月現在					平成26年	
人口	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口	高齢者人口・比率
3,472人	1,266人 36.5%	1,954人 56.3%	252人 7.3%	60人 1.7%	3,782人	1,116人 29.5%

年齢(歳)	人数	比率
105~		
100~104		
95~99	592人	34.1%
90~94		
85~89		
80~84		
75~79		
70~74		
65~69		
60~64		
55~59		
50~54	1,024人	59.1%
45~49		
40~44		
35~39		
30~34		
25~29		
20~24		
15~19		
10~14	118人	6.8%
5~9		
0~4		

保健福祉等に関する社会資源				
高齢者分野	居宅介護支援	3事業者	通所介護	1事業者
	訪問介護	—	グループホーム	—
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者
障害者分野	訪問系事業所	—	日中活動系事業所	5事業者
	入所施設	2事業者	グループホーム	1事業者
子育て分野	保育所※	1か所	定員 60人	利用者数 68人
	幼稚園	—		
	放課後児童クラブ	1か所	定員 42人	利用者数 28人
その他資源	公園	1か所 (53,986㎡)		
	民生委員・児童委員数	8人	地域福祉協力員	5人
	病院・診療所	2施設		

地域の指標			
一人暮らし高齢者数	208人	シニアクラブ設置数	5か所
高齢者世帯数	237世帯	シニアクラブ会員数	298人
自治会加入世帯数	1,012世帯	シルバー人材センター登録者数	25人
高齢者サロン数	5か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	24人
支え合いサポーター登録者数	5人		
要支援認定者数	36人	要介護認定者数	194人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	30人	3人	40人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

第2章 東松山市の現状分析

(3) 唐子地区

市の西部に位置し、都幾川沿いに水田や畑地、丘陵など「ふるさとの原風景」ともいえる景観が残されており、豊かな自然と調和した生活環境が保たれています。東松山駅・森林公園駅・つきのわ駅へのアクセスが良好な地域です。

平成 31 年 1 月 現在					平成 26 年	
人口	高齢者人口 ・比率	生産年齢 人口・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口	高齢者人口 ・比率
9,331 人	2,843 人 30.5%	5,389 人 57.8%	1,099 人 11.8%	161 人 1.7%	9,356 人	2,434 人 26.0%

年齢(歳)	平成 31 年 1 月 現在 (男)	平成 31 年 1 月 現在 (女)	平成 26 年 (男)	平成 26 年 (女)
105~				
100~104				
95~99				
90~94				
85~89				
80~84				
75~79				
70~74				
65~69				
60~64				
55~59				
50~54				
45~49				
40~44				
35~39				
30~34				
25~29				
20~24				
15~19				
10~14	534 人	565 人		
5~9				
0~4				

保健福祉等に関する社会資源				
高齢者分野	居宅介護支援	6事業者	通所介護	4事業者
	訪問介護	2事業者	グループホーム	1事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設		1事業者	
障害者分野	訪問系事業所	5事業者	日中活動系事業所	1事業者
	入所施設	-	グループホーム	3事業者
子育て分野	保育所※	5か所	定員 284 人	利用者数 264 人
	幼稚園	-		
	放課後児童クラブ	3か所	定員 146 人	利用者数 158 人
その他資源	公園	15か所(164,772 m <sup>2</sup> )		
	民生委員・児童委員数	17人	地域福祉協力員	1人
	病院・診療所	6施設		

地域の指標			
一人暮らし高齢者数	516 人	シニアクラブ設置数	8か所
高齢者世帯数	557 世帯	シニアクラブ会員数	515 人
自治会加入世帯数	2,894 世帯	シルバー人材センター登録者数	74 人
高齢者サロン数	12 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	42 人
支え合いサポーター登録者数	7人		
要支援認定者数	100 人	要介護認定者数	304 人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	310 人	66 人	64 人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

(4) 高坂地区

市の南部に位置し、西側の丘陵地、中央の台地と起伏に富んだ地形で、豊かな自然環境を育んでいます。地域の中心に高坂駅があり、駅周辺では土地区画整理事業による基盤整備が行われた住宅地が広がり、あずま町には商業施設が集積しています。

平成 31 年 1 月 現在					平成 26 年	
人口	高齢者人口 ・比率	生産年齢 人口・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口	高齢者人口 ・比率
13,656 人	2,970 人 21.8%	8,297 人 60.8%	2,389 人 17.5%	231 人 1.7%	11,719 人	2,446 人 20.9%

年齢(歳)		平成 31 年 1 月 現在	
	人数	人数	比率
105~			
100~104			
95~99	1,381 人		23.8 %
90~94			
85~89	19.8 %		
80~84			
75~79			
70~74			
65~69			
60~64	4,347 人	3,950 人	59.1 %
55~59	62.3 %		
50~54			
45~49			
40~44			
35~39			
30~34			
25~29			
20~24			
15~19			
10~14	1,246 人	1,143 人	17.1 %
5~9	17.9 %		
0~4			

保健福祉等に関する社会資源				
高齢者分野	居宅介護支援	3事業者	通所介護	3事業者
	訪問介護	3事業者	グループホーム	1事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設		1事業者	
障害者分野	訪問系事業所	5事業者	日中活動系事業所	1事業者
	入所施設	1事業者	グループホーム	—
子育て分野	保育所※	3か所	定員 282 人	利用者数 295 人
	幼稚園	1か所	定員 280 人	利用者数 315 人
	放課後児童クラブ	2か所	定員 160 人	利用者数 150 人
その他資源	公園	24 か所 (937,508 ㎡)		
	民生委員・児童委員数	15 人	地域福祉協力員	2 人
	病院・診療所	9 施設		

地域の指標			
一人暮らし高齢者数	585 人	シニアクラブ設置数	14 か所
高齢者世帯数	568 世帯	シニアクラブ会員数	761 人
自治会加入世帯数	3,152 世帯	シルバー人材センター登録者数	90 人
高齢者サロン数	19 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	33 人
支え合いサポーター登録者数	8 人		
要支援認定者数	95 人	要介護認定者数	359 人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	346 人	79 人	76 人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

第2章 東松山市の現状分析

(5) 野本地区

市の南東部に位置し、田園地帯と北側の住宅地によりなっています。国道 254 号と 407 号による交通アクセスが良好なため、多くの住民は自動車を主要な移動手段としています。

平成 31 年 1 月現在					平成 26 年	
人口	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口	高齢者人口・比率
9,823 人	2,926 人 29.8%	5,660 人 57.6%	1,237 人 12.6%	115 人 1.2%	9,865 人	2,532 人 25.7%

年齢(歳)	人数(人)	比率
105~		
100~104		
95~99	1,321 人	27.1 %
90~94		
85~89		
80~84		
75~79		
70~74		
65~69		
60~64		
55~59	2,911 人	59.7 %
50~54		
45~49		
40~44		
35~39		
30~34		
25~29		
20~24		
15~19		
10~14		
5~9	642 人	13.1 %
0~4		

保健福祉等に関する社会資源				
高齢者分野	居宅介護支援	2事業者	通所介護	3事業者
	訪問介護	—	グループホーム	1事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者
障害者分野	訪問系事業所	—	日中活動系事業所	2事業者
	入所施設	—	グループホーム	—
子育て分野	保育所※	6か所	定員 541 人	利用者数 533 人
	幼稚園	1か所	定員 280 人	利用者数 272 人
	放課後児童クラブ	2か所	定員 65 人	利用者数 64 人
その他資源	公園	6か所(9,318 m <sup>2</sup> )		
	民生委員・児童委員数	18 人	地域福祉協力員	—
	病院・診療所	5施設		

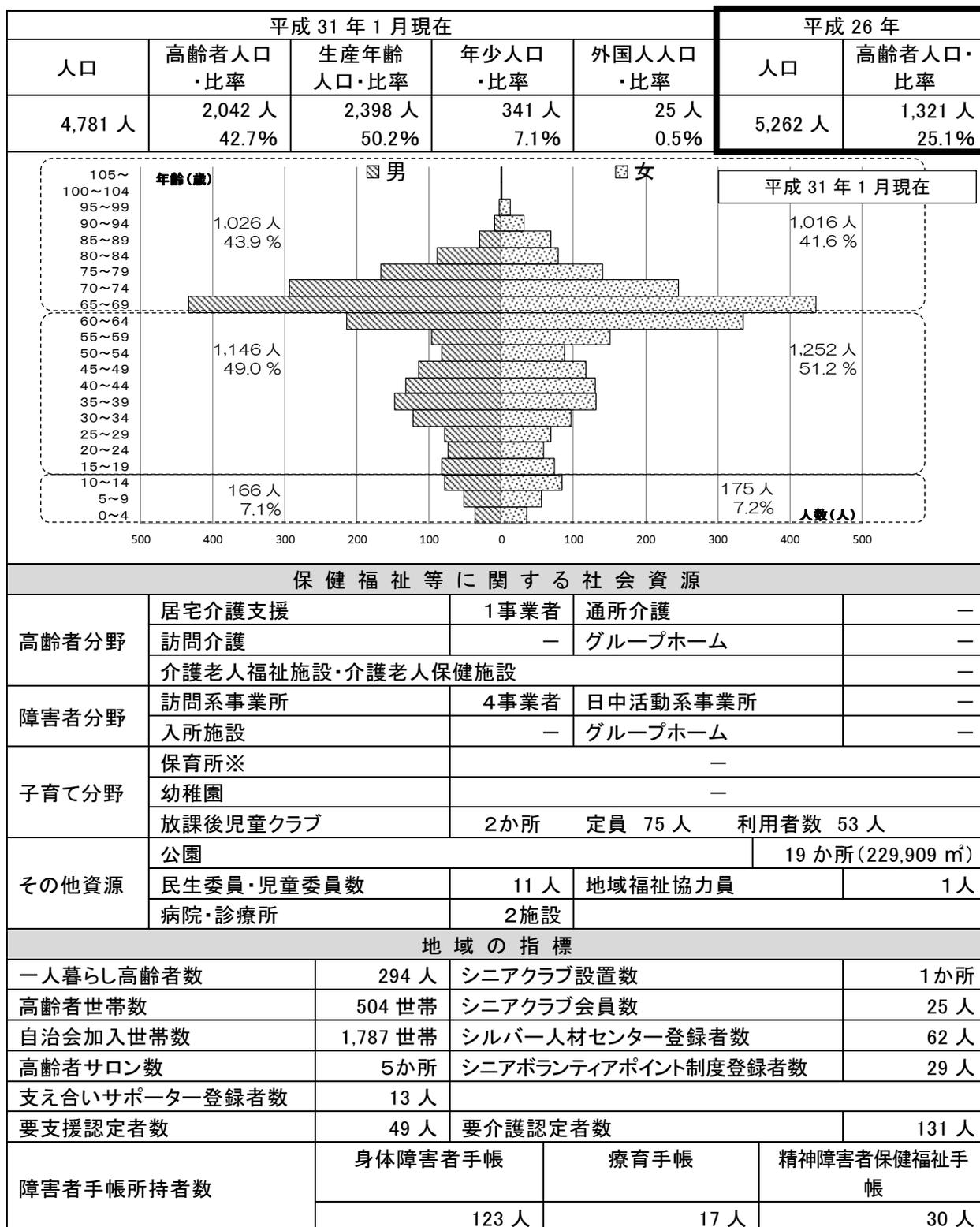
  

地域の指標			
一人暮らし高齢者数	870 人	シニアクラブ設置数	13 か所
高齢者世帯数	844 世帯	シニアクラブ会員数	791 人
自治会加入世帯数	2,774 世帯	シルバー人材センター登録者数	81 人
高齢者サロン数	10 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	56 人
支え合いサポーター登録者数	7 人		
要支援認定者数	93 人	要介護認定者数	303 人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	295 人	69 人	113 人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

(6) 高坂丘陵地区

市の南部の丘陵地に位置し、土地区画整理事業により開発された住宅地で、都市基盤や交通アクセスが整備されています。なお、当初整備から35年程経過しており、急激な高齢化が進んでいます。

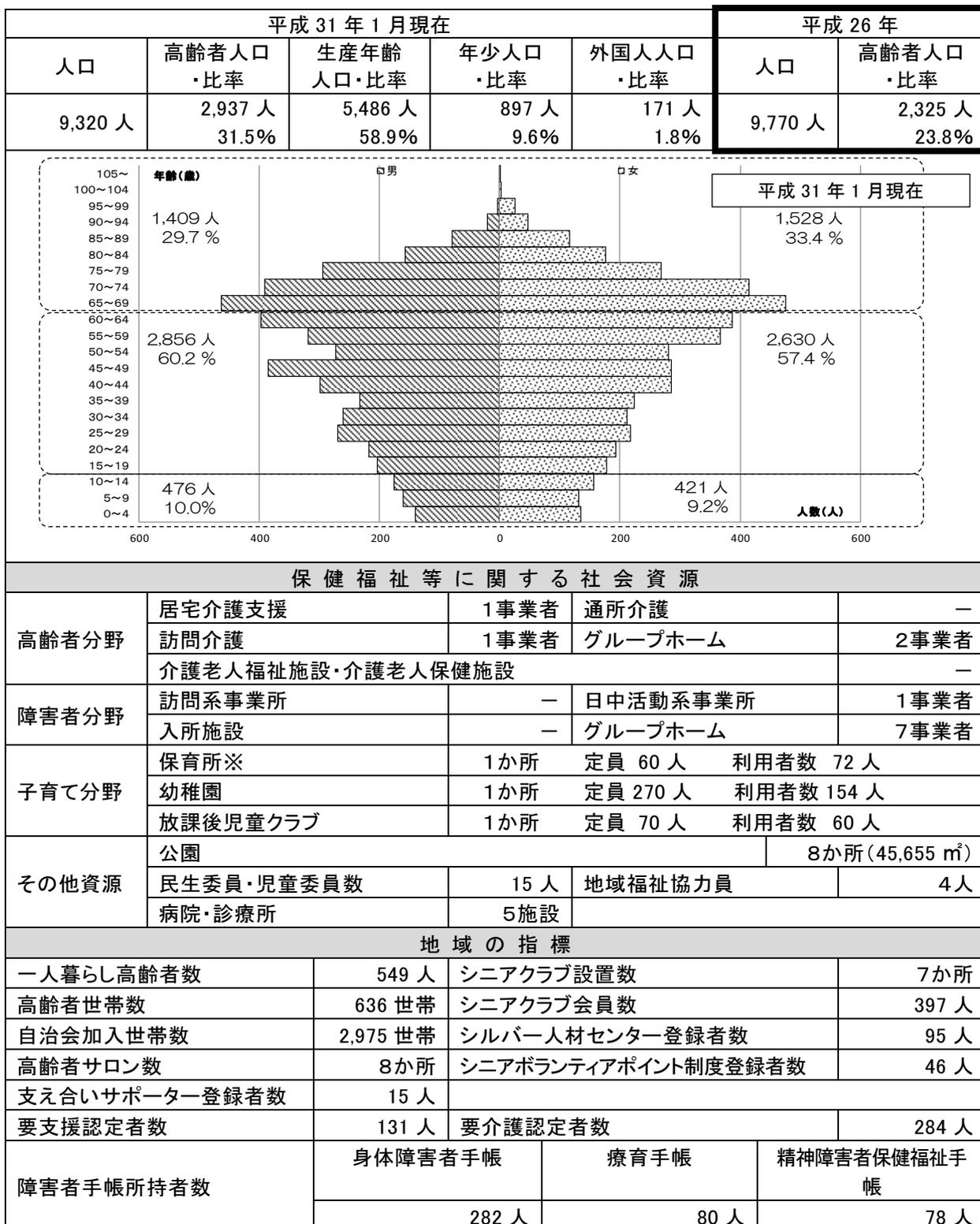


※小規模保育事業所、認定こども園含む

第2章 東松山市の現状分析

(7) 平野地区

市の北部に位置し、東側の大規模な住宅地と、それ以外の田園住宅地域からなっています。東側住宅地や東松山駅から大岡地区方面へ通じるバス路線があります。



※小規模保育事業所、認定こども園含む

### 3 アンケート調査からうかがえる市の地域福祉の状況

---

#### (1) 調査の概要

「東松山市地域福祉計画」の策定にあたり、その基礎資料とするため、本市在住の市民を対象に、本市の地域福祉の現状や課題等を把握することを目的に実施しました。

調査方法：郵送配付、郵送回収

調査対象：無作為抽出による20歳以上の市民 2,000人

調査期間：平成31年2月

回収結果：調査数 2,000件 回収数 1,247件 回収率 62.4%

#### (2) 調査結果の概要

##### 【注意事項】

- ※1 以下に示す集計結果は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ※2 グラフ及び表中のnという表記は、number of caseの略であり、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。
- ※3 全体の数値には性別等の不明分が含まれているため、全体の件数と性別等の合計件数が合わない場合があります。

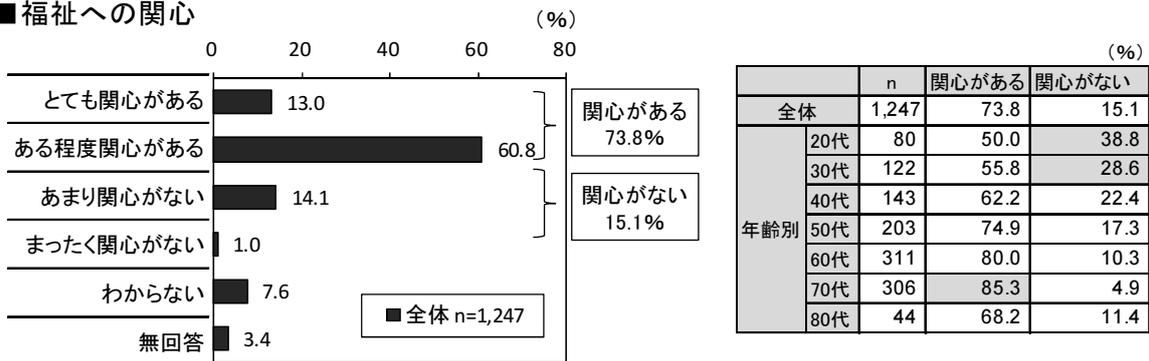
## 第2章 東松山市の現状分析

### ① 福祉への関心と福祉に対する考え方について

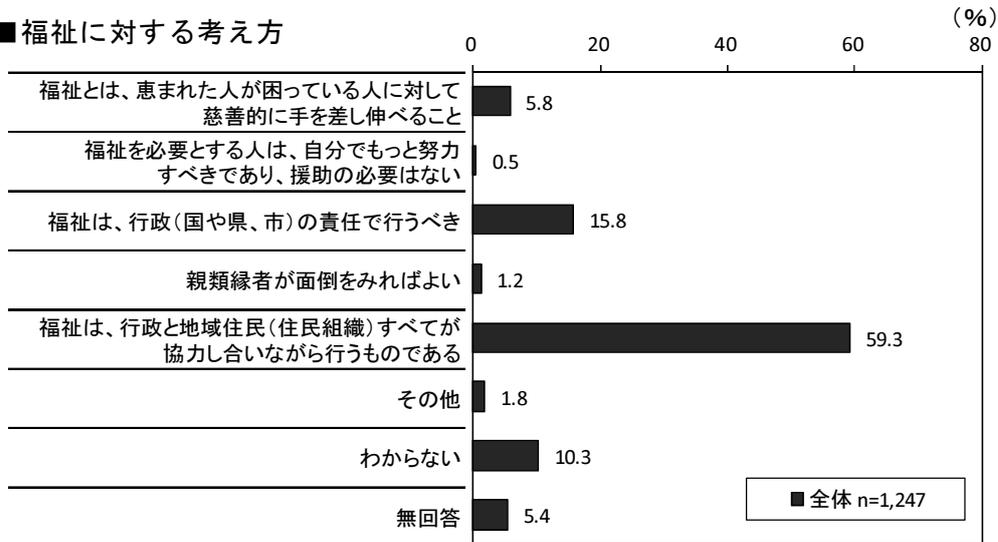
福祉への関心は、「ある程度関心がある（60.8%）」が多数を占め、「とても関心がある（13.0%）」と合計すると73.8%となっています。年齢別では、20・30歳代は福祉への関心度が比較的低くなっていますが、70歳代までは年齢が高くなるほど関心度は上昇しています。

福祉に対する考え方は、「福祉は、行政と地域住民（住民組織）すべてが協力し合いながら行うものである（59.3%）」が最も多くなっています。福祉への関心度別にみると、福祉への関心が高い人は、福祉は地域住民と事業・関係者、行政などすべての協力が重要であるという認識が高くなっています。

#### ■ 福祉への関心



#### ■ 福祉に対する考え方



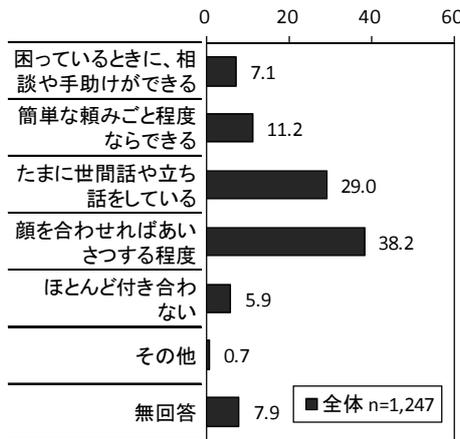
	n	福祉とは、恵まれた人が困っている人に対して慈善的に手を差し伸べること	福祉を必要とする人は、自分でもっと努力すべきであり、援助の必要はない	福祉は、行政(国や県、市)の責任で行うべき	親類縁者が面倒をみればよい	福祉は、行政と地域住民(住民組織)すべてが協力し合いながら行うものである	その他	わからない	無回答	
全体	1,247	5.8	0.5	15.8	1.2	59.3	1.8	10.3	5.4	
福祉への関心度別	関心がある	920	5.8	0.2	14.9	0.8	67.8	2.0	4.9	3.7
	関心がない	189	5.8	1.6	24.3	3.7	35.4	1.1	22.8	5.3
	わからない	95	6.3	1.1	9.5	1.1	35.8	2.1	38.9	5.0

② 近所付き合いの状況及びその考え方について

近所付き合いの程度は、「顔を合わせればあいさつする程度(38.2%)」が最も多く、年齢別では、20～40歳代は特に多く、過半数を占めています。また、20歳代は「ほとんど付き合わない」も2割弱と比較的多くなっています。

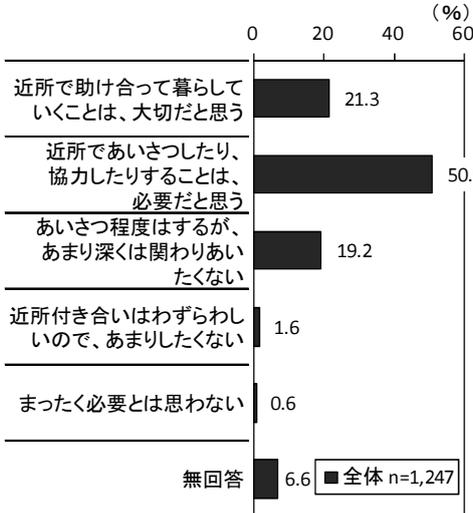
近所付き合いについての考え方は、「近所であいさつしたり、協力したりすることは、必要だと思う(50.8%)」が最も多くなっています。近所の付き合いの程度別では、近所付き合いがある人ほど近所付き合いの必要性を大切に考えている傾向がみられます。

■ 近所付き合いの程度 (%)



	n	困っているときに、相談や手助けができる	簡単な頼みごと程度ならできる	たまに世間話や立ち話をしている	顔を合わせればあいさつする程度	ほとんど付き合わない	その他	無回答	
全体	1,247	7.1	11.2	29.0	38.2	5.9	0.7	7.9	
年齢別	20代	80	1.3	-	16.3	57.5	17.5	1.3	6.3
	30代	122	6.6	5.7	23.0	53.3	9.0	-	2.5
	40代	143	2.8	7.7	22.4	55.2	4.9	-	7.0
	50代	203	4.9	11.3	23.2	46.3	6.9	0.5	6.9
	60代	311	7.7	11.6	35.7	29.6	6.1	1.3	8.0
	70代	306	12.1	15.0	36.3	23.2	2.0	0.7	10.8
80代	44	6.8	18.2	27.3	34.1	-	2.3	11.4	
【前回 全体】	1,019	9.6	13.8	33.2	37.0	4.9	0.1	1.4	

■ 近所付き合いについての考え方 (%)



	n	近所で助け合って暮らしていくことは、大切だと思う	近所であいさつしたり、協力したりすることは、必要だと思う	あいさつ程度はするが、あまり深くは関わりあいたくない	近所付き合いはわずらわしいので、あまりしたくない	まったく必要とは思わない	無回答	
全体	1,247	21.3	50.8	19.2	1.6	0.6	6.6	
年齢別	20代	80	18.8	40.0	31.3	3.8	1.3	5.0
	30代	122	16.4	55.7	23.0	2.5	0.8	1.6
	40代	143	11.9	57.3	21.0	2.8	1.4	5.6
	50代	203	17.2	50.2	22.7	1.5	0.5	7.9
	60代	311	21.9	51.1	20.3	1.3	0.3	5.1
	70代	306	27.5	50.3	12.1	0.7	0.3	9.2
80代	44	36.4	36.4	13.6	2.3	-	11.4	
【前回 全体】	1,019	26.3	55.3	15.3	1.5	0.5	1.2	

	n	近所で助け合って暮らしていくことは、大切だと思う	近所であいさつしたり、協力したりすることは、必要だと思う	あいさつ程度はするが、あまり深くは関わりあいたくない	近所付き合いはわずらわしいので、あまりしたくない	まったく必要とは思わない	無回答
近所付き合いの程度別	困っているときに、相談や手助けができる	89	68.5	30.3	1.1	-	-
	簡単な頼みごと程度ならできる	140	41.4	54.3	3.6	-	0.7
	たまに世間話や立ち話をしている	362	23.2	64.9	10.2	0.3	-
	顔を合わせればあいさつする程度	476	9.0	53.2	33.4	1.3	0.2
	ほとんど付き合わない	73	12.3	20.5	39.7	17.8	8.2

## 第2章 東松山市の現状分析

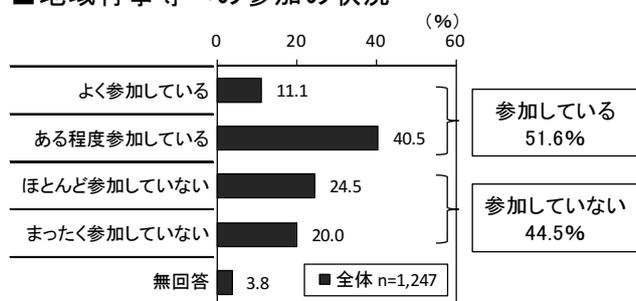
### ③ 地域行事等への参加及び地域への愛着、地域の支え合い

地域行事等への参加状況は、「ある程度参加している（40.5%）」が最も多く、「よく参加している（11.1%）」と合計すると51.6%となっています。年齢別では、20歳代は「参加していない」が87.5%と、若い世代ほど不参加率が高くなっています。

地域への愛着は、「ある程度愛着がある（59.5%）」が最も多く、「とても愛着がある（16.4%）」と合計すると75.9%に上ります。地域行事等に参加している人は、地域への愛着度が高くなる傾向がみられます。

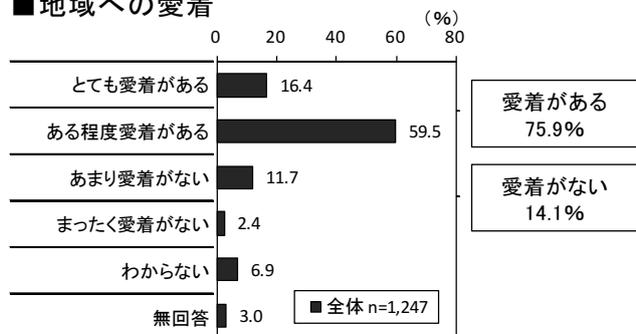
地域の支え合いについては、「少し感じる（35.0%）」が最も多く、「とても感じる（5.9%）」と合計すると40.9%に上ります。地域行事等への参加状況別では、参加している人は支え合いを「感じる」という割合が高く、また、地域への愛着がある人も、支え合っていると「感じる」という割合が高くなり、地域行事等がもたらす影響の大きさがうかがえます。

#### ■ 地域行事等への参加の状況



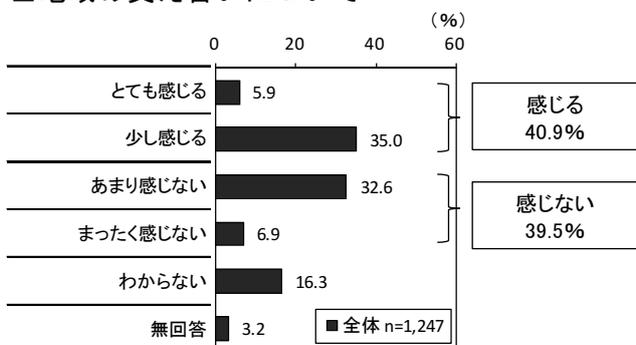
		n	参加している (%)	参加していない (%)
全体		1,247	51.6	44.5
年齢別	20代	80	8.8	87.5
	30代	122	35.3	63.9
	40代	143	42.0	56.7
	50代	203	47.8	46.3
	60代	311	59.8	35.7
	70代	306	65.7	30.1
80代	44	65.9	31.8	

#### ■ 地域への愛着



		n	愛着がある (%)	愛着がない (%)	わからない (%)
全体		1,247	75.9	14.1	6.9
行事等への参加状況別	参加している	644	85.7	9.8	4.2
	参加していない	555	69.5	19.8	10.5

#### ■ 地域の支え合いについて



		n	感じる (%)	感じない (%)	わからない (%)
全体		1,247	40.9	39.5	16.3
行事等への参加状況別	参加している	644	53.0	35.4	11.2
	参加していない	555	29.7	46.8	23.1

		n	感じる (%)	感じない (%)	わからない (%)
地域への愛着度別	愛着がある	947	49.8	37.6	12.4
	愛着がない	176	15.3	63.1	21.0
	わからない	86	14.0	29.0	57.0

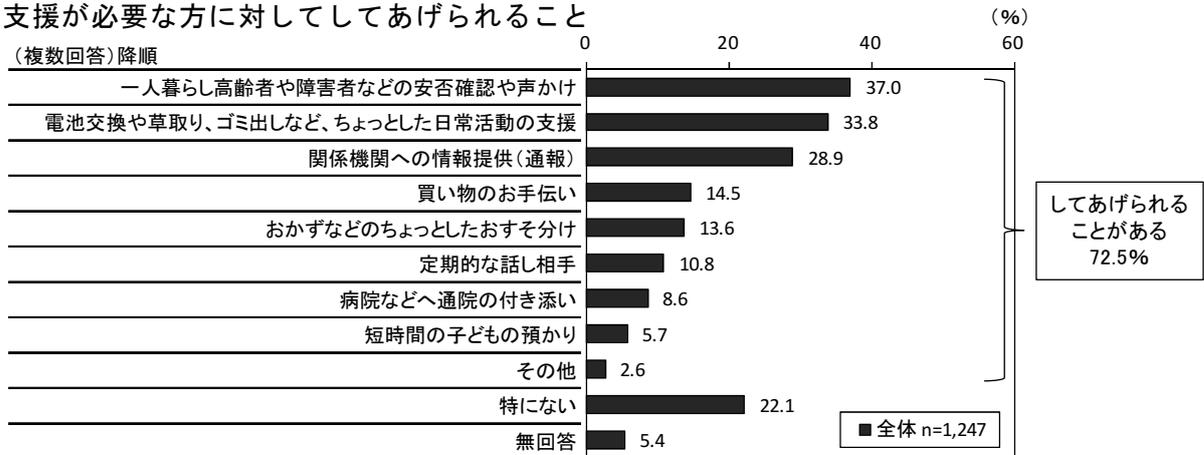
④ 支援が必要な方に対してしてあげられること、孤立に気づいた場合の対応

支援が必要な方に対してしてあげられることは、「一人暮らし高齢者や障害者等の安否確認や声かけ（37.0%）」が最も多く、「特にない（22.1%）」は2割強となっています。

孤立に気づいた場合の対応は、「あいさつや声かけなどをしながら、様子を見守る（37.4%）」が最も多く、次いで「市役所や社会福祉協議会、相談機関などへ連絡する（36.9%）」などが3割台半ばと多くなっています。

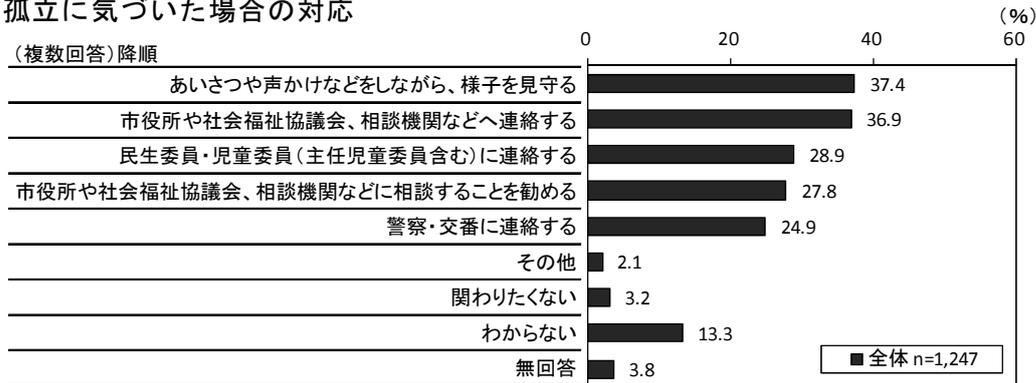
いずれも、福祉の関心度別にみると、関心のある人とない人とでは対応に違いがみられ、福祉への関心を高めていくことが重要になっています。

■ 支援が必要な方に対してしてあげられること



		n	1位:一人暮らし高齢者や障害者などの安否確認や声かけ	2位:電池交換や草取り、ゴミ出しなど、ちょっとした日常活動の支援	3位:関係機関への情報提供(通報)	特にない	再掲:「してあげられることがある」の合計
全体		1,247	37.0	33.8	28.9	22.1	72.5
福祉への関心度別	関心がある	920	42.7	37.2	32.7	16.4	78.4
	関心がない	189	18.5	24.9	20.6	42.3	55.1
	わからない	95	22.1	21.1	15.8	37.9	57.9

■ 孤立に気づいた場合の対応



		n	1位:あいさつや声かけなどをしながら、様子を見守る	2位:市役所や社会福祉協議会、相談機関などへ連絡する	3位:民生委員・児童委員(主任児童委員含む)に連絡する	関わりたくない	わからない
全体		1,247	37.4	36.9	28.9	3.2	13.3
福祉への関心度別	関心がある	920	41.0	32.5	33.6	1.8	9.7
	関心がない	189	24.3	14.8	13.8	9.0	21.7
	わからない	95	29.5	14.7	15.8	5.3	30.5

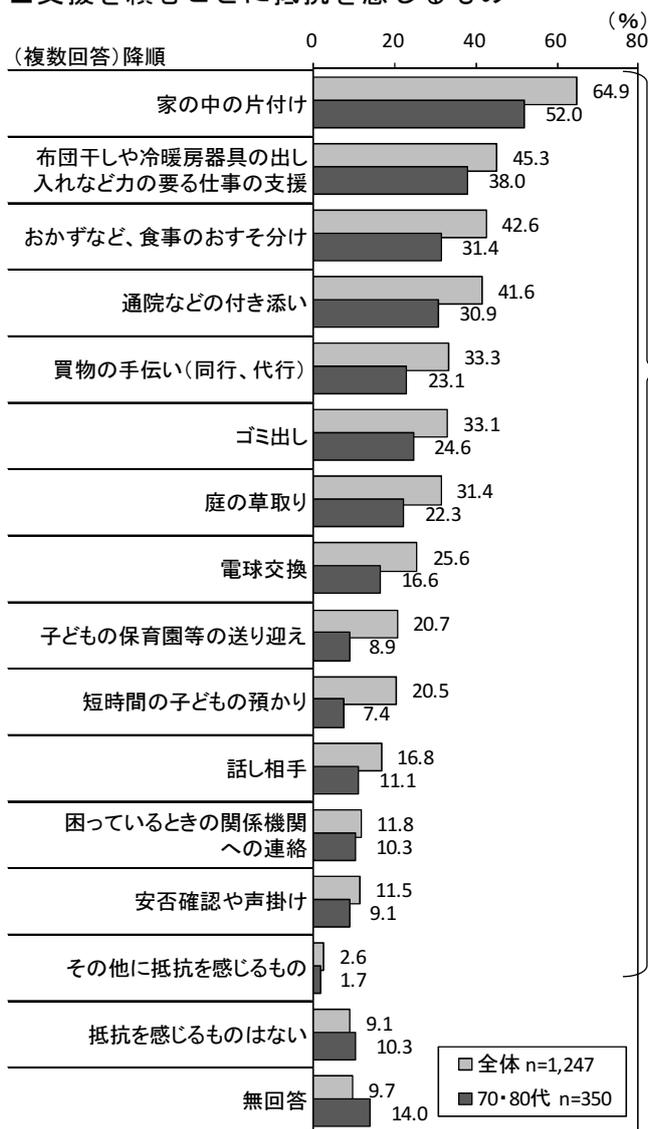
## 第2章 東松山市の現状分析

### ⑤ 支援を頼むことへの抵抗

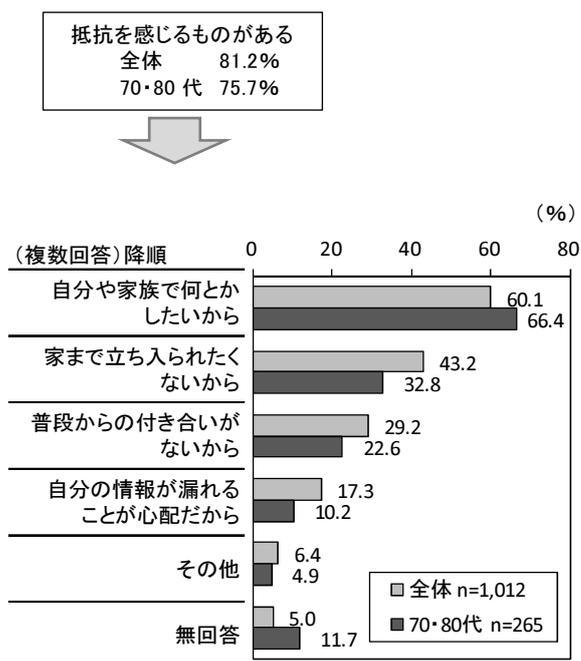
支援を頼むことに抵抗を感じるものは、「家の中の片付け（64.9%）」や「布団干しや冷暖房器具の出し入れなど力の要る仕事の支援（45.3%）」などが多くなっていますが、70・80歳代に絞ってみると全体的に抵抗を感じるものが少なくなっています。

支援を頼むことに抵抗を感じる理由についても70・80歳代に絞ってみると、「自分や家族で何とかしたいから」以外は全体集計よりも割合が低く、支援を頼むことへの抵抗が和らぐ傾向がみられます。

#### ■ 支援を頼むことに抵抗を感じるもの



#### ■ 支援を頼むことに抵抗を感じる理由



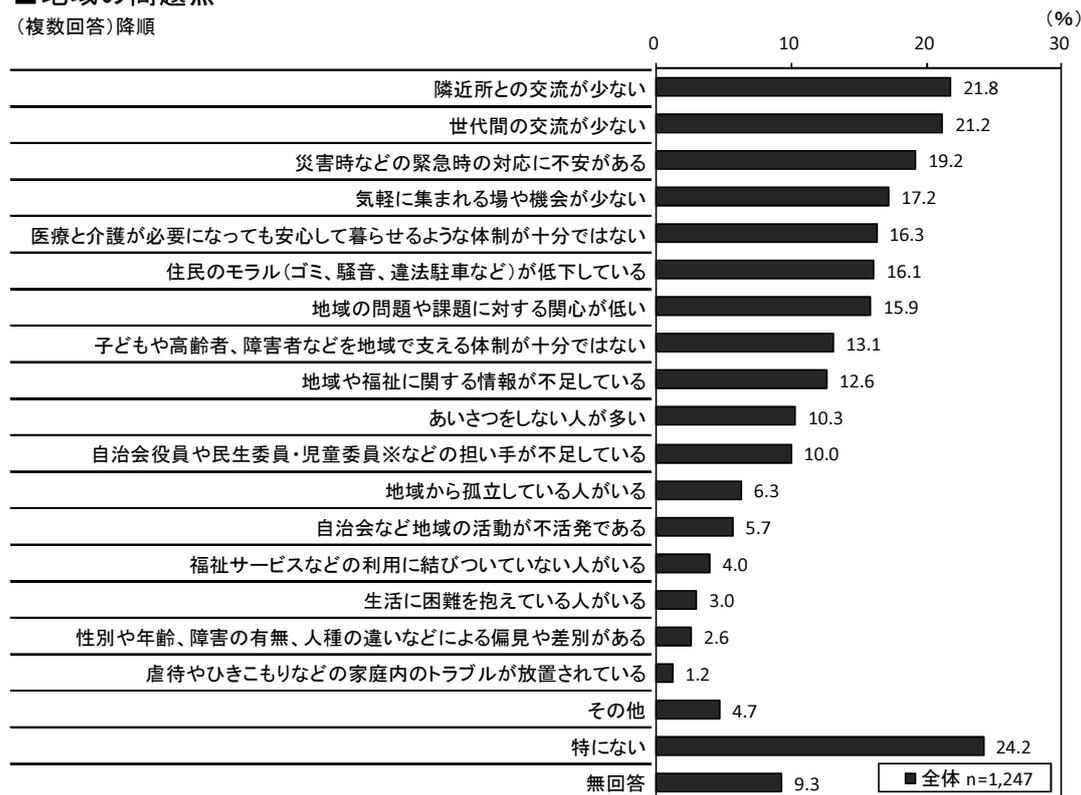
⑥ 地域の問題点

地域の問題点は、「特にない（24.2%）」が2割台半ばとなっています。問題点としては、「隣近所との交流が少ない（21.8%）」が最も多く、次いで「世代間の交流が少ない（21.2%）」「災害時などの緊急時の対応に不安がある（19.2%）」となっています。

上位3位を近所付き合いの程度別でみると、1位の「隣近所との交流が少ない」は、近所付き合いの少ない人も問題であると回答している人が多くいます。

■ 地域の問題点

(複数回答)降順



※主任児童委員含む

		n	1位: 隣近所との交流が少ない	2位: 世代間の交流が少ない	3位: 災害時などの緊急時の対応に不安がある
全体		1,247	21.8	21.2	19.2
近所付き合いの程度	困っているときに、相談や手助けができる	89	10.1	28.1	22.5
	簡単な頼みごと程度ならできる	140	17.1	29.3	23.6
	たまたま世間話や立ち話をしている	362	20.2	20.2	20.2
	顔を合わせればあいさつする程度	476	24.2	18.5	17.2
	ほとんど付き合わない	73	26.0	17.8	17.8

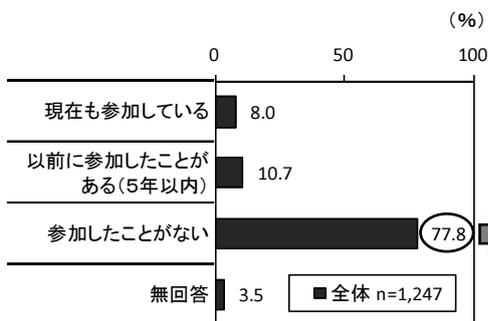
## 第2章 東松山市の現状分析

### ⑦ ボランティア活動について

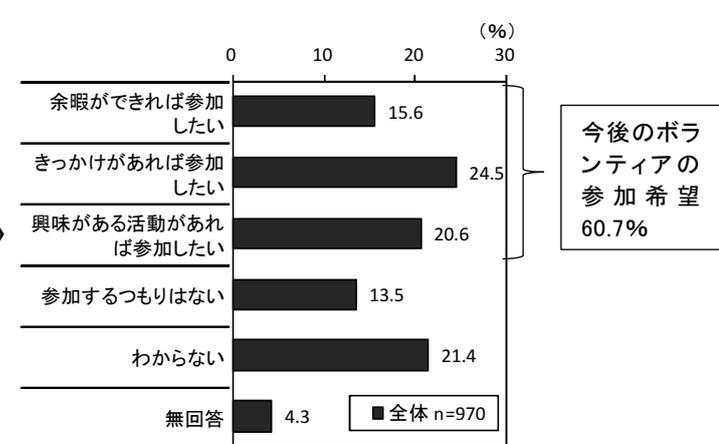
ボランティア活動への参加状況は、「現在も参加している（8.0%）」は1割を割っています。しかし、今後のボランティア活動への参加意向は、「きっかけがあれば参加したい（24.5%）」が最も多く、「興味がある活動があれば参加したい（20.6%）」「余暇ができれば参加したい（15.6%）」となり、参加希望を合計すると60.7%となっています。

ボランティア活動に参加しやすくなるための条件は、「自分にあった時間や内容の活動であること（62.1%）」が最も多く、ボランティアの参加希望のある人に絞ってみると72.7%に上り、仕事や家庭生活等と両立できるようなボランティア活動の充実が求められている様子がうかがえます。

■ ボランティア活動への参加状況

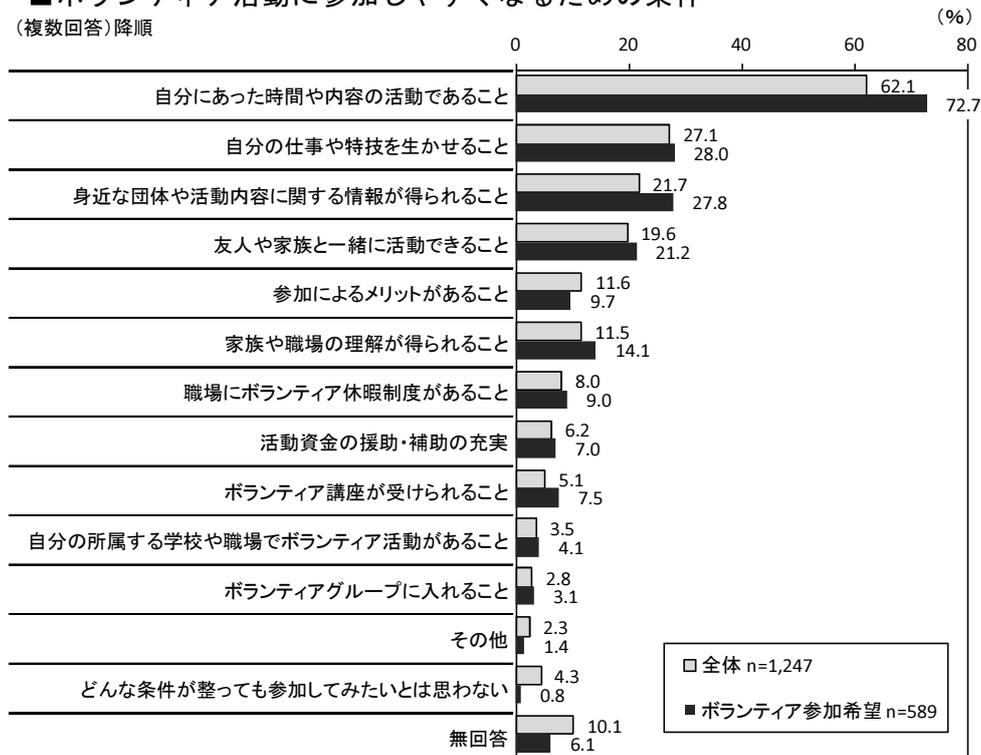


■ 今後のボランティア活動への参加意向



■ ボランティア活動に参加しやすくなるための条件

(複数回答)降順

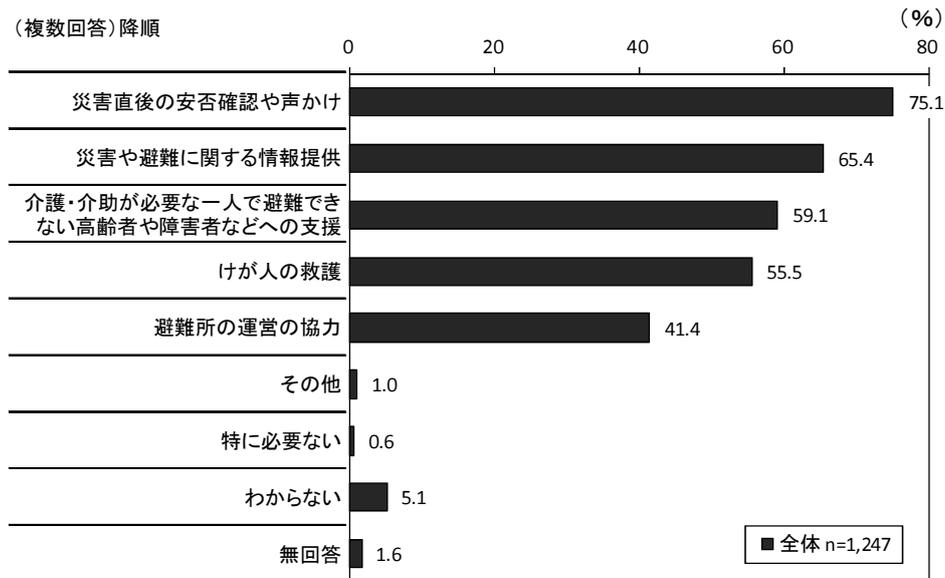


⑧ 災害時に必要な住民相互の支援

災害時に必要な住民相互の支援は、「災害直後の安否確認や声かけ（75.1%）」が最も多く、次いで「災害や避難に関する情報提供（65.4%）」「介護・介助が必要な一人で避難できない高齢者や障害者などへの支援（59.1%）」「けが人の救護（55.5%）」「避難所の運営の協力（41.4%）」と全体的に回答率が高くなっています。

年齢別にみてもいずれも回答率は高く、災害時の住民相互の支援は、全年齢的にその必要性が認識されている状況がうかがえます。

■ 災害時に必要な住民相互の支援



		(%)						
	n	1位: 災害直後の安否確認や声かけ	2位: 災害や避難に関する情報提供	3位: 介護・介助が必要な一人で避難できない高齢者や障害者などへの支援	4位: けが人の救護	5位: 避難所の運営の協力	特に必要ない	
全体	1,247	75.1	65.4	59.1	55.5	41.4	0.6	
年齢別	20代	80	73.8	71.3	57.5	56.3	42.5	1.3
	30代	122	74.6	73.8	59.0	63.1	41.8	-
	40代	143	74.1	67.1	60.1	66.4	47.6	0.7
	50代	203	72.4	70.4	66.0	61.1	46.8	-
	60代	311	77.5	66.9	58.2	57.6	46.6	0.6
	70代	306	73.9	57.8	56.2	43.5	32.0	0.7
80代	44	72.7	50.0	54.5	52.3	27.3	2.3	

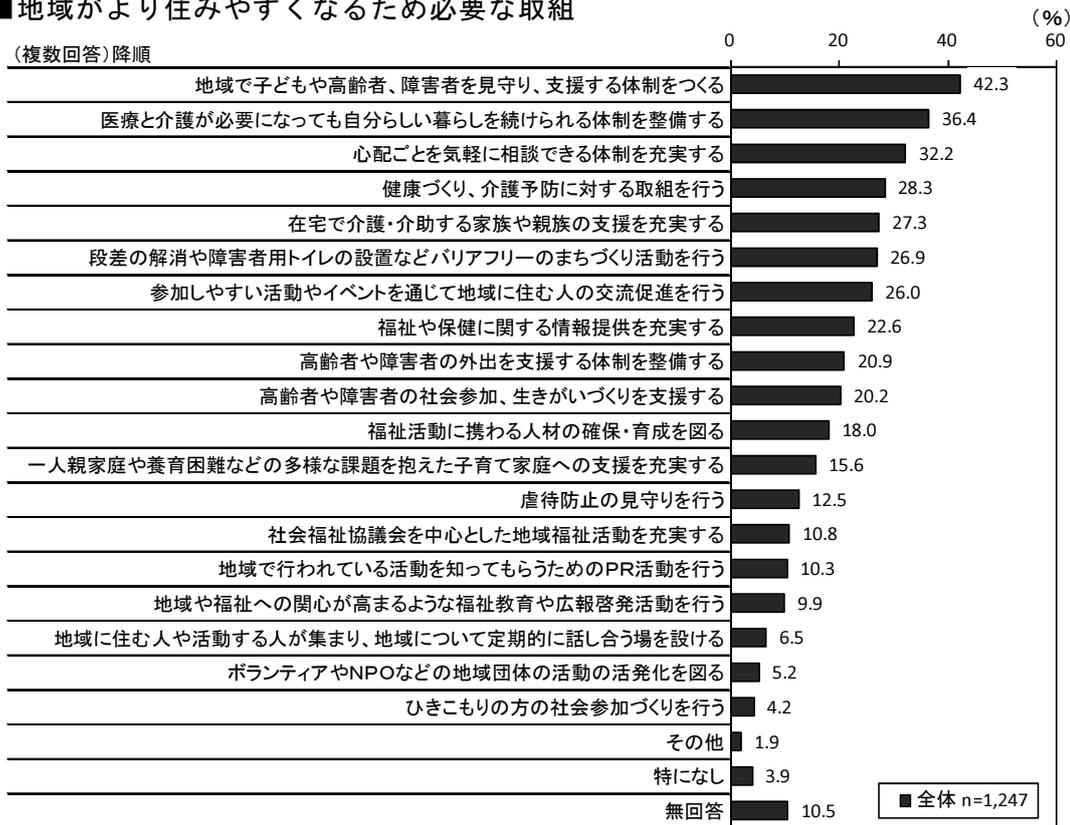
第2章 東松山市の現状分析

⑨ 住みやすい地域になるための取組

地域がより住みやすくなるために必要な取組は、「地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる（42.3%）」が最も多くなっています。

年齢別では、20歳代は「心配ごとを気軽に相談できる体制を充実する」、30～60歳代は「地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる」、70・80歳代は「医療と介護が必要になっても自分らしい暮らしを続けられる体制を整備する」が最も多く、年齢ごとに優先順位の違いはみられますが、地域の見守りや支援体制など、安心して暮らせる地域の環境づくりが求められています。

■ 地域がより住みやすくなるため必要な取組

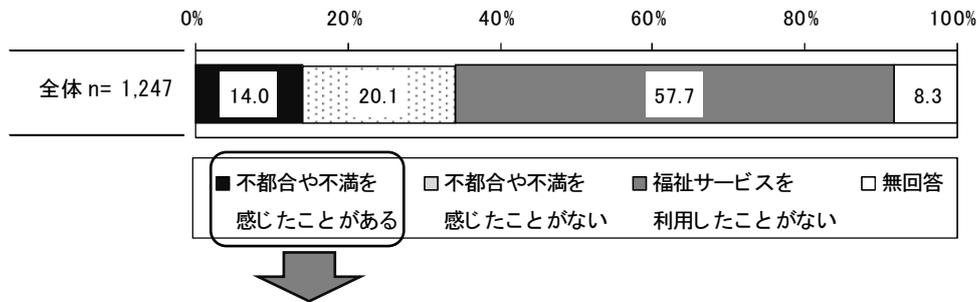


		n	1位	2位	3位			
年齢別	20代	80	心配ごとを気軽に相談できる体制を充実する	38.8	段差の解消や障害者用トイレの設置などバリアフリーのまちづくり活動を行う	37.5	地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる	36.3
	30代	122	地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる	48.4	段差の解消や障害者用トイレの設置などバリアフリーのまちづくり活動を行う	41.8	在宅で介護・介助する家族や親族の支援を充実する	31.1
	40代	143	地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる	39.9	医療と介護が必要になっても自分らしい暮らしを続けられる体制を整備する	35.7	心配ごとを気軽に相談できる体制を充実する	34.3
	50代	203	地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる	49.3	医療と介護が必要になっても自分らしい暮らしを続けられる体制を整備する	37.4	心配ごとを気軽に相談できる体制を充実する	34.0
	60代	311	地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる	41.8	医療と介護が必要になっても自分らしい暮らしを続けられる体制を整備する	40.5	健康づくり、介護予防に対する取組を行う	36.3
	70代	306	医療と介護が必要になっても自分らしい暮らしを続けられる体制を整備する	40.5	地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる	40.2	参加しやすい活動やイベントを通じて地域に住む人の交流促進を行う	29.1
	80代	44	医療と介護が必要になっても自分らしい暮らしを続けられる体制を整備する	38.6	地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制をつくる	36.4	心配ごとを気軽に相談できる体制を充実する	36.4

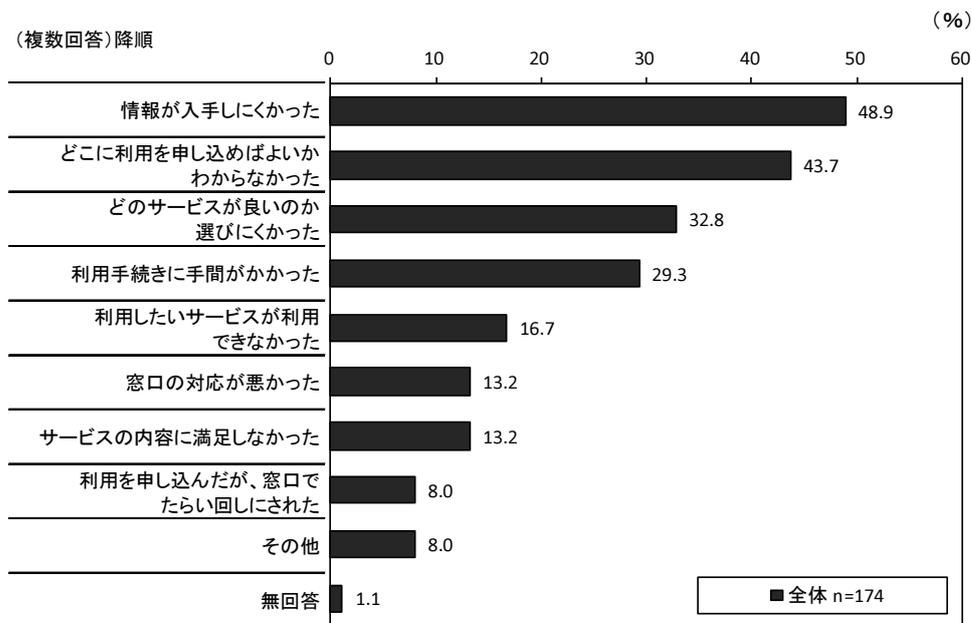
⑩ 福祉サービスについて

福祉サービスの利用にあたって不都合等を感じたことのある人は少なくなく、その理由については、「情報が入手しにくかった（48.9%）」が最も多く、次いで「どこに利用を申し込めばよいかわからなかった（43.7%）」「どのサービスが良いのか選びにくかった（32.8%）」「利用手続きに手間がかかった（29.3%）」となっています。

■福祉サービスの利用にあたって不都合等を感じたこと



■福祉サービスの利用にあたって不都合等を感じた理由



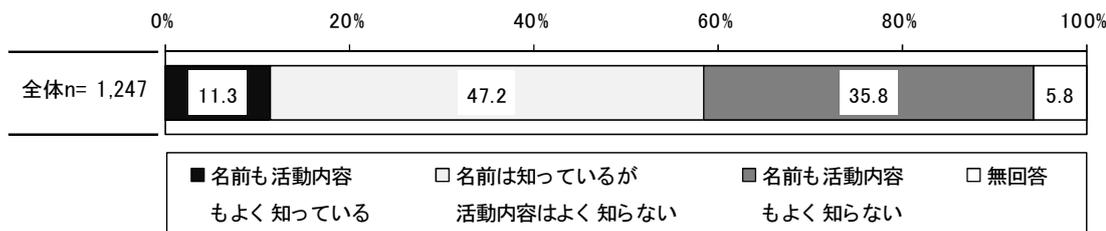
第2章 東松山市の現状分析

⑪ 社会福祉協議会及び支部についての認知

東松山市社会福祉協議会及び支部についての認知は、いずれも「名前は知っているが活動内容はよく知らない」が半数近くを占めています。なお、社会福祉協議会支部の認知は、前計画策定時の調査でも行っており、認知度はやや低下傾向がみられます。

年齢別では、いずれも20～40歳代の認知度が低くなっています。また、地域行事等への参加状況別にみると、よく参加している人ほど認知度が高いことから、認知度の向上を図るため、若い世代への周知、地域行事への参加促進や参加時の機会を利用した周知活動などを進めていく必要があります。

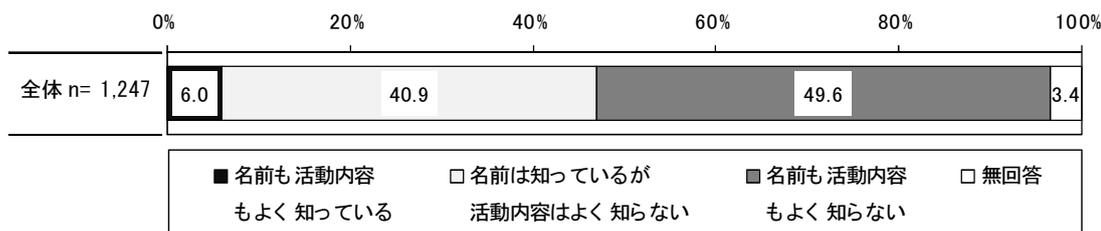
■社会福祉協議会についての認知



	n	名前も活動内容もよく知っている	名前は知っているが活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答	
全体	1,247	11.3	47.2	35.8	5.8	
年齢別	20代	80	8.8	25.0	65.0	1.3
	30代	122	9.8	29.5	57.4	3.3
	40代	143	9.8	35.7	52.4	2.1
	50代	203	9.9	47.8	39.9	2.5
	60代	311	11.3	54.7	29.3	4.8
	70代	306	13.1	58.2	17.6	11.1
	80代	44	15.9	45.5	25.0	13.6

	n	名前も活動内容もよく知っている	名前は知っているが活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答	
行事等への参加状況別	よく参加している	139	29.5	53.2	10.1	7.2
	ある程度参加している	505	9.7	54.5	29.3	6.5
	ほとんど参加していない	306	9.5	50.3	35.6	4.6
	まったく参加していない	249	6.8	24.9	65.5	2.8

■社会福祉協議会支部についての認知



	n	名前も活動内容もよく知っている	名前は知っているが活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答	
全体	1,247	6.0	40.9	49.6	3.4	
年齢別	20代	80	2.5	13.8	78.8	5.0
	30代	122	0.8	25.4	72.1	1.6
	40代	143	3.5	28.0	66.4	2.1
	50代	203	3.4	36.5	58.6	1.5
	60代	311	7.1	48.6	42.1	2.3
	70代	306	10.5	53.9	30.1	5.6
	80代	44	9.1	56.8	22.7	11.4
【前回全体】	1,019	7.3	43.6	44.6	4.6	

	n	名前も活動内容もよく知っている	名前は知っているが活動内容はよく知らない	名前も活動内容もよく知らない	無回答	
行事等への参加状況別	よく参加している	139	23.0	52.5	19.4	5.0
	ある程度参加している	505	5.3	48.1	43.4	3.2
	ほとんど参加していない	306	3.3	38.6	53.9	4.2
	まったく参加していない	249	0.8	22.5	75.1	1.6

## 4 団体アンケート調査からうかがえる市の地域福祉の状況

### (1) 調査の概要

地域福祉に関連する活動を行っている市内の7団体に対して、活動状況や地域福祉に関する課題等について調査を行いました。

### (2) 調査の結果

#### ① 会員確保やリーダーの育成について

多くの団体は、新たなメンバーの確保が難しく、市に対して会員募集の支援を求める意見などがみられました。リーダー（後継者）の育成についても苦慮している団体がみられ、福祉人材の確保・育成は、地域で活動している団体においても重要な課題となっています。

一般市民を対象としたアンケート調査では、自分にあつた時間や内容の活動であればボランティア活動に参加したいと考えている人も多く、地域活動を通じて福祉に関心を持つ人もいることから、一般市民が活動に参加しやすくなるような活動条件及び内容の検討など、加入につながるように多様な手法を検討していく必要があります。

#### ② 地域住民同士の交流と相談体制の充実について

活動を通じて当事者を含む地域住民から相談を受けている団体が多く、その内容は、当事者からの困り事や支援の依頼の他、支援の仕方や声のかけ方などとなっています。また、そのような相談に対して、相談内容に応じたアドバイスや支援の他に、地域住民や当事者とのコミュニケーションをとる時間や場を設ける取組を行っている団体などもありました。

地域の支援体制の確立は地域福祉の目的の一つでもあるため、地域で活動する団体と市が連携して、支援を必要とする人と支援をしようとしている人をつなげられるように取り組んでいく必要があります。

また、専門的な支援や多分野にわたる支援が必要な場合に迅速に対応できるように、各団体と市との連絡体制や情報共有の体制等の充実に取り組んでいくことも必要です。

#### ③ 各団体の特性を活かした連携・協働について

障害者に対する理解の不足や、外国人コミュニティにおける課題把握の難しさ、権利擁護の推進強化の必要性など、各団体ならではの視点から指摘される地域の課題などがみられました。また、活動をより充実させていくために、市との情報交換や協議の場などを求める意見もみられました。

地域の課題解決に迅速に効果的に取り組んでいくためにも、地域の課題を共有する場や解決に向けた取組体制の整備など、市や関係機関、各団体が連携・協力して取り組んでいくことが重要です。

## 5 地区懇話会からうかがえる市の地域福祉の状況

---

### (1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、各地域の現状や課題、地域福祉に対する意見をうかがうため、7つの圏域ごとに懇話会を開催しました。開催にあたっては、アンケート調査の結果を、地区別に集計した資料に基づき説明し、意見をいただきました。

### (2) 調査の結果

#### ① 自治会との連携について

複数の自治会で、加入率の低下に関する意見があがりました。しかし一方で、様々な生き方、考え方があるため加入率の低下はやむを得ないのではないかと、ただし、いざという時に支えることができる体制を整えておくことが大切ではないかという意見もありました。

加入率低下を憂慮する意見の中にも、孤立化しないか、生活に必要な行政や地域の情報が入手できていないのではないかと、困った時に助けてあげられないなど、加入していない方を心配する意見が多く聞かれました。

また、自治会の役員のなり手がいないことも問題としてあがっており、今後の自治会活動への影響が懸念されています。

自治会は、地域住民の現状や地域の課題を把握しており、社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を求める意見などもありました。

自治会は地域福祉活動を推進する上で重要であり、自治会活動の継続と地域福祉活動の展開は切り離せないものであるため、行政においても、福祉分野、地域づくり分野と縦割りではなく、連携して取り組んでいくことが大切です。

#### ② 若い世代への取組について

若い世代が地域の行事に参加しない、地元に関心がない、交流がないといった意見があがる一方で、若い世代に地域福祉や地域のことを考えてもらうことが大切であるという意見もあがりました。また、子育て世代の悩みや、子どもたちが抱える問題等がわからないという意見もありました。市民生活を取り巻く環境が変化する中で、世代を超えた相互理解が難しくなっている状況があるようです。各分野で取り組んでいる事業を活用するなど、相互理解が進められるような取組を検討することも必要です。

#### ③ 情報提供について

本市では、広報紙やホームページ、インフォメールなど、各種の情報提供手段を利用して情報提供をしており、市民も自分に合った手段を活用している様子がうかがえました。しかし、いざという時にわかりづらいと感じることもあるようです。ガイドラインの提示など、情報が入手しやすくなるように検討していくことも大切です。

④ 地区内の変化について

本市では7つの福祉圏域を設定していますが、新興住宅地がある地区や、分譲マンションが増えている地区、工業団地が造成された地区など、それぞれの地区内では変化が生じており、そこで暮らしている住民の状況も異なっています。そのため、地域の課題も一括りにすることは難しく、より小さな単位での取組が重要となっています。

⑤ 相談体制

懇話会の出席者には、地域住民からの相談を受ける機会が多い方もいらっしゃいました。相談を受けた場合は、行政につなげ、きちんと対応してもらって安心しているという意見もあれば、その後どうなっているのかわからないと心配されている方もいらっしゃいました。相談をつなげた人のモチベーションにもつながるため、個人情報に配慮しながら、その後の報告のあり方について考えていくことも必要です。

## 6 課題の整理

### (1) 市全体の状況

#### 福祉への関心について

##### 各種調査結果等のまとめ

- 福祉に関心のある人は、アンケート調査では7割強に上りますが、20・30歳代は福祉への関心が低くなっています。福祉に関する考え方については、福祉に関心のある人は、福祉は行政や地域住民など、多様な主体の連携と協力によって行われるものであるという認識が高い傾向にあります。
- アンケート調査では、福祉に関心のある人は、近所に日常生活上の支援が必要な人がいる場合に、何らかの支援をするという人が多い傾向がみられます。
- 社会福祉協議会及び社会福祉協議会支部の認知度についても、アンケート調査では、福祉に関心のある人は認知度が高くなっています。



#### 検討ポイント

現状分析からは、福祉への関心の高い人ほど、地域福祉に対する理解があり、住民同士の支え合いに対しても積極的な様子が見られます。

地域福祉活動の展開にあたっては、住民の主体的な参加を図っていく必要があるため、福祉への関心を高め、地域福祉の重要性について理解を広めていくことは、地域福祉の推進において重要です。

特に、若い世代の理解を高めることは、福祉にとどまらず、地域社会の持続性からも重要なため、教育機関や企業等と連携し、地域福祉の普及啓発活動を展開していく必要があります。

## 地域のつながりについて

### 各種調査結果等のまとめ

- 統計データからは、核家族化の進行や高齢化率の上昇、外国人の増加、女性及び高齢者の就労率の上昇など、地域社会の変化が進み、様々な背景や価値観を持つ住民が地域に暮らしている様子がうかがえます。しかしその一方で、地域社会とのつながりの減少なども懸念されます。
- アンケート調査では、近所付き合いは顔を合わせればあいさつする程度という人が多く、20歳代はほとんど付き合わない人もいます。一方で、地域の問題について、近所付き合いの少ない人も、地域の交流が少ないことを問題であると感じています。また、災害時には、住民相互の支援の必要性を認識している人が多くいます。
- 地域行事や自治会活動への参加については、アンケート調査では、若い世代を中心に参加は少ない状況です。しかし、地域内の行事や自治会活動に参加している人は、地域への愛着や地域の支え合いの必要性を感じている人が多くいます。

### 検討ポイント

現状分析からは、地域社会の変化や地域のつながりの希薄化などが懸念される一方、地域交流の必要性を感じている人も少なくなく、また、地域活動等への参加は、地域への愛着や支え合い活動への参加につながることも期待できます。

そのため、地域を基盤とした人と人とのつながりを育むことができるように、福祉に限らず幅広い分野での地域交流の促進を図るとともに、地域の課題について語り合う場を設けるなど、地域のつながりを深めながら、地域住民が主体的に地域の課題を理解し、解決に向けて取り組む地域の解決力を育てていく必要があります。

## ■ 増加、複雑化する課題への対応について

### 各種調査結果等のまとめ

- 統計データでは、介護や支援の必要な高齢者や障害者、ひとり親世帯、生活困窮など、様々な課題を抱え支援を必要とする人が地域に暮らしている状況がうかがえます。
- アンケート調査では、地域がより住みやすくなるため必要な取組について、医療・介護が必要になっても自分らしい暮らしを続けられる体制の整備や、心配ごとを気軽に相談できる体制の充実など、福祉環境の充実を望む意見が多くみられます。
- 福祉サービスについては、アンケート調査では、不満を感じている人も少なくなく、その理由としては、情報入手の難しさやサービス利用の申し込み先の分かりにくさなどがあげられています。
- 福祉分野の各計画からは、福祉サービスの提供にあたっては、介護や障害、子育て、貧困、孤立など、複数の課題を抱え、問題が複雑化しているケースも生じているようです。



### 検討ポイント

現状分析からは、生活上の困難を抱える人は増加傾向にあり、また、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・福祉・教育・就労など、様々な角度からの支援を必要とするケースも生じているようです。

そのため、分野横断的なサービス提供体制の整備や、相談支援体制の充実、情報提供のあり方などについて検討し、増加、複雑化する課題への体制整備を図る必要があります。

## 地域の支援体制について

### 各種調査結果等のまとめ

- アンケート調査では、地域がより住みやすくなるため必要な取組について、地域で子どもや高齢者、障害者を見守り、支援する体制づくりが最も多く、地域の支援体制の重要性を感じている人が多くいる様子が見えます。
- 地域の支援を受けることについては、抵抗を感じている人も少なくないことがアンケート調査からは見えますが、年齢別にみると、高齢になるほど抵抗感は和らぎ、年齢とともに地域支援のニーズが上昇する傾向が見られます。
- 高齢者福祉で平成 29 年度に実施した調査では、公的支援とあわせて地域の支援を求める高齢者が多くいる状況が見えます。

### 検討ポイント

現状分析では、公的支援とあわせて、地域の様々な支援に対するニーズが高齢者を中心に高まっている様子が見えます。

高齢者の支援以外にも、虐待や孤立、貧困などの問題は、早期に発見し、早期に支援につなげていくためには、地域の日頃からの見守りや支援が不可欠となっています。

そのため、福祉事業者や NPO、ボランティア、地域住民など、多様な主体が連携し協力しながら、個人や世帯が抱える様々な困り事に対する包括的な支援のあり方について、検討していく必要があります。

## 地域福祉活動に携わる組織や団体等について

### 各種調査結果等のまとめ

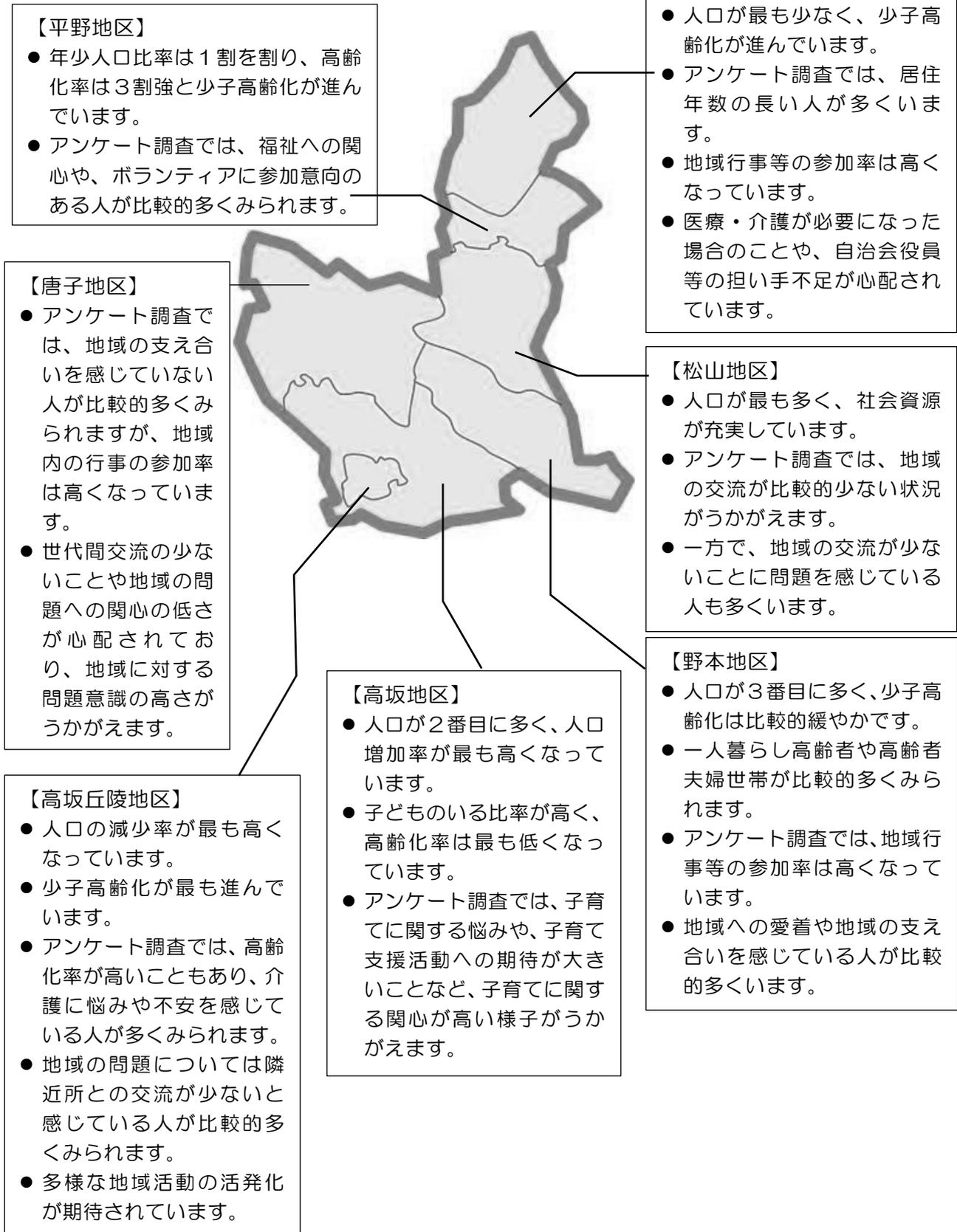
- 社会福祉協議会及び支部については、アンケート調査では、名前は知っているが活動内容はよく知らないという人が多く、活動内容まで知っている人は少なく、特に若い世代ほど認知度が低くなっています。
- ボランティアについては、アンケート調査では、現状の参加者は少ないものの、今後参加してみたいと考えている人は多く、時間や内容など、参加しやすくなるような条件を検討していくことが求められています。

### 検討ポイント

地域福祉活動の展開にあたって、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどの組織や団体は重要な役割を担っていますが、現状分析では、こうした組織や団体が十分に認知されていない様子が見えます。また、各種活動に興味があっても、参加条件が合わずに参加できなかったという人もいます。

そのため、各種組織や団体に関する継続的な広報活動に取り組むとともに、認知度の低い年齢層にターゲットを絞った広報活動や、消防団やスポーツ少年団、企業をはじめ、様々な組織や団体と連携した活動展開など、認知や関心を高め、参加促進を図る取組を推進する必要があります。

(2) 各地区の状況



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

前計画では、「暮らしを支えあい 幸せを育むまち 東松山」という基本理念のもとに、すべての方が安心して暮らせる地域をつくるため、自助・共助・公助の役割分担と連携を基本に地域福祉の推進を目指して取り組んできました。

また、第五次東松山市総合計画では、まちづくりの基本理念を「みんなが笑顔 チャンスあふれる 安心で安全なまちづくり」とし、将来像を「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」としています。

本計画では前計画を継承発展させ、第五次東松山市総合計画の基本理念等を踏まえ、基本理念を以下のとおりとします。

## 地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山



地域には様々な住民が暮らしており、それぞれに長けているところもあれば、足りない点もあり、支える側、支えられる側という一方的な関係による考え方では、それぞれの良さや可能性も引き出すことはできません。

地域住民の暮らしをより豊かなものにしていくためには、「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いを認め合い、補い合い、支え合いながら暮らせる地域社会を築くことが大切です。

そのため、高齢者、障害者、子ども、外国人など、世代や背景の異なる様々な人々が暮らす地域を基盤として、誰もが対等な関係の下に、それぞれの持てる潜在能力を発揮することができ、地域づくりの一員として社会に参加する機会が確保される、誰一人取り残されることのない、安心して笑顔で自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

そこで、本市は、地域住民がいつまでも笑顔で暮らしていくため、公的制度だけではなく、健康づくりや地域活動などの公的以外の取組も含め、市、社会福祉協議会、関係団体などが一体となって地域福祉を推進する取組「心のこもった地域福祉プロジェクト2020（こころプロジェクト2020）」を展開していきます。

## 2 基本目標

前計画の基本目標を継承しつつ、現状分析から洗い出された課題を踏まえ、本計画では、次の4つを基本目標とします。

### 基本目標1 地域社会の多様な主体をつなげる

つなげる

市民が抱える様々な課題を個別に対応するのではなく、背景にある様々な要因に対して総合的な対応が行えるように、多様な主体と連携した体制の構築を図ります。

そのため、社会福祉法人・施設やNPO、ボランティアを含む地域住民等との連携を図るとともに、各主体の強みを活かした地域づくりへの参加を促します。現状分析では、社会福祉協議会について十分な認知がされていない状況もうかがえるため、社会福祉協議会とともに周知に向けた取組を推進します。

また、地域の多様な課題を住民自身が把握し、解決に向けて効果的な活動が行えるように、関係部・課との連携はもちろん、社会福祉協議会とも一層連携し、地域支援の推進を図ります。

### 基本目標2 多様性を尊重しながら支え合う

支え合う

性別、年齢、国籍などが異なる様々な立場や価値観を持つ市民がお互いを認め合い、多様性を尊重し合いながら様々な地域の課題を他人事ではなく、自分のこととして捉え、課題の解決に向けて共に取り組む地域の実現を目指します。

そのため、地域の見守りや支え合い活動の活発化を図ります。現状分析では、地域活動に参加している人は、地域の支え合いの必要性についても理解が高いため、地域交流の促進も図ります。また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民が様々な地域活動への参加を通じて、生きがいや楽しみを感じられるような場の充実を図ります。

さらに、近年は、大規模な災害が相次ぎ、災害に対する不安が高まっていますが、現状分析では、災害時の地域の相互支援の必要性を多くの住民が感じている様子うかがえます。災害時など緊急時の対応や、犯罪対策などは日頃からの自助・共助の取組が重要となるため、防災・防犯対策の取組の拡充も図ります。

**基本目標3 地域福祉活動の担い手を育てる**

育てる

地域福祉活動の持続可能性と地域の発展を図るため、地域福祉活動に支え手として、あるいはリーダーとして、幅広い多くの市民が参加する地域の実現を目指します。

そのため、より多くの市民の福祉への関心を高めるように、福祉教育や啓発活動を行います。特に、現状分析では、若い世代は福祉の関心が低いため、将来を見据えて、子どもや親世代の福祉に対する関心が高まるように、学校教育や生涯教育と連携した福祉教育の推進を図ります。

また、地域福祉活動が広がる中で、認知症サポーターやゲートキーパーなど、様々な事情を抱えた人々を日常的にサポートする人材や、福祉活動を行う各種組織や団体の調整を行う人材、さらには、専門的な知識や技術を有する人材についての確保、育成を図ります。

**基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く**

築く

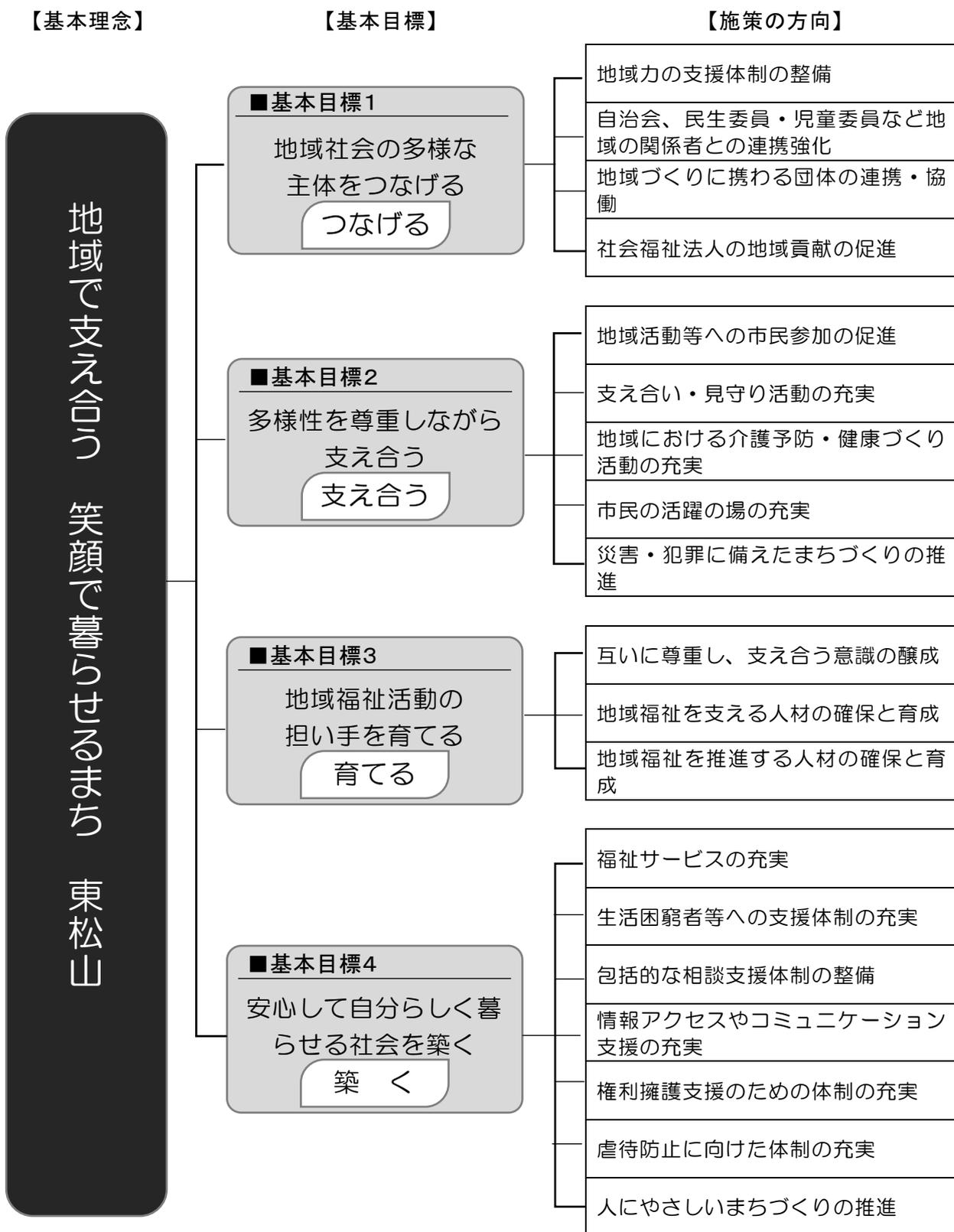
困り事や困難を抱えていても、地域で安心して生涯にわたって自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

そのため、共生型サービスをはじめとする福祉サービスの提供体制やサービスの質の向上を図ります。子どもの貧困対策についても、子どもの成長に応じた支援が行えるように、分野横断的な支援体制の整備を図ります。また、現状分析では、サービスの利用にあたって、サービス情報や申込先などの分かりにくさを指摘する意見も少なくないため、情報バリアフリーを含めた情報提供体制の整備や相談支援体制の改善を図ります。

成年後見制度の利用促進についても、安心してサービスや制度を利用しながら地域で暮らせるように権利擁護推進体制の向上を目指します。

さらに、ハード面においても福祉の視点が反映されるような体制の整備を図ります。

### 3 施策の体系





## 基本目標1 地域社会の多様な主体をつなげる つなげる

### (1) 地域力の支援体制の整備

#### ● 現状と課題

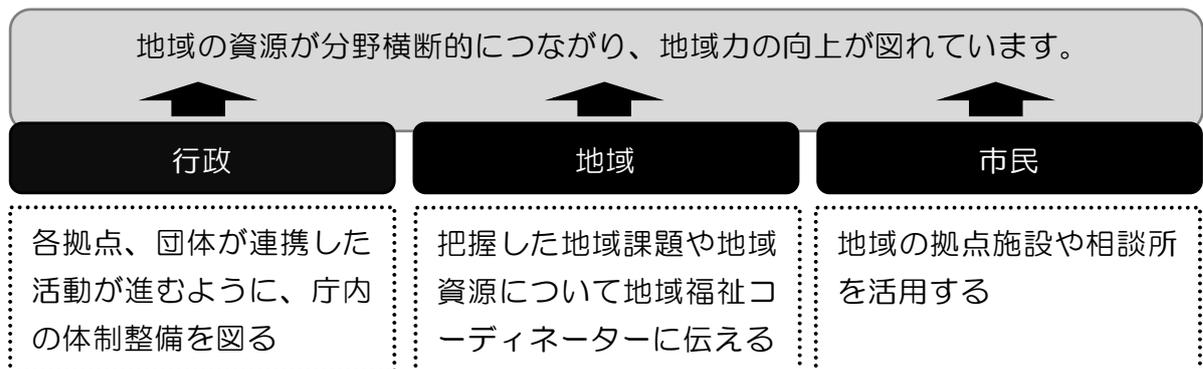
地域の生活課題を解決する力を育み、地域の活力を維持していくためには、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなど、相談支援を行う機関が柱となって、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPOなど、多様な主体による共助の取組を進めていく必要があります。

特に、社会福祉協議会は、地域住民や様々な地域の組織・団体の参加を促し、連携・協力しながら地域の課題を見出し、解決に向けて取り組んでいく地域福祉活動の中核としての役割を担っているため、市と社会福祉協議会との連携は欠かせないものとなります。

また、本市では、各地区の市民活動センターにおいて、地域の様々な団体が活動拠点として利用しており、令和元年からは、社会福祉協議会による地域福祉コーディネーターの相談窓口の開設が進んでいるため、地域の生活課題の把握や、きめ細かな対応も可能になることが期待されています。

既存の社会資源を生かして、効果的に地域の生活課題に対応していけるように、多様な分野が連携を図りながら、地域力を高められる支援体制を整備していく必要があります。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- 自治会、民生委員・児童委員、地域住民、関係団体が連携して地域福祉活動が展開できるように情報提供や情報交換等の調整を行います。
- 地区組織による子育て支援や地域づくり活動を支援します。

- ☑ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者等の相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなど、それぞれの機能強化を図るとともに、それぞれの専門性を生かしながら個人や地域の課題を総合的に支援していけるように、分野横断的に意見交換が行える場の設置などを検討します。
- ☑ 地域福祉コーディネーターの役割について市民だけでなく、庁内で情報共有し、地域力を育む要となれるように、市及び社会福祉協議会が連携して支援していきます。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 地域の支援体制の連携支援 〔社会福祉課〕
事業内容	地域住民が自ら地域生活課題を把握し解決するための素地をつくる地域福祉コーディネーターの活動を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 地域包括支援センター運営事業 〔高齢介護課〕
事業内容	高齢者の総合相談窓口として、各地区の民生委員・児童委員や介護事業所など関係機関との連携を強化するとともに、生活支援コーディネーターなどと連携し、地域の支え合いづくりを進めます。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 生活支援体制整備事業 〔高齢介護課〕
事業内容	既に配置した生活支援コーディネーターを中心に、協議体の運営や高齢者の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング、地域における助け合い活動の立ち上げ支援などを行います。
事業名 〔担当課〕	<b>4</b> 地域自立支援協議会 〔障害者福祉課〕
事業内容	市と障害者福祉に係る関係機関が障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに支援体制の整備について協議を行います。

## (2) 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携強化

### ● 現状と課題

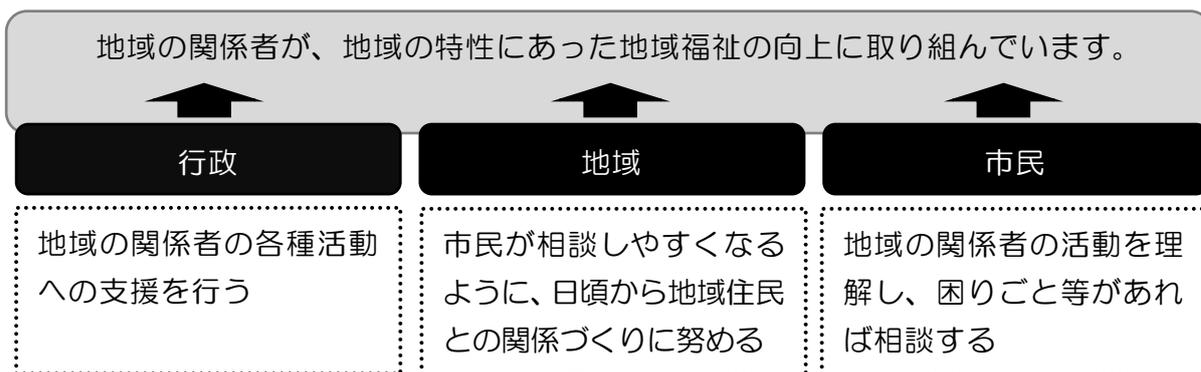
各地域では、自治会の地域に根差した各種の活動や、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）、地域福祉協力員による相談支援活動、見守り・声かけ活動などが行われています。シニアクラブ、PTA、ボランティア団体など様々な団体も地域を支える活動を行っています。地域住民の課題を早期に発見し、早期支援につなげていくには、こうした自治会や民生委員・児童委員などの地域の関係者の活動が欠かせません。

しかし、近年は核家族化や集合住宅の増加、ライフスタイルや価値観の多様化、また、市民のプライバシー意識の高まりと相まって個人情報取り扱いなども問題となり、自治会や民生委員・児童委員等においても、地域住民の現状把握が難しい状況が生まれつつあります。地区懇話会においても、自治会の加入率の低下を危惧する意見が多く、同時に、加入しない住民が、地域で生活するにあたって、必要な情報や支援を受けられないことが心配されています。

また、自治会の役員や民生委員・児童委員のなり手不足も大きな課題となってきています。

今後は、自治会の意義や民生委員・児童委員の活動などをより具体的に市民に周知するとともに、地域の特性を踏まえた活動が効率的に行えるように、分野横断的な考え方にに基づき、自治会や民生委員・児童委員、地域福祉協力員、ボランティア等が情報や意見の交換などが行えるような機会をつくるなど、連携体制の整備を図る必要があります。

### ● 目指す姿



### ● 市の主な取組

- 自治会は、地域住民が生活する上で最も基盤となる団体であり、地域福祉の推進においても重要です。市内外の活発に活動している自治会の事例の情報収集などを行い、情報を提供するなど、活動支援を行います。

- 住民からの多様な相談に適切に対応し、迅速な支援につなげるため、情報の提供や相談に対応するとともに、民生委員・児童委員研修への参加促進を図ります。
- 市民の身近な相談相手となる民生委員・児童委員について、市民への周知を図ります。
- 自治会や民生委員・児童委員等の連携が図れるように、情報や意見交換を行える機会をつくります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 自治会との連携  〔社会福祉課〕
事業内容	地域福祉の推進に向けた取組について、自治会に対して周知を図り、地域生活課題の解決に向けて連携体制の強化を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 民生委員・児童委員との連携支援  〔社会福祉課〕
事業内容	民生委員・児童委員が行っている地域に密着した相談や情報提供、地域生活課題の発見等の活動を支援するとともに民生委員・児童委員制度や活動内容の周知を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 地域福祉協力員の活動支援  〔社会福祉課〕
事業内容	小地域での見守り・声かけ活動を行い、民生委員・児童委員、自治会などと連携して地域の課題を早期発見、解決することを目的に設置された地域福祉協力員の活動を支援します。

### (3) 地域づくりに携わる団体の連携・協働

#### ● 現状と課題

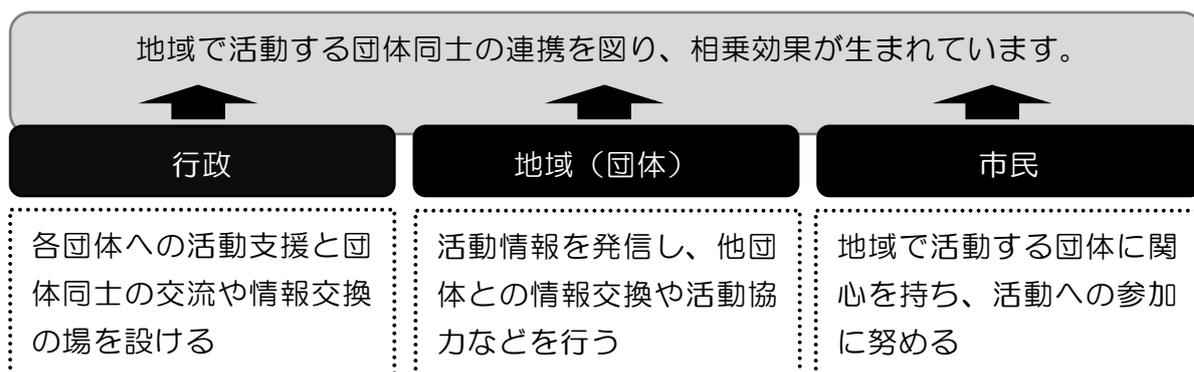
地域で抱える課題は福祉に限らず様々な分野に及んでおり、少子高齢化や近所付き合いの希薄化などが進む中で、地域福祉活動はまちづくりの観点での持続可能性とも大きく関係してきます。

地域福祉活動は持続可能なまちづくりにも通ずるため、商工会や観光協会、その他まちづくり活動を行う団体をはじめ、福祉分野に限らず、保健、医療、教育、就労、住宅、交通機関など、数多くの組織・団体との連携も重要です。

また、各団体が個別に活動しているだけでは活動内容や活動規模などに制約が生じるだけでなく、各団体の専門外の課題への対応が困難になっている状況もあります。

そのため、地域で活動する団体同士の連携を図り、相互協力体制を築いていく必要があります。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- ☑ 社会福祉協議会とともに地域福祉活動が効果的に展開できるように、地域福祉に関わる関係課との連絡調整を図ります。
- ☑ 社会福祉協議会と連携し、市民参加型の講演会を開催するなど、地域活動団体交流活動の支援を行います。分野の枠組みを超えた団体同士の情報交換の場づくりも推進します。また、地域の社会資源の発見や活用が進むように、商工会や観光協会などを通じた企業等への啓発活動を推進するなど、連携強化を図ります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1 「このゆびと〜まれ！フェスタ」事業支援</b> 〔子育て支援課〕
事業内容	市内子育てサークルのネットワークである「NPO 法人東松山子育てねっと」が中心的役割を担って実行委員会を組織し、夏休み中の子どもたちの居場所づくりの一環として実施する「このゆびと〜まれ！フェスタ」などの事業への支援を行います。



【このゆびと〜まれ！フェスタ】

#### (4) 社会福祉法人の地域貢献の促進

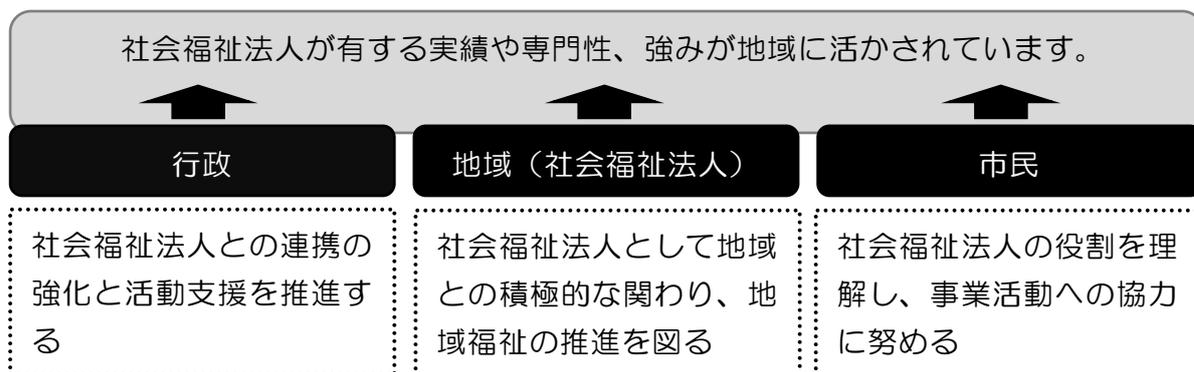
##### ● 現状と課題

地域福祉は行政だけでなく、地域住民や事業者など、多様な主体の相互協力により行われるものであり、中でも、福祉に関する専門的な知識や実績を有する社会福祉法人の存在は大きなものです。

平成29年4月の改正社会福祉法では、社会福祉法人については、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の改革、福祉人材の確保の促進に関する内容が改正されました。また、地域における公益的な取組を実施する責務規定が創設され、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。

本市では、地域により地域生活課題も異なるため、地域の実情を踏まえた法人が、その有する機能を地域福祉活動にも可能な限り発揮できるように、連携強化を図っていく必要があります。

##### ● 目指す姿



##### ● 市の主な取組

- ☑ 社会福祉協議会の行う地域福祉活動の促進に必要な支援を検討するための情報の収集や協議の場の設定を行います。
- ☑ 社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人が、それぞれの有する機能を発揮し、地域の生活課題にきめ細かく対応し、住民生活により身近な地域の活動を行うことの重要性やメリットについて、市民に周知を図り、事業者と市民が共に地域福祉を推進する環境づくりを進めます。
- ☑ 複合課題の対応や制度の狭間にある問題など、多様な地域の生活課題に対応できるように、市と社会福祉協議会等との連絡体制の調整を図ります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	1 社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進 〔社会福祉課〕
事業内容	社会福祉法に規定されている社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進するため、取組内容の周知を図ります。



## 基本目標2 多様性を尊重しながら支え合う 支え合う

### (1) 地域活動等への市民参加の促進

#### ● 現状と課題

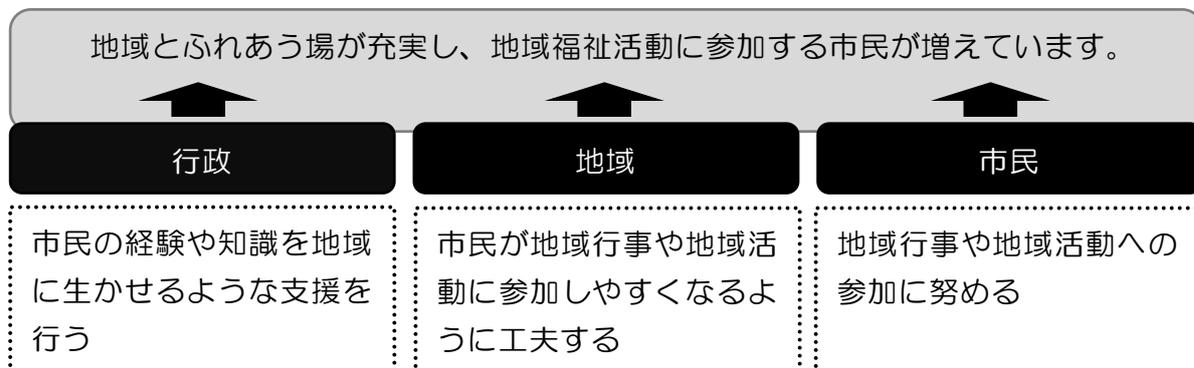
団塊の世代で定年退職を迎えた方や、出産・子育てのために離職された方など、様々な社会的経験や技能を習得された方が職場から地域に戻ってきています。一方、地域活動団体からは次代を担う人材の不足が深刻であるという意見もあがっています。

また、アンケート調査では、近所付き合いに対する考え方は、その必要性を感じつつも、一定の距離を保ちながらの付き合い方を望む傾向がみられます。地域行事等への参加も若い世代を中心に参加率は低い状況です。

地域のつながりや近所付き合いの重要性が見直される中で、住民相互のつながりが広がるように、地域とふれあう機会を創出していくことが大切です。

地域活動の参加により、やりがいや生きがいを感じられることや、参加によって地域とのつながりの輪を広げることでもあるため、地域住民の社会参加を促す必要があります。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- ☑ 市民相互の助け合いにより子育て世帯を支援するファミリー・サポート・センターが持続的に活動していけるように、市民への周知や活動支援を行います。
- ☑ 市民参加型の講演会を開催するなど、地域活動団体交流活動の支援を行います。また、分野の枠組みを超えた団体同士の情報交換の場を設けます。
- ☑ 認知症カフェや社会福祉協議会が行うサロン活動などを支援し、誰もが気軽に参加できる場づくりを推進します。
- ☑ 地域の集いの場づくりを支援するため、空き家や空き店舗の活用などについて検討します。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> シニアクラブ等の地域活動支援 〔高齢介護課〕
事業内容	シニアクラブ・老人憩いの家などに補助金を交付し、地域活動を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 認知症カフェの開催支援 〔高齢介護課〕
事業内容	認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが参加でき、なごやかな雰囲気の中で交流を楽しむ認知症カフェの開催を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> シニアボランティア支援事業 〔高齢介護課〕
事業内容	ボランティア活動を通じたいきがいづくりや社会参加を支援するため、活動実績に応じてポイントを付与し、貯めたポイントに応じた転換交付金を交付します。活動場所の拡大を図るとともに、様々な機会を通じて制度を周知し、ボランティア登録者数の増加を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>4</b> ファミリー・サポート・センター事業 〔子育て支援課〕
事業内容	子どもを預けたい人（利用会員）と、預かりたい人（協力会員）が、それぞれセンターに登録し、アドバイザーが条件や要望にあった会員同士を組み合わせ紹介し子育て家庭を支援します。協力会員には育児に関する講習等を行います。
事業名 〔担当課〕	<b>5</b> 地域子育て支援拠点事業 〔子育て支援課〕
事業内容	子育て中の親子同士が気軽に立ち寄り、互いの交流や相談、情報共有や講習が行える場として、子育て支援センターソーレ・マーレ、まつやま保育園、仲よし保育園、東松認定こども園げんきの5か所で実施します。
事業名 〔担当課〕	<b>6</b> 子ども・子育て支援事業 〔子育て支援課〕
事業内容	中学生以下の子どもが放課後等を安全、安心、健全に過ごせる居場所として、地域の活動拠点である各市民活動センター内に設置した「子どものひろば」の充実を図ります。

## (2) 支え合い・見守り活動の充実

### ● 現状と課題

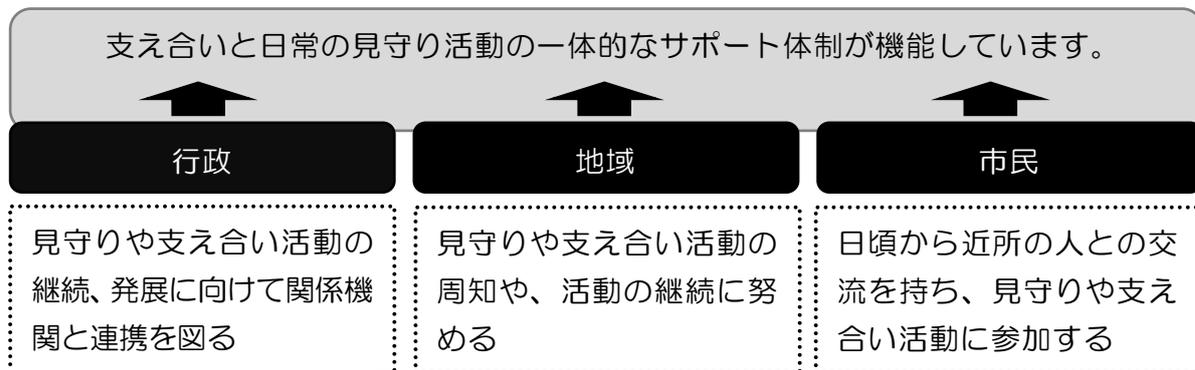
一人暮らしの高齢者などは、買い物代行や電球交換などのちょっとした支援が必要ですが、これまでご近所同士の相互の助け合いが行われていたことも、住民同士の関係の希薄化により、こうした頼みごともしづらくなっています。

アンケート調査では、地域の支え合いを感じている方は高い年齢階層で比較的多いものの、支援を頼むことに抵抗を感じている方もいます。また、地域との交流がなくなり孤立することで、悪徳商法被害、孤立死など深刻な問題に至ることもあります。

本市では、日常の見守り活動である「あんしん見守りネットワーク」や、民生委員・児童委員による活動、自治会・町内会による活動などを通じた見守りや声かけの取組もあり、こうした活動を継続し発展させていく必要があります。

また、近年はひきこもりや生活困窮など、誰にも相談できずに問題を抱え込み、事態の深刻化を招くケースもあります。こうした事態への対応は、早期発見・支援が重要となるため、市民に対して、相談や通報などを早い段階で行うように周知するとともに、警察などの関係機関と連携した迅速な対応、支援を図っていく必要があります。

### ● 目指す姿



### ● 市の主な取組

- ☑ 「あんしん見守りネットワーク」のほか、地域活動団体などが行う見守り活動の支援を行います。
- ☑ 地域住民が援助の必要な方の生活支援を行う「支え合いサポート事業」の運営を支援します。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 自治会・町内会等への支援 〔地域支援課〕
事業内容	地域住民による自治や地域コミュニティ活動の振興のため、自治会・町内会による活動や集会施設の整備などを支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> ハートピアまちづくり協議会への支援 〔地域支援課〕
事業内容	市民の連携と協働による自主的なコミュニティ活動などを行うハートピアまちづくり協議会の活動を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 家族介護支援事業（あんしん見守りネットワーク） 〔高齢介護課〕
事業内容	地域包括支援センターを中心とし、協力員として登録した市民や事業者が高齢者等をさりげなく見守ることによって、高齢者の地域社会からの孤立を防止するとともに日常生活の問題を早期発見し、安心した生活を確保します。
事業名 〔担当課〕	<b>4</b> 東松山市国際交流協会への支援 〔総務課〕
事業内容	多文化共生と国際交流を目的とし、日本語教室などの事業を行う東松山市国際交流協会を支援し、外国人の交流や情報提供により、孤立化を防止します。
事業名 〔担当課〕	<b>5</b> 青少年健全育成事業 〔子育て支援課〕
事業内容	青少年育成東松山市民会議や関係団体の協力のもと、東松山駅及び高坂駅周辺で青少年に対する声かけ活動や非行防止パトロールである「愛の一声運動」を実施し、青少年の非行防止・健全育成を図ります。

### (3) 地域における介護予防・健康づくり活動の充実

#### ● 現状と課題

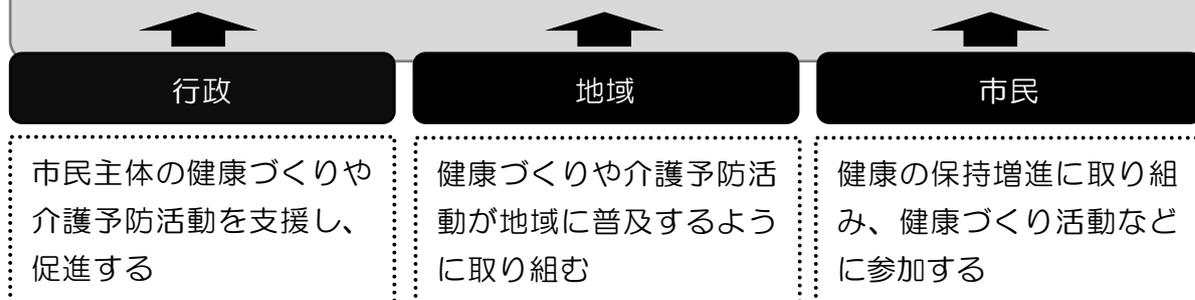
社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える方や生活習慣病にかかる方が増加しており、健康に関する関心は高まっています。

アンケート調査でも、日頃感じている悩みや不安は「自分の健康」もしくは「家族の健康」という回答が多い結果となっています。また、高齢化が進む中で、介護予防も重要となっています。

市民が健康で、いきいきと地域で暮らしていけるように、市民が主体の健康づくり活動を普及し、健康づくりを通じて生きがいがづくりや社会参加につながるように、多くの市民の参加促進を図っていく必要があります。

#### ● 目指す姿

健康づくりや生きがいがづくりの活動が身近な地域で活発に行われています。



#### ● 市の主な取組

- ☑ 高齢期に入っても、楽しく身体を動かしながら体操することができるハッピー体操の地域への普及を図ります。また、地域で自主的に活動している健康づくりや生きがいがづくり、介護予防に取り組む団体を支援します。
- ☑ 市民が健康づくりの関心を高め、生活習慣の改善などに取り組むように、健康づくりに関する情報の発信や、健診への受診勧奨などを行います。
- ☑ こころの健康づくりを推進するとともに、深刻な事態に至らないように自殺予防に関する知識の普及啓発や相談窓口の周知を行います。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> きらめけサポーター養成研修 〔高齢介護課〕
事業内容	みんなきらめけ！！ハッピー体操の指導者を養成し、ハッピー体操の普及を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 介護予防教室 〔高齢介護課〕
事業内容	介護予防に大切な「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」の改善と向上を3本柱とした内容で教室等を開催します。



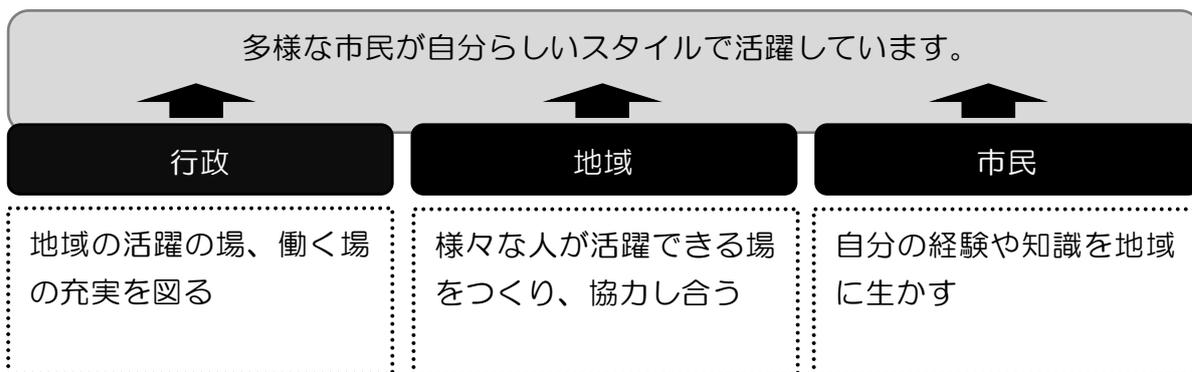
(4) 市民の活躍の場の充実

● 現状と課題

地域には、様々な知識や経験を積んでいる方が暮らしており、定年退職を迎えた方や、出産・子育てのために離職された方が、自分の現在のライフスタイルを保ちながら、地域社会で活躍していただくことは、地域福祉活動においても重要です。

また、一方で、障害や疾病など何らかの事情により、企業で勤めることが難しい方が社会で活躍できるような場をつくることも大切です。

● 目指す姿



● 市の主な取組

- 社会福祉法人や企業と連携し、地域での活躍の場づくりを推進します。
- 障害があっても社会で活躍できるように、就労支援を図ります。
- 生活困窮者やひきこもり、犯罪を犯した方など、就労に配慮が必要な方の雇用の場の確保に向け、支援者や相談機関、ハローワークなどと連携しながら、理解のある社会福祉法人や地域の商工会等への働きかけを行います。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> シルバー人材センター補助事業 <span style="float: right;">〔高齢介護課〕</span>
事業内容	高齢者の就労機会の増大と高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与するため、シルバー人材センターが行う事業に対して補助金を交付します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> アクティブシニアを対象とした就労支援 <span style="float: right;">〔商工観光課〕</span>
事業内容	元気で就労意欲にあふれる高齢者を対象とした企業合同就職説明会を開催し、就労を支援します。

## (5) 災害・犯罪に備えたまちづくりの推進

### ● 現状と課題

本市では令和元年10月に発生した台風第19号により河川の氾濫に伴う家屋の損壊・浸水や道路の冠水、一部の地域では湖のような状態になるほど被害は甚大なものとなり、特に都幾川、新江川、九十九川の流域において被災をした方々は、不自由な生活を強いられることとなりました。

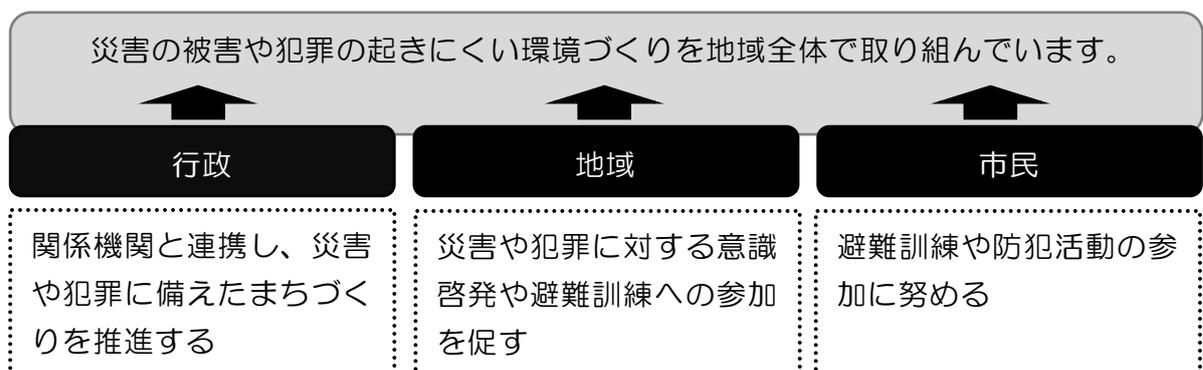
東日本大震災以降、市民の災害に対する危機意識も高まり、アンケート調査では災害対策は全世代で関心が高いテーマとなっていました。この台風により、多くの市民が「他人事」ではなく、「我が事」として災害対策の必要性を強く感じるようになりました。

要支援者の避難支援活動や避難生活での過ごし方、被災した家屋の片付けなど、様々な災害活動が地域福祉活動と通ずるものがあります。また、災害時には予期せぬ事態が発生する中で、住民が主体的に行動し、様々なニーズに臨機応変に対応したり、適切な支援につなぐことが求められます。こうした非常時における適切な対応は、日頃からの取組が素地となるため、要支援者の把握や住民同士の顔の見える関係づくりや、災害対応にあたっては住民一人ひとりが担い手であるという意識が高められるような啓発活動など、防災分野と連携した取組などが重要です。

本市では、これまで災害時の福祉対策として、社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの支援などに取り組んできましたが、今後も災害時の役割分担や連携体制など、災害発生時の体制が向上するように取り組んでいく必要があります。また、避難行動要支援者名簿については、個人情報の問題もあるため取り扱いが難しいといった課題もありますが、この台風災害を教訓に、要支援者の理解が得られるような説明を行い、登録を促進するとともに、避難支援を行う支援者の確保も図っていく必要があります。

その他にも地域の安全対策として、登下校時の見守り活動や見通しの良い町並みの維持など、犯罪の起きにくい環境づくりを地域全体の協力で推進していく必要があります。

### ● 目指す姿



● 市の主な取組

- ☑ 避難行動要支援者名簿の作成・更新や、自主防災組織の育成支援、多様な情報提供手段による防災・防犯情報の確実な提供を行います。また、地域主体による防災活動を通じて、地域全体で安全なまちづくりの意識醸成を図ります。
- ☑ 地域住民による青色回転灯を設置した電気自動車による防犯活動など、地域の安全づくりの活動を支援します。
- ☑ 緊急時にも救急隊員による適切で迅速な救急活動を受けられるように、緊急連絡先やかかりつけの病院などを記入する救急医療情報カードと携帯用の救急安心カードの配布について周知します。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 避難行動要支援者支援制度の推進 〔社会福祉課〕
事業内容	自力での避難が困難な高齢者や障害者などに対して、情報の伝達や避難場所への誘導など、支援を希望される方からの登録申請により作成した名簿を定期更新し、地域の支え合い・助け合いにより支援します。 要支援者の避難場所や避難経路を個別に作成する個別計画の作成を進めます。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 福祉避難所の開設 〔社会福祉課〕
事業内容	災害時に一般の避難所で避難生活を送ることが困難な方のために福祉的配慮を行う福祉避難所の確保、増設を推進します。また、福祉避難所の開設訓練を行います。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 自主防災組織の支援 〔危機管理課〕
事業内容	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、災害時における地域の防災活動を円滑に行うとともに、日頃から災害に備えた準備を行う自主防災組織の結成・活動を支援します。

## 基本目標3 地域福祉活動の担い手を育てる

育てる

### (1) 互いに尊重し、支え合う意識の醸成

#### ● 現状と課題

本市は「福祉のまち」として様々な施策に取り組んできましたが、福祉のまちとしてさらに進化するように、地域の生活課題を我が事としてとらえ、解決に向けた取組が日常的に行えるよう努力していくことが重要です。

特に、福祉のまちとして発展を図っていくためには、次世代を担う子どもたちへ福祉の重要性について理解を深めてもらう必要があります。

市民アンケートでは、若い世代の福祉に対する関心が低く、地域への参加も進んでいない状況がうかがえます。

そのため、地域との接点を深め、福祉の理解を深められるように、福祉について学べる機会や場の充実を図ります。

#### ● 目指す姿

市民の地域福祉への理解が深まり、地域福祉活動への参加が拡大しています。

行政

地域

市民

関係機関と連携した福祉教育や啓発事業を推進する

福祉に関する情報の発信や学びの場の提供に努める

福祉に関する情報入手や学びの場への参加に努める

#### ● 市の主な取組

- ☑ 広報の内容や手段を充実させ、福祉サービスの情報提供を推進するとともに、すべての人が安心して暮らせるまちづくりのための啓発活動を行います。
- ☑ 教育委員会、社会福祉協議会と連携し、幼少期から地域福祉への関心を促し、成長段階に応じた福祉教育の推進を図ります。また、生涯を通じて学べるように、生涯学習や出前講座による福祉教育の開催を図ります。
- ☑ 認知症サポーター養成講座やゲートキーパー養成講座などの受講者に、自発的に見守り活動などの地域福祉活動に参加・継続できるように、情報提供や活動の機会づくりに取り組みます。

第4章 基本目標と施策の展開  
 基本目標3 地域福祉活動の担い手を育てる

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> きらめき出前講座 〔社会教育課〕
事業内容	市民が開催する学習会に、市の職員を講師として派遣する出前講座で、福祉教育等の福祉をテーマにした講座を設けます。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 世代間交流促進 〔学校教育課〕
事業内容	総合的学習を活用し、子どもと高齢者との交流を図り、福祉の意識醸成を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 認知症サポーター養成講座 〔高齢介護課〕
事業内容	認知症等に対する正しい理解や、認知症の方と家族を見守る認知症サポーターを養成する講座を開催します。

(2) 地域福祉を支える人材の確保と育成

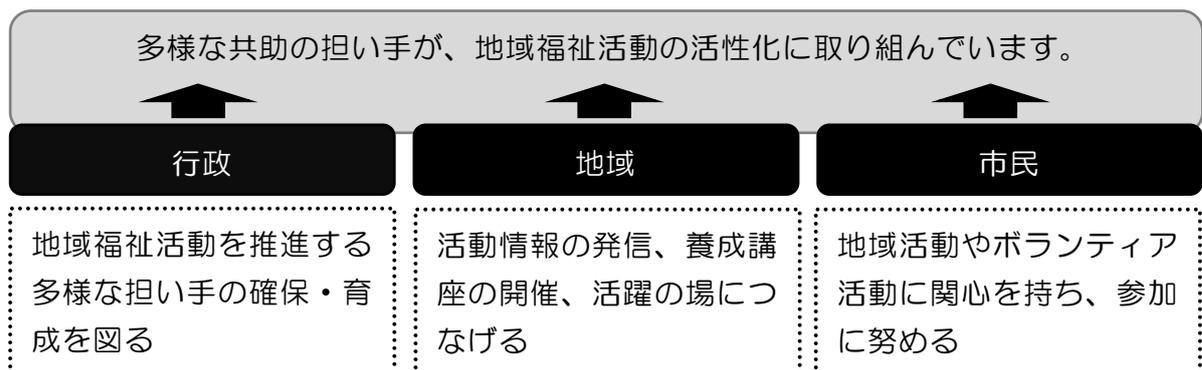
● 現状と課題

地域福祉は、行政や福祉事業者などの公的な福祉サービスの担い手だけでなく、インフォーマルなサービスの担い手としてボランティア団体をはじめとした多様な主体の相互協力により推進されることが望めます。また、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決できるように地域の支え合いを推進する人材や、地域の資源を発見して結びつける人材が欠かせません。そのためには、各団体や地域福祉を担う人材の確保・育成が不可欠です。

本市では、社会福祉協議会においてボランティアの養成や活動支援、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターなど、地域福祉の担い手の確保・育成を行っています。

しかし、各団体を対象としたアンケート調査では、担い手の高齢化、新たな担い手の確保の難しさなどが浮き彫りになっているため、共助の担い手を増やし、地域福祉活動の活性化を図っていく必要があります。

● 目指す姿



● 市の主な取組

- 社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの能力を高める研修への参加促進や意見交換会などの開催を検討します。
- ボランティアの活動支援など、ボランティアの確保・育成に取り組めます。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 福祉を支えるボランティアの養成 <span style="float: right;">〔障害者福祉課〕</span>
事業内容	精神保健福祉ボランティアや手話奉仕員の養成講座を開催し、地域福祉活動を支える人材の確保を図ります。

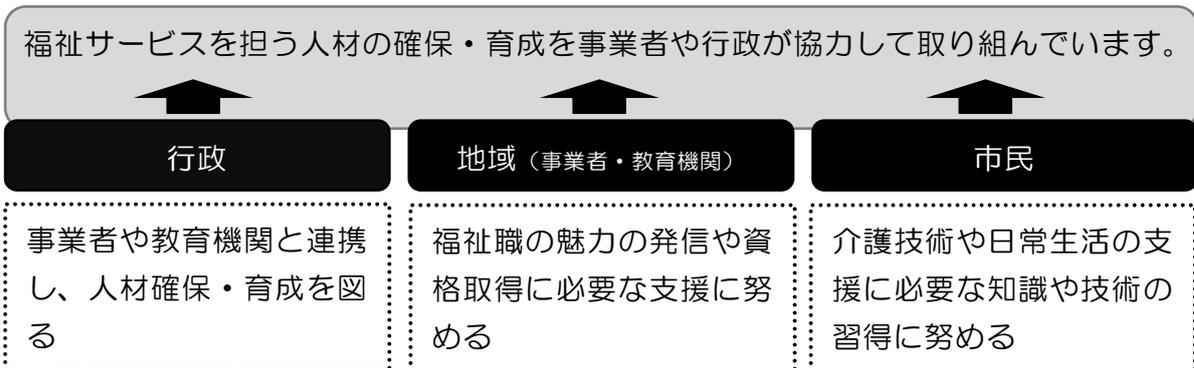
(3) 地域福祉を推進する人材の確保と育成

● 現状と課題

少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加などにより、地域が抱える問題は多様化し、福祉サービスや保育サービスの必要性はますます高まっていますが、その一方で福祉を担う人材の確保や育成は十分進んでいないのが現状です。

地域の福祉サービスを維持発展させていくために、福祉を担う人材の確保・育成を事業者や行政が協力して取り組む必要があります。

● 目指す姿



● 市の主な取組

- 地域内の介護サービス事業者や保育所等の職員に対し、定期的な研修会や交流会を開催し、スキルアップや業務の向上を支援します。
- 事業者と連携し、福祉職の魅力を伝える情報発信や、離職した福祉職人材の復帰支援、資格取得や就労支援など、必要な支援を行います。
- 社会福祉法人と中学校、高校、大学などの教育機関と連携し、将来を見据えた福祉人材の確保・育成に向けた取組を検討します。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 介護支援専門員のスキルアップ 〔高齢介護課〕
事業内容	支援を必要とする高齢者が、介護保険や保健福祉サービスを安心して利用できるよう、また適切なサービスの確保ができるよう介護支援専門員のスキルアップを図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 民間保育所職員処遇改善事業 〔保育課〕
事業内容	市内の民間保育園に対して、職員の処遇に対する補助金を交付し、子どもたちを安心して育てることができる体制の整備を図ります。

## 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

築く

### (1) 福祉サービスの充実

#### ● 現状と課題

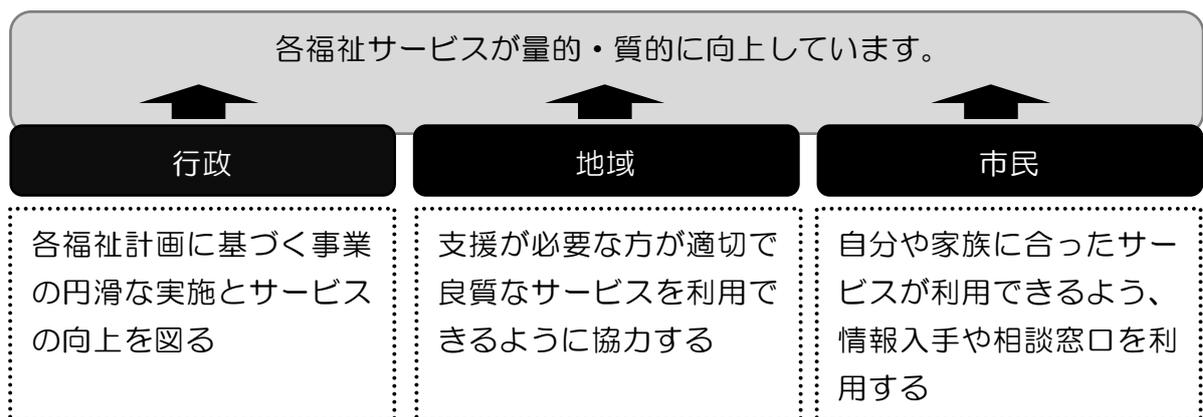
地域の福祉課題に対応するためには、各福祉関係計画に基づく事業の利用が前提となるため、利用促進のための情報提供活動とあわせて、各福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

また、福祉サービスの利用者は、サービスに不満があっても直接事業者伝えにくいことや相談先が分からないことがあります。

そのため、苦情相談窓口の周知を図るとともに、寄せられた苦情などの意見を基に、事業者がサービスを改善していく仕組みを充実させていくことが必要です。

さらに、各福祉計画の隙間に埋もれている問題や課題を進捗の管理の中で整理し、各福祉サービスの充実につながる取組が必要です。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

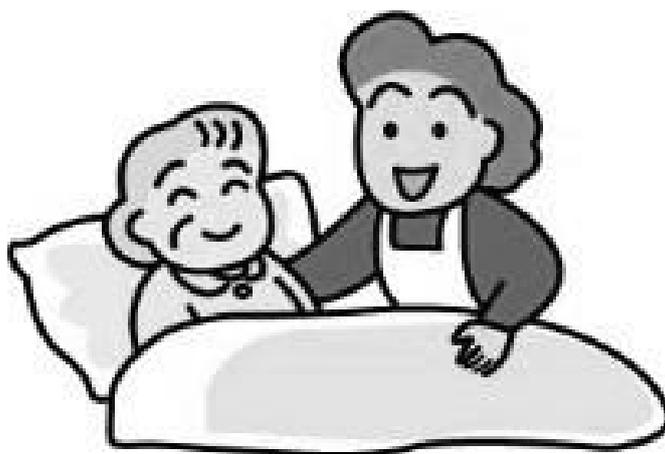
- ☑ 各福祉計画で策定された事業を円滑に実施するとともに、新たな課題として整理された事柄についての対応を図り、各福祉サービスへフィードバックします。
- ☑ 地域における高齢者のニーズを把握し、資源開発に活かすための「生活支援コーディネーター」の配置、在宅医療・介護連携推進事業や共生型サービスの推進など、地域資源の有効活用を図ります。
- ☑ 福祉サービスに関する苦情内容の把握や分析を行い、検証結果を事業者へ伝え、改善を求めます。また、所管の社会福祉法人の運営が適切に行われるよう、県と連携しながら、定期的な法人指導監査等を実施します。

#### 第4章 基本目標と施策の展開

##### 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

###### ▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 在宅医療・介護連携推進事業  〔高齢介護課〕
事業内容	地域の医療・介護関係者等が参画する協議会を継続的に開催することで、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策等の検討を行いながら、地域の医療・介護従事者の協力のもと、在宅医療・介護サービスが一体的に提供される体制の構築を推進します。



## (2) 生活困窮者等への支援体制の充実

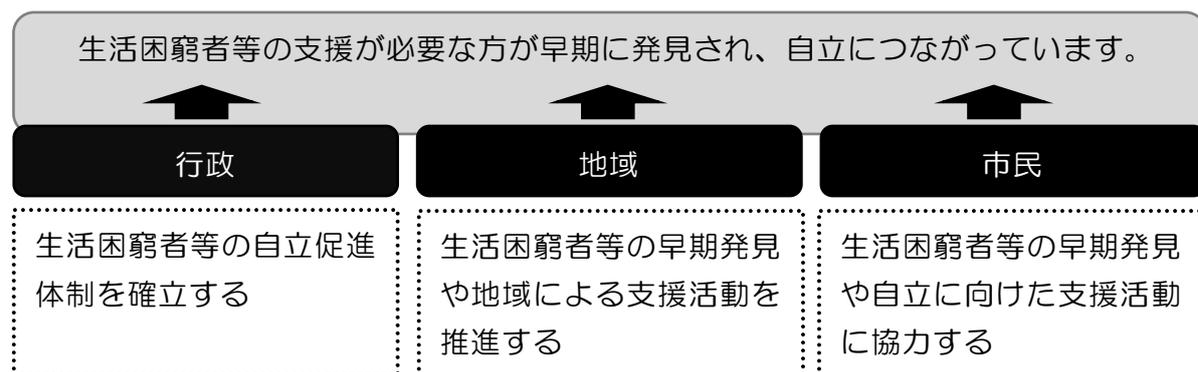
### ● 現状と課題

高齢化や家族関係の希薄化、雇用形態などにより、生活に困窮し生活保護を受給する世帯が増加しており、国は生活困窮者の自立を促進するための制度を設け、自立支援施策の展開を図っています。

生活困窮者は、失業や家族の介護、借金問題など様々な困難を抱え、生活に困窮するほど社会から孤立し、自ら支援を求めることができなくなると言われています。生活保護に至る前の段階から自立に向けた支援が行えるように、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域の支援が大切です。また、生活困窮者の中には、子どもの養育に問題を抱えているケースもあり、「貧困の連鎖」の防止のためにも養育相談や学習支援などが重要となっています。ひとり親家庭についても、経済的な問題や養育に困難を抱えているケースが多い状況にあります。

そのため、地域における生活困窮者等の早期把握や助け合いによる支援を推進していく必要があります。

### ● 目指す姿



### ● 主な取組

- ☑ 生活保護受給者及び生活困窮者の早期自立に向けた相談支援や就労支援を関係機関と協力して実施するなど、各支援が切れ目なく一貫して受けられるように取り組みます。
- ☑ 「貧困の連鎖」を断ち切り、社会的に自立できる力を着実に身に付けられるように、教育委員会と連携して生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもを対象とした学習支援を行います。
- ☑ 生活困窮者の早期発見のため、福祉部門だけでなく、納税や水道、年金・保険、住宅、教育等の部門と連携を密にして情報の共有を図ります。
- ☑ 社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体、地域住民など多様な主体が協働して生活困窮者に対する支援を行います。

第4章 基本目標と施策の展開

基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

- ひとり親家庭をはじめ、経済的に厳しい状況にある家庭に対し、安定就労や住まいなどの包括的な支援を行います。また、子ども食堂など、子どもの居場所づくりに取り組む団体と連携して支援を行います。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> 生活保護事業  〔社会福祉課〕
事業内容	生活困窮者に必要な保護を実施し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 生活困窮者自立支援事業  〔社会福祉課〕
事業内容	生活困窮者に対する自立のための相談支援や住居確保給付金の支給を行うとともに、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援を継続して実施します。 また、就労自立のための訓練、家計の改善の意欲を高めるための支援、生活保護・生活困窮世帯の子どもに対する生活習慣の改善等、状況に応じた支援の拡充を検討します。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 児童扶養手当支給事業、遺児手当支給事業  〔子育て支援課〕
事業内容	児童扶養手当、高等職業訓練促進給付金、遺児手当等の支給を行います。また、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知を行い、ひとり親家庭に対し、各種手当等による経済的支援を行います。

### (3) 包括的な相談支援体制の整備

#### ● 現状と課題

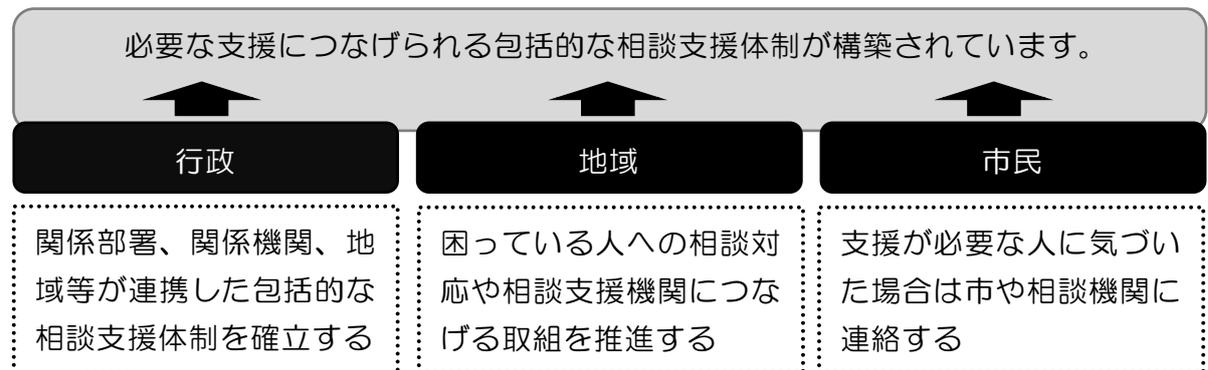
本市では、高齢者を対象とした地域包括支援センター、障害者を対象とした障害者相談支援事業所、子どもや子育て世帯を対象とした子育て世代包括支援センターなど、分野ごとの相談機関を設けて相談支援の充実を図ってきました。

しかし、公的福祉サービスだけでは対応できないケースや、高齢の親と働いていない独身の50歳代の子どもが同一世帯にいるケース（いわゆる「8050問題」）、介護と育児に同時に直面する世帯のケース（いわゆる「ダブルケア」）、制度の狭間にあるケースなど、相談内容は複合化、多様化しています。

こうした状況を踏まえて、本市では、包括的な支援体制づくりに向けて、社会福祉協議会と連携し、各地区の市民活動センターに地域福祉コーディネーターを配置し、相談内容に応じて市の関係部署につなげる相談体制の整備を行っています。

今後も、必要な支援を受けられずに地域で孤立する方が生じないように、実効性のある包括的な支援体制づくりを推進するため、関係部署と連携して地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくりに取り組む必要があります。

#### ● 目指す姿



#### ● 市の主な取組

- ☑ 広報等を活用して、支援を必要とする方が必要な情報を得られる環境を整えるとともに、相談先がわかるよう周知を行います。また、地域福祉活動団体を活用して情報の発信や共有を図ります。
- ☑ 認知症の方、ひきこもり、犯罪被害者など、専門的な知識や支援を要する方を対象とした相談支援については、専門機関と連携し、それぞれの状況を配慮しながら社会復帰に向けた支援を図り、孤立化を防ぎます。
- ☑ 社会福祉協議会と連携し、地域福祉コーディネーターの活動を支援するとともに、相談窓口の周知を図ります。また、健康福祉部や市民生活部をはじめ、庁内の各部署に、地域福祉コーディネーターについての理解と協力の要請を行います。

## 第4章 基本目標と施策の展開

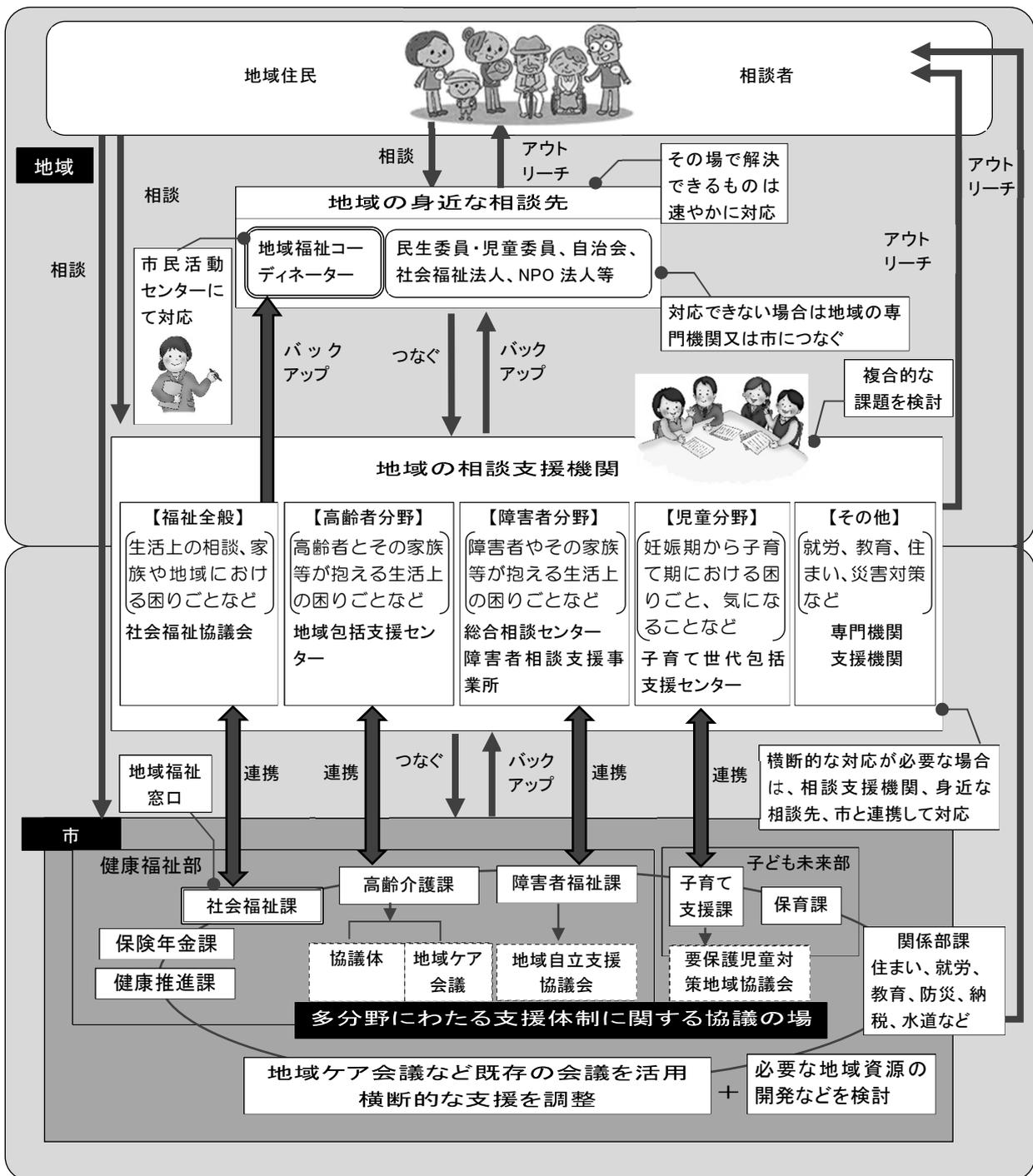
### 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

- ☑ 犯罪を犯した方や非行のある少年が、地域社会に復帰できるように保護司や地域福祉関係者、相談支援機関、団体が連携し自立更生の促進を図ります。
- ☑ 複合的な課題に対応できるように、相談対応職員のスキルアップや、庁内の各担当部署や相談機関等を調整する相談担当（チーム）の設置を図ります。また、支援方策を検討し、横断的な支援調整が行えるように、地域ケア会議、協議体（高齢者）、地域自立支援協議会（障害者）、要保護児童対策地域協議会（児童）など、既存のネットワーク会議の活用を図ります。

#### ▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1 総合相談センターの運営</b> 〔障害者福祉課、高齢介護課〕
事業内容	障害者や高齢者、家族などからの相談を24時間365日受け付け、相談者に合ったサービス等の情報の提供や、必要な支援につなげられるように取り組みます。
事業名 〔担当課〕	<b>2 ひきこもり状態にある若者等への相談支援</b> 〔障害者福祉課〕
事業内容	ひきこもりで悩んでいる本人または家族に対する相談を受けるとともに、福祉、子育て、教育部門の連携による「ひきこもり等支援連絡会議」を設置し、ひきこもり状態にある方の情報共有や支援方法の検討、支援の調整を行います。
事業名 〔担当課〕	<b>3 子ども・子育てに関する相談支援</b> 〔健康推進課、子育て支援課〕
事業内容	母子手帳交付時に面接を行い、サポートプランを提示する等、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。 また、子育てコンシェルジュや家庭児童相談員による相談を実施し、最適な子育て支援サービスが受けられるよう情報提供や関係機関の紹介等を行います。 関連事業：子育て世代包括支援センター（新生児産婦訪問、プレパパママ教室、母子保健に関する相談支援等）、子育てコンシェルジュや家庭児童相談員による相談対応

■東松山市の包括的な相談支援体制のイメージ



県バックアップ（専門性の高いものなど、市で対応が難しいもの）



アウトリーチ Outreach

働きかけることや、援助すること。

さまざまな問題を抱えながらも支援の必要性を自覚していない人や、何らかの事情で相談窓口を訪れることができない人などは、自治体や公的機関による支援を受けられないまま、事態が深刻化してしまうことが多くあります。アウトリーチは、このような自ら援助にアクセスできない個人や家族に対して、地域のネットワークを活かしながら、訪問支援などによる具体的な援助活動を行うことです。

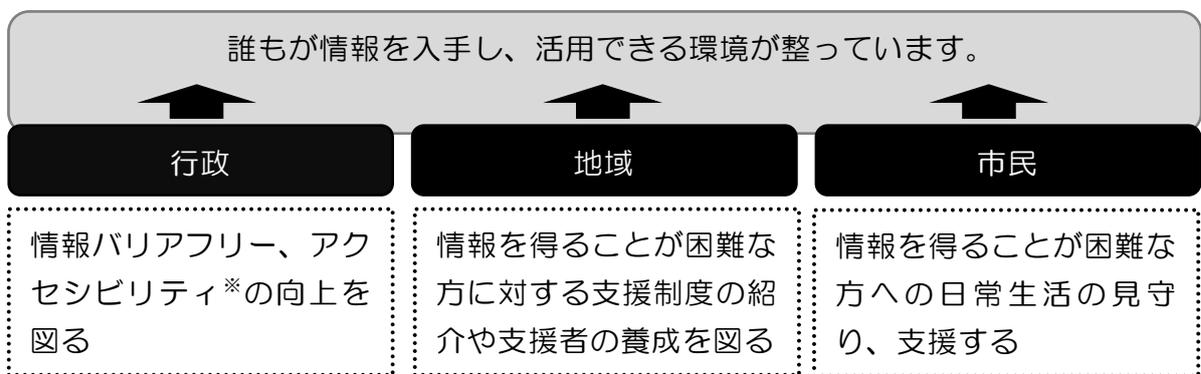
(4) 情報アクセスやコミュニケーション支援の充実

● 現状と課題

本市では、ホームページの多言語化や音声の読み上げ機能を取り入れ、広報紙においても、読みやすく、わかりやすい情報提供に取り組み、誰もが、地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、外国人など、情報を得ることが困難な方は、正確な情報を得ることができずに、トラブルの発生や、孤立化などの事態を招くこともあるため、情報提供の充実に今後も取り組む必要があります。

● 目指す姿



● 主な取組

- 視覚障害や聴覚障害、知的障害、発達障害などの障害のある方や、外国人など、情報を得ることが困難な方に対して、それぞれの特性等を踏まえながら、ICT（情報通信技術）の活用など、情報提供の取組を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、手話通訳者や要約筆記者などの支援者を養成して、情報提供体制の充実を図ります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1 多様な媒体による情報提供</b>  〔社会福祉課〕
事業内容	複合的な課題により、支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市広報、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。

※障害者や高齢者等を含む全ての人が、情報通信を利用できるように、障壁となるものを取り除き（バリアフリー）、情報を入手しやすく（アクセシビリティ）なるように取り組む方策のこと。

(5) 権利擁護支援のための体制の充実

● 現状と課題

本市では、認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない方が地域で安心して生活を送ることができるように、財産や権利を守る成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するため平成31年4月に東松山市成年後見センターを開設しました。また、成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立てを行う親族がない方の市長による審判申立てのほか、成年後見人等へ支払う報酬に対する報酬助成などを通じて制度の普及や利用促進を図っています。

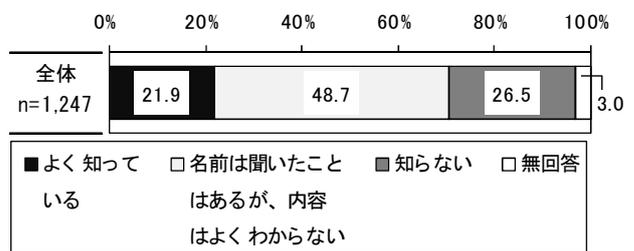
今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者等の増加が見込まれる中、利用の必要性が高まっていくと考えられます。平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、国の利用促進に係る基本理念及び基本方針が策定されました。成年後見制度利用促進法では、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定し実施することが、地方公共団体の責務とされ、また、成年後見制度利用促進基本計画では、制度を必要とする方が適切に制度を利用できるような地域連携ネットワークの構築をはじめ、中核機関の整備等の具体的な施策目標が示されています。

成年後見制度の普及啓発及び利用促進

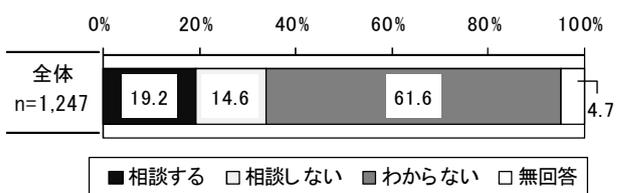
市民アンケート調査結果から、成年後見制度について「名前は聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が48.7%、また「成年後見制度を取り扱うセンターができたなら相談しますか」について、「わからない」が61.6%という結果でした。

今後、成年後見制度の認知度を高め、また成年後見センターの取組を周知することにより、成年後見制度の普及・啓発を行います。

「成年後見制度」の認知状況



成年後見制度を取り扱うセンターができた場合の相談意向



成年後見等申立件数 (件)

年度	法定後見	後見	保佐	補助
H28	11	9	1	1
H29	34	25	6	3
H30	25	19	5	1

※さいたま家庭裁判所提供データ（各年1月1日から12月31日時点）  
成年後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準とした件数

成年後見制度利用者数 (件)

年度	法定後見合計	後見	保佐	補助
H29	174	149	18	7
	うち親族	69	86	2
H30	176	148	23	5
	うち親族	72	71	1

※さいたま家庭裁判所提供データ（各年12月31日時点）  
「うち親族」は、親族が成年後見人等となっている件数

市長申立件数 (件)

年度	件数
H28	3
H29	1
H30	10

※社会福祉課資料（各年4月1日から3月31日時点）

● 施策の方向性

本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークの構築や中核機関を設置し、関係機関による連携体制を構築するなどの体制強化について検討を図ります。

● 東松山市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を、成年後見制度利用促進法第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)として位置付け、以下の施策に取り組みます。

I 地域連携ネットワークの構築

I-1 地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

地域連携ネットワークの役割として、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階から相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)に司法を含めた連携の仕組みを構築し、個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

I-2 中核機関

地域連携ネットワークの中核として、ネットワーク全体のコーディネートを担当する機関としての役割を担います。地域連携ネットワークが適切に運営されるよう、関係機関との連携・調整等を行う中核機関の設置を目指します。

I-3 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

以下の4つの役割を担います

広 報	成年後見制度について、パンフレット作成、配布、研修会の開催など普及・啓発を行います。
相 談	相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。また専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利 用 促 進	市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行います。
後見人支援	親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

## Ⅱ 市民後見人の育成

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に向けて取り組みます。その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

## Ⅲ 東松山市成年後見センターの機能検討

地域連携ネットワークの中核機関としてコーディネーターの役割を担うことについて検討します。

## Ⅳ 成年後見制度の利用支援

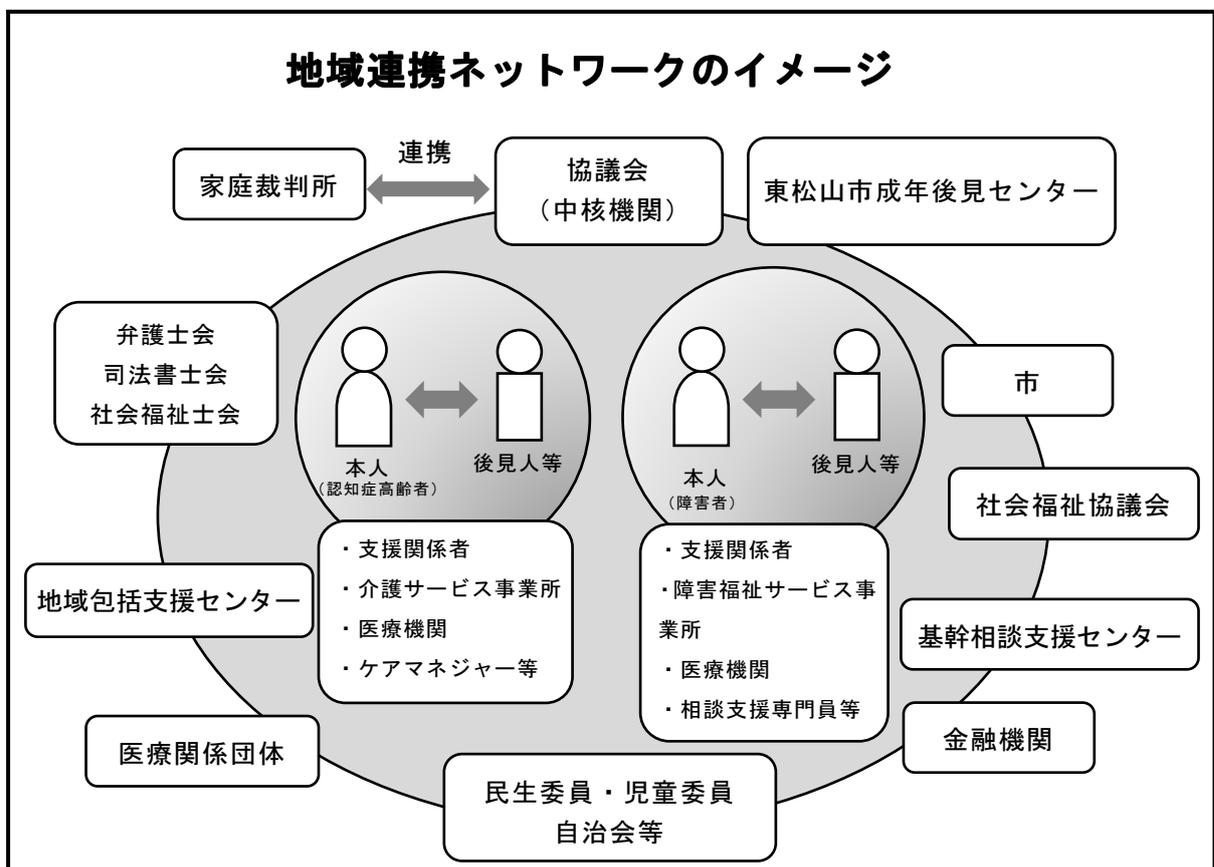
### Ⅳ-1 市長申立て

判断能力が十分でない方が成年後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

### Ⅳ-2 報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

### ■地域連携ネットワークのイメージ図

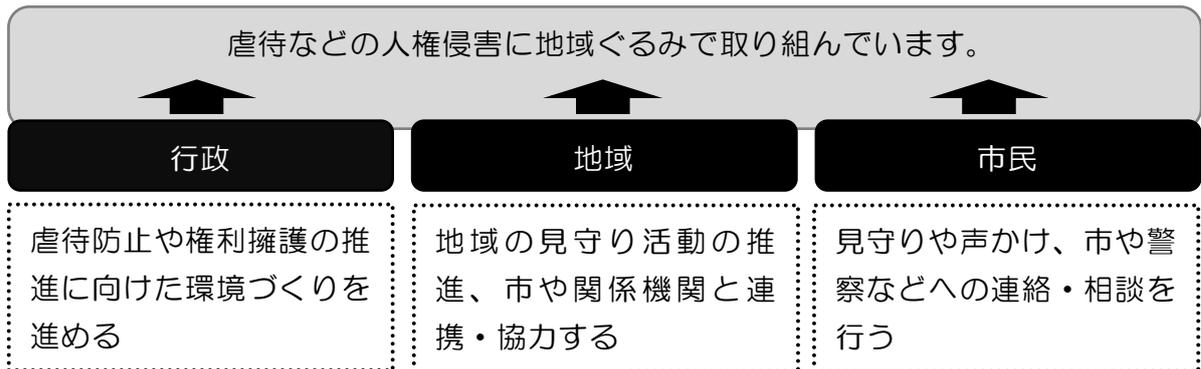


(6) 虐待防止に向けた体制の充実

● 現状と課題

児童や高齢者、障害者などに対する虐待などの人権侵害は後をたたない状況にあり、国においてはこうした虐待を防止する法律が施行され、県においても平成30年4月に「埼玉県虐待防止条例」が施行されています。市においても、虐待の防止・早期発見・早期支援、解消に向けた地域ぐるみの取組を更に推進する必要があります。

● 目指す姿



● 主な取組

- ☑ 虐待の防止に向けて、相談体制の充実や、関係機関との実効性のある連携体制の構築を図ります。また、虐待の兆候を早期発見し、支援に結びつけられるように、地域の見守り活動の促進や市や警察、県の通告窓口を周知します。
- ☑ 虐待への対応や権利擁護について、迅速かつ適切な対応が行えるように、職員の資質の向上を図ります。また、法律や福祉の専門職団体や関係機関をはじめ、多職種間での連携により支援が行えるような体制づくりをします。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	<b>1</b> DV被害者支援の推進 〔人権推進課〕
事業内容	配偶者暴力相談支援センターを設置し、関係機関と連携してDV被害者を支援します。
事業名 〔担当課〕	<b>2</b> 児童虐待防止 〔子育て支援課〕
事業内容	家庭児童相談員による子育てに対する悩み相談や「怒鳴らない！子育て練習講座」を実施し、児童虐待の早期発見・未然防止を図ります。 また、東松山市こども虐待相談ダイヤルの周知や関係機関との連携による取組を推進するとともに、継続的な支援が行えるように、要保護児童対策地域協議会による進行管理を行い、関係機関と連携強化を図ります。
事業名 〔担当課〕	<b>3</b> 高齢者及び障害者への虐待防止 〔高齢介護課、障害者福祉課〕
事業内容	埼玉県虐待通報ダイヤルをはじめ、関係機関との連携により、高齢者及び障害者への虐待の防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

## 第4章 基本目標と施策の展開

### 基本目標4 安心して自分らしく暮らせる社会を築く

#### (7) 人にやさしいまちづくりの推進

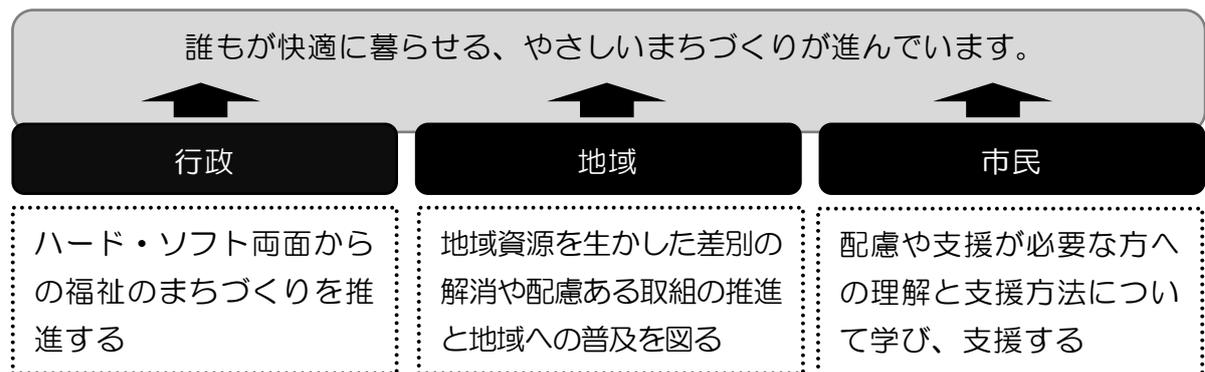
##### ● 現状と課題

本市では、平成10年3月に、「すべての市民が安全で快適に生活できる、ひとにやさしいまちづくり」を目指して「障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合整備計画」を策定し、公共施設や道路などのバリアフリー化や、ノーマライゼーションの趣旨の普及とやさしさ意識の醸成に取り組んできました。

年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを超えて、誰もが住み慣れた地域で安心して、社会参加、地域活動、外出などを行えるようにするためには、公共施設や交通機関のバリアフリー化だけではなく、地域に暮らすすべての方の協力・理解が欠かせません。

そのため、ハードとソフトの両面から、ユニバーサルデザインの考え方を基本として、誰にもやさしいまちづくりを目指していく必要があります。

##### ● 目指す姿



##### ● 主な取組

- ☑ 公共施設や道路等のバリアフリー化を継続して実施するとともに、整備したバリアフリー施設を円滑に利用できるように人的支援や情報提供など、ソフト面の対応を進めます。また、市民や事業者がバリアフリー化を行う際に支援を行います。
- ☑ 高齢者や障害者等への無理解や差別を解消するため、啓発活動や人権教育を推進します。また、障害者用駐車場のマナーアップキャンペーンや障害者のシンボルマークの普及啓発を行います。
- ☑ 新たに三世代で市内に同居又は近居するための住宅の購入、新築、増築等する者に対する補助金を交付し、子育て環境の充実と高齢者の暮らしの安全確保を図ります。

▶▶ 進捗管理事業

事業名 〔担当課〕	1 ヘルプマークの普及促進 〔障害者福祉課〕
事業内容	<p>内部障害などにより外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようヘルプマークの配布及び普及促進を行います。</p> 

■ 障害者に関するシンボルマーク

<p>障害者駐車スペースの適正な利用</p>  <p>乗降のため、広いスペースが必要になります。</p>	<p>歩道に違法駐車 ・駐輪をしない</p>  <p>点字ブロックを塞ぐことがあります。</p>	<p>歩道に看板を設置しない</p>  <p>歩道を通ることができなくなり、危険です。</p>	<p>多目的トイレの適正な利用</p>  <p>このトイレしか使えない方がいます。</p>
---	---	--	--

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の周知及び利用促進

多くの関係者の協力によって推進していく本計画は、市民や関係者との連携が極めて重要になります。そのため、市は、市民及び関係各機関との連携を図るためにも計画の周知が必要であり、広報等の活用のほかに、自治会や民生委員・児童委員等に対して計画推進に向けた取組について説明を行うなど積極的な情報提供を行っていきます。

また、各分野の福祉計画ではきめ細かなサービスの展開に取り組んでいるため、福祉サービスの利用促進も図ります。さらに、福祉活動へ多くの人々が参加できるよう、本計画の周知と各分野の活動の情報提供を積極的に展開していきます。

### 2 関係機関等との連携

#### (1) 市民等との協働

市民が住み慣れた地域で、共に暮らしていくためには、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動できる仕組みづくりが必要です。

自らが、地域福祉活動に主体的に参加できるよう、意識の高揚と人材育成を推進し、地域住民と行政が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていける基盤づくりを進めます。

#### (2) 東松山市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民の幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域住民に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

市は、福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて各種事業の支援及び連携強化を進めるとともに、東松山市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

#### (3) 関係機関との連携

地域福祉の推進に向け、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなど、地域で活動する団体をはじめ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などと相互に連携・協力を図っていきます。商工会や観光協会をはじめとする地域づくりや地域の活性化等に取り組む組織や団体についても、地域福祉に関する理解と協力が得られるように、啓発活動を推進します。

(4) 庁内の関係部署との連携・情報共有

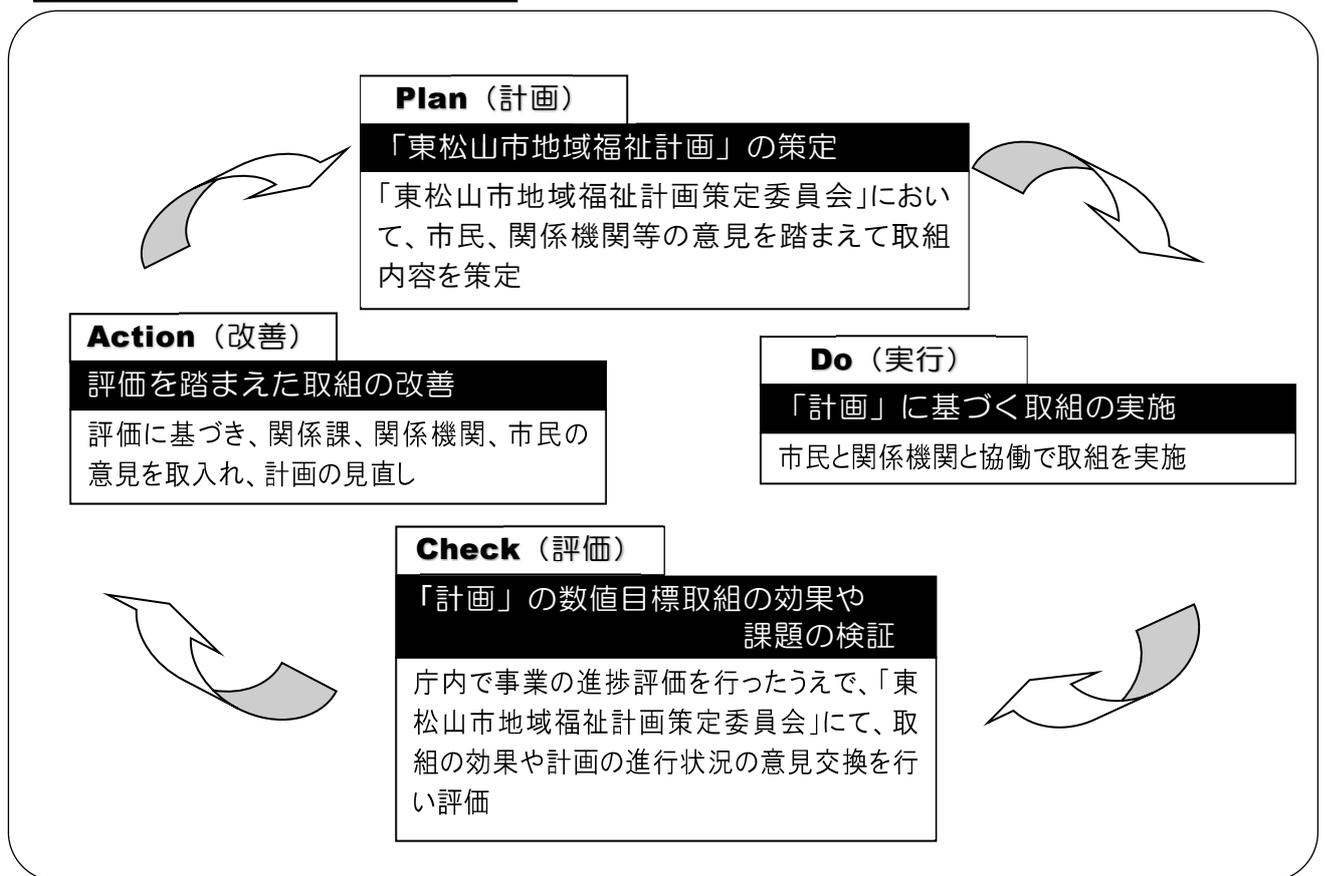
福祉ニーズの多様化、複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。

また、関係部署が同じ方向に向かって施策・事業を推進していくためにも、計画を周知し、各種連携・情報共有を図るとともに、福祉分野との連携・協力のほか、福祉分野以外においても連携し、地域福祉の推進を図ります。

### 3 計画の実施状況の点検・評価

第二次地域福祉計画は、東松山市地域福祉計画策定委員会において関係課所や関係団体による進捗状況の確認により、評価・点検を年1回行い、効率的な計画の推進を図ります。また、計画の進捗状況はホームページ等で公表します。

**PDCA<sup>※</sup>サイクルのイメージ図**



※「PDCA サイクル」とは、Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 見直し (Action) の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。

## 資料編

## 1 計画の策定経過

開催（実施）時期	策定作業	概要
平成30年10月30日	第1回東松山市域福祉計画策定委員会及び東松山市地域福祉活動計画策定委員会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・役員選出</li> <li>・地域福祉計画及び地域福祉活動計画について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> <li>・市民アンケート調査及び団体アンケート調査案について</li> </ul>
12月26日	第2回東松山市地域福祉計画策定委員会	市民アンケート調査案について
平成31年2月	地域福祉に関する市民アンケート	地域福祉に関する市民意識調査
4月	地域福祉に関する団体アンケート	地域福祉に関する7団体の取組及び課題に関する調査
令和元年6月3日	第3回東松山市地域福祉計画策定委員会	現状分析及び計画の方向性について
7月	地域福祉に関する地区懇話会	7地区ごとに地域福祉に関する意見交換
8月29日	第4回東松山市地域福祉計画策定委員会	東松山市地域福祉計画について
10月24日	第5回東松山市地域福祉計画策定委員会	東松山市地域福祉計画について
11月11日	第6回東松山市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東松山市地域福祉計画について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
11月25日 s 12月16日	パブリックコメント	計画案を公表し、市民・関係者から意見募集
令和2年1月20日	第7回東松山市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東松山市地域福祉計画について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> </ul>

## 2 調査概要

### (1) 地域福祉に関するアンケート

実施時期	平成 31 年 2 月
調査方法	20歳から89歳までの市民から無作為抽出した方へ調査票を郵送。配布・郵送回収（確認を兼ねたリマインダーハガキを発送）
配布数	2,000票
回収数	1,247票（回収率62.4%）

### (2) 地域福祉に関する団体調査アンケート

団体名	
東松山子育てねっと	子育てサークル団体
ひきねっと	障害者支援
東松山市国際交流協会	外国人支援
東松山市シルバー人材センター	高齢者支援
手をつなぐ育成会	障害者当事者団体
きらめき市民大学ボランティアクラブ	ボランティア団体
東松山障害者就労支援センター	障害者支援

### (3) 地域福祉に関する地区懇話会

地区	日時（令和元年）	会場	参加人数
松山	7月30日 午前10時～	市民福祉センター	18人
大岡	7月11日 午後3時～	大岡市民活動センター	11人
唐子	7月22日 午前9時30分～	唐子市民活動センター	13人
高坂	7月17日 午後3時～	高坂市民活動センター	15人
野本	7月10日 午後3時～	野本市民活動センター	10人
高坂丘陵	7月19日 午後3時～	高坂丘陵市民活動センター	19人
平野	7月26日 午前10時～	総合福祉エリア	11人

### 3 計画策定委員会

---

(1) 東松山市地域福祉計画策定委員会条例

平成25年12月20日

条例第33号

改正 平成30年3月26日条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する地域福祉計画を策定するため、東松山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 市社会福祉協議会を代表する者
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。  
(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	稲葉 一洋	立正大学社会福祉学部 教授	委員長
団体代表	江連 万徳	東松山市PTA連合会	
団体代表	荻野 紘	東松山市自治会連合会 会長	
団体代表	寺田 友彦	東松山市シニアクラブ連合会 会長	~R1.5.31
団体代表	須藤 博一	東松山市シニアクラブ連合会 会長	R1.6.1~
団体代表	利根川 實	東松山市商工会 副会長	
団体代表	篠原 敏夫	東松山市民生委員児童委員協 議会連合会	
団体代表	島野 正子	耳すまネット	
公募委員	初雁 建司	ボランティアグループ ふくふく木曜会	
社会福祉協議会	澤田 喜雄	東松山市社会福祉協議会 事務局長	
市職員	山田 昭彦	東松山市健康福祉部 部長	~H31.3.31
市職員	今村 浩之	東松山市健康福祉部 部長	H31.4.1~

(順不同・敬称略)



第二次東松山市地域福祉計画

発行 令和2年3月

編集 東松山市健康福祉部社会福祉課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-21-1455

FAX 0493-24-6066



## 第二次東松山市 地域福祉計画

---

～地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山～